

の事を掌り其文書に署名す此署名出仕には必ず七家の社司一人加入す蓋し内奏情願の宿弊を防ぎ相互の確執を豫戒するの本旨なり

一 執筆 一人

上奏申請其他の文書及諸記録に従事す

一 歳年番 三員

貢米の收納諸役米下行米の支給を掌る

一 修理方 三員

神殿以下諸建造及び建營物の修繕を掌る

附工匠には正大工權大工棟梁榑棟梁等ありて世襲し苗字を免す

一 山奉行 三員

境内營林及祭用材採伐等の事を掌る

一 川奉行 三員

河川を管理し祭供の魚漁をも掌る

一 造作方 二員

社家以下郷民家作の許否を掌る但過分の造營新造等を節制す

一月番 四員

月交代を以て前諸役員の外七家の社司自餘の社司氏人より撰出の評定各一員日勤諸役の事務を監し

且補助す社司は實際日出せず故に常役三員也

一 若役 人員定めず百四十人外の氏人十六歳以上凡三十歳迄

沙汰人の補助役として社家人別帳を總括し會議開催及諸通告を掌る

郷民には各部に年寄一人乃至二人行事三人乃至五人あり部内民戸、通告人別帳取扱の事を管し毎夕

沙汰人の私邸に参り通告其他の要件を承合す

會議は老若參會三手總會の二様あり

老若會は毎月會計及事務の報告公武の命令披露重要事件の協賛を受け且建議の權を有す前記若役以上の

營局及七家を除き評定及氏人等參會す三手總會は七家を除き社司氏人百數十人并十六歳以上無息の氏人

も總會し社家身上に係る重事を議評す六十一歳以上は除く

三手とは東西中の三手に組合せたるによる

又小密合と稱し諸役より報告の結果により社司は評定以下役員と評決し事後承諾を老若會に求むる事も

あり

會議の種別性質權力は頗る整然と存立せり月番より召集する事あり又其役員の見解ある時は何時なりと

も評定會を開く事を請求するを得此時評定所は役員に通告し時日を期し會議を開らく發意者主として其

議題を出し説明す又月番出席辨明する事を得るも議決の權なし又出席辨明を請求せらるれば辭するを得

ず議決の件は評定所より直に傳奏に出し傳奏より勅裁を仰ぎ判決せらる其事恰も方今の會議法に似たり

と云ふ舊時は社司自邸又は他所に開會せしが其後社廳を設け事務所とする事となれり

此他雜職數十員あれど煩雜なれば之を畧す

神事と佛事の關係

佛法渡來より朝家崇信せらると雖とも敬神尊祖報本反始の大義は嚴然として確守せられ賀茂祭其他臨時の朝使派遣には前後共に僧尼服者の内裏に參入を止められ致齋尤も至れり況んや神社社家に於ては清淨潔齋至らざるなく佛に關する言語をも忌みたり然るに中世より上下一般崇佛風を爲し次て本地垂迹の説行はれ神社本來の定義一變せるは他社に同じ弘仁十一年以後聖神寺神宮寺の創立あり一條天皇は舍利奉獻經所經藏を神殿の近傍に設られ治暦元年五月二十一日天台の僧徒來て仁王經を讀みて雨を祈り堀河天皇寛治六年供僧を置き讀經所神宮寺に佛供せしめ屢八講三十講行はる鳥羽天皇御宇多寶塔を建て供養

あり近衛天皇康治二年神宮寺供養久安三年一切經會を行はる神主は重保櫻會を起し重繼佐々木野に最長壽寺を創し民寺とし能久は神光院を創し石水院を明恵の爲めに建つる等敬神の心崇佛に移れる時潮の然らしむる亦止を得ざる歟後柏原天皇宸筆の法華經奉獻其他竹園公卿の舍利經卷佛軀を寄するもの少からず供僧は神主の補任によりて供入し其執達に依り權大僧都法印勅許あり天台真言二宗にして本寺なるものに屬せず繼嗣は師承實子等あり皆社家の猶子たり祭儀葬儀に關せず祭前より讀經撞鐘、社邊往來を禁し各所の薨を御さしむ平日も中門内に入る能はず近代迄廿一員あり祿米一人五六石給與す如上の慣行にて祭儀其他に佛法の混雜せる跡なく寺院建塔續經は別途に行はれ舍利は經所に安置せられたり兩部の儀式に混入せし跡あるも延寶以來洗滌せり然れども禪宗の勢ひ大なりし時代より之を學習して寛文の未迄は自家安心立命の要旨とせしは或行爲及辭世の詩偈諷詠及古則公案等の舊文書に殘留するを以て明なり葬儀は現時の神葬式なるものと大差なしと雖必ず日没後に非らされは行ふ能はず埋棺了りて氏寺の僧侶墓前に燒香念佛を爲し日時又之行ふ諸家米幣を施與して其勢とすと雖とも門内には入らしめざるなり死者を寺門に托して後に喪を發す是れ自家死穢を忌むの故なり社司は除服墓參を禁す故に女人僧徒等之行ふ其土民も畧同義と雖とも各部に惣堂ありて住持の僧尼葬後に讀經する社人と同しきも出入混同す社人の忌服者は脇門より出入して其所に清薦を垂れ居室も服の輕重に依りて異にす其忌服中は一般綱笠を冠る社司の門には潔齋也或は神事也僧尼輕重服凡不淨之輩不許入門内矣の簡を掲ぐ祭日のみ奉仕の輩は時に及て掲ぐ明治の初年に廢佛の令に接し神宮寺聖神寺經所は文久三年に破毀せらる其他の寺院淫祠を破却し佛軀經卷器具等燒却或は域外に出せり

一社特殊の慣例

社家幾多の戸別あるも人員百六十一人に限定し社司廿一人氏人百四十人社司は職祿を給し氏人は往來田を給す往來田とは總員に缺あるとき員外より補充し次第轉領するより名つく一回給田とし云ふ故に一家にして數人之を領し猶

父兄の職祿あるもあり總員中年長者上十人十者には老者田を次の年長者三十人に貴船田を増給し其子孫又一般に官祭の下行米を附與す七家は在職中の外所得なし若子孫補職者なければ無祿たり之に反し兄弟末者細職の期なければ多くは氏人となる七戸にして九職交補なるを以て斯る例は稀なり七家の末子氏人等賀茂以外の家に入り賀茂姓に改めたるときは苗字改正一戸分立として位置舊の如し而し養家の職位祿を兼有す其他姓を冒すときは社家例を解く朝家皇族攝家清華の職を兼帶するも資格變せず二者及一般も他住せは給田以下給與なし祭事の席次は社職の順位自餘は位次により公會には社司格順餘は位次別に定むる席次等により私會には年次に從ふ二百餘戸社家他姓を養子する事を嚴禁す近時數家他姓の人相續せらるあり

文明一社燒亡社家氏人争亂の事

賀茂の社人は社家氏人の兩族あり共に賀茂縣主の一流にして社家は本家氏人は庶流なり初め神主能久材能ありて後鳥羽上皇の寵愛を被りて勢力あり神光院及び石水院を建つ其系譜に據るに能久の第三子氏久は後鳥羽上皇の御子にて能久に賜ひし事を記したり上賀茂舊社家傳來の舊記に其事あり曰く能久皇子を賜はり其子と爲し祝宴を開らさし時能久の弟貴船禰宜久時獨賀せず曰く後來此皇子の統のみ獨勢を得て他家は自然に下風に立ち必す一族の不和を生じ争亂にも及ぶ事ありて之を思へば俄に賀すべきを見ずと述べしが氏久遂に神主に補せられ特に正三位に昇り此より勢力増長して遂に他年社家氏人の争亂となれりとあり

應仁大亂後文武の領地は互に掠奪せられ訴訟屢々起れり文明五年吉田社より其領地を氏人が横領せしを訟ふ神主勝久命を傳ふるも氏人は元來賀茂領なれば返すべき理なしとて從はず社家は朝廷幕府の勢に依りて之を壓せんすと氏人益々怒りて争亂の用意を爲す社司神體を禁中に假りに移さんと請ふ許されず社家は氏人の首謀を刑すれば其餘は赦さるべしとて遂に二人を捕へて河原に殺す氏人益々恟々或は云ふ武家來り伐んとすと氏人遂に連署盟約して社家に當らんとするもの九十一人に及べり文明八年に及び軋轢益々甚しく神事も動もすれば行はれ難し氏久已來社家は氏人を蔑視し已に二人を殺し更に憚る所なく社

入を私し神木を切り別荘を西賀茂に造り日々遊蕩に耽けり神事益々荒れり氏人屢々諫むれど聽かずして大に怒り其黨を拉かんとし五月十九日神光院にて明朝急に氏人を襲ひ其疾むところを殺さんと密議す供僧川光坊之を聞き急に氏人に報ず氏人大に驚き正祝重則の家に會し評議區々にして決せず雅樂助滿久膽勇あり逆襲の策を建て即夜七十餘人を分ち二十人を遣はし密に神光院の背後竹林中に潜ましめ五十餘人田尻より神光院を襲ふ社家驚愕二十人背後より亂入し松下延久竹内榮久鳥居大路遠平市敏平久用久道等を斬る勝久遁れ免る貞久危を知り早く京に在り直ちに上變す朝廷大に驚く氏人已に勝て賀茂に歸る宿老及び黨外の氏人大に驚き相議して曰く先に二人を聞して平和を得しに今此大事に及びしからは定めて武家を向けられ一社の大變となるべし元來今度の事は去年殺されし二人の子弟か首となり其父兄の仇を復せしなれば其情を量りて宥恕あらん事を願ふに若かしとて甘露寺親長卿によりて上申せり朝廷にては彼れ父の仇を報ひ又之を處分せば遂に相仇する事窮りなけん其黨のもの退散せば其罪は問はざるべしとの内議あり六月十二日氏人八十八人連署して社頭に祈願を行ふ十三日宿老の願を許されしかば各々契約状を與へ退散せしむる事と定りぬ然るに勝久は神光院にて其子の殺されしがため深く氏人方の勝平滿久を惡み必ず之を除かんとす氏人恟々安んぜず更に死生を誓ひて連署する事となれり勝久其黨と謀を回らし公武の間に通じ此二人を首謀として誅罰せば其他は宥めらるべし然らずは違勅に問はるべしと相達したり氏人黨之を聞き誓約を破り社家に通ずるものあり氏人相集りて評議すれど決せず二人曰く今社家と戦ふも勝算なし勝久惡謀已に深し我等生き残りては事治らず我等已に死するも猶惡計を逞くせば相共に社頭に立籠りて以て訴訟に及ぶべし然れば冤罪始めて白し一社の權氏人に歸せん是れ禍を轉じて福となすの道なりといふ此時社家は武家と西賀茂に屯し相迫る益々急なり於是勝平滿久刺違へて斃る宿老涙を揮ひ其首を取り葬狀を添へて西賀茂に送る社家黨大に喜ぶ勝久等更に策を立て詐りて和し急に襲ふて氏人を亡さんとし平和の連判狀を送り其心を懈らしむ時に八月二十二日也勝平繼平更に社家を煽動し二十三日朝急に武家と兵を進めて氏人を襲ふ氏人相共に社頭に據り防戦し大に大鳥居樓門の邊に關ふ殺傷過當

社家軍入る能はず遂に火矢を放つ會々雨風烈しく火燭殿社に及ぶ氏人急に神體を奉じ神山の奥に移す神殿已に焼け氏人大に敗れ或は戦死し或は自殺し死者永顯孫壽丸富顯胤顯等合三十六人社家已に勝ち三十六人の首を斬り山本町に梟し神光院に旋り更に殘黨を殲さんとす氏人即夜神光院を襲ひ社家を殺す勝久其事を奏せしかば朝廷大に驚き神社焼亡のため三日の廢朝行はれ社家以下亂妨者は其々罪せられ勝久は神主を罷め彌久を神主に補せられたり然れど此より社家は大に勢力を削られ氏人更に權勢を得る事となれり

享保年間社家流罪の事

社家氏人積年軋轢相和せず文明八年の内訌となり大破裂を生せしが爾來猜忌益々甚しく多く年所を経たり明曆に至り氏人の願により古制に復せられ寛文四年には七家の制立ち益々其勢を逞しくし森連久か時に至り益々跋扈を肆にし氏人憤慨尤も甚し貞享三年正月十五日森連久松下賢久貴船神事の歸途騎馬にて本社一鳥居を過ぎて下らず氏人大に怒り其非禮を責め社法に照らし社家列より放たんと欲す連久の養父連久は富野家より神主維久百方謝罪誓辭を出し無事を得たり元祿十五年七月六日祝林重豊從三位に叙せらるゝや連久又松下梅辻富野等を煽動し神主未補の輩上階の例なきを訴ふ賀茂傳奏中山篤信大に朝憲を輕んずるを怒り武家傳奏柳原資廉と謀り連久を召し大に譴責を加へ特旨滅等の上同月閉門謹慎を命せらるる明年歲末に至りて赦さる其跋扈此の如し氏人積怒益々深し朝廷之を憂ひ享保四年十二月十三日傳奏職より左の三ヶ條を達せらる

- 一社職五官神主副官權禰直 缺如の時は片岡社職代理し其者故障の際は氏人中より代理し片岡以下八攝社々職缺員等の際は亦氏人中より代理神事奉仕の事
 - 一七家及一般子孫共位袍は社職未補 從五位下宣下の時及び元服當日社參の外着用不可致事
 - 一叙爵は七家の子孫は九歳より其他は十五歳より宣下の事
- 此命令は全く社家をして法度に遵ひ禮式を守らしむる爲めに下されしに神主森連久祝富野致久權禰直松

下常久權禰宜梅辻那久片岡祝鳥居大路佐平實は遠久命を奉せず私黨を樹て屢々遠法驕僧の舉動を爲したるを以て同五年六月十三日皆職官を免じ位階を奪ひ閉門を命せらる六年二月十五日進久佐平は隠岐に那久は壹岐に流罪せられ致久常久等は追放に處せられ家族は流浪し家名斷絶し其傳來の舊記文書は社頭に沒收せらる之を享保社家流罪の一件とす此時岡本清茂藤木直恒最も力有るといふ即今社頭に存する舊記古文書は此時に沒收せられし者なり其後幾年ならずして特に其家名再興氏族中舊別の子孫にて繼承者を出さるゝや清茂直恒其事に周旋し繼承者の簡定より諸般の事に當たり五ヶ條の誓約を立て其繼承者をして兩家に對し謝狀を呈せしめ以て家名再興を得たりと云ふ

人物

本村は賀茂縣主系圖完存し且其遠裔の家も存するもの少からず其内には傳ふべき行事ある人物少からず今左に抄録し補ふに他書に載するところの記事を以てす

慶滋 保胤

賀茂忠行の子心を文學に潜め自から姓を改め慶滋と稱す菅原文時に從ひ聲名當時に冠たり具平親王と文を論ず大内記に任ず六條に亭を構へ其記を作り平安京の盛衰を傳ふ深く佛を信じ薙髮して寂心と號す日本極樂往生傳を著す東山如意輪寺に終る

賀茂 能久

賀茂縣主正系にして神主に補せられ正五位上に叙せらる後鳥羽上皇に仕へ寵あり系圖によれば上皇の皇子を賜ひ其子とす即ち神主氏久なり承久の役能久官軍に加はり宇治に向ふ七月二十七日六波羅に捕へられ遂に築紫に流され貞應二年六月十日配所に沒す築紫社務と云ふ能久の二妹共に上皇の宮に仕ふ美濃局讚岐局と云ふ

從三位 季子

賀茂神主能直の女にして能久の孫なり左大臣實雄の女となりて伏見天皇の宮に入り寵あり但馬局と稱す

花園天皇及び朔平門院延明門院の御生母也從三位に叙す花園帝即位の後顯親門院と號す然れど大日本史には其事を記せず賀茂系圖により之を記す

賀茂 重保

賀茂縣主氏にして神主に補せられ從四位上に叙せらる和歌を善くし千載集以下七代の撰集に入る治承二年三月十五日別雷社前に於て三十番歌合をなす當時の歌人平氏一門多く會す藤原俊成判者たり歌卷世に傳はる又尙齒會曲水宴を開らく其集を月詣集と云ふ建久二年卒す其子重政も神主に補せられ歌人なり

賀茂 氏久

神主能久の三男にて家傳には後鳥羽上皇の皇胤なりとあり賀茂系圖に氏久氏王文曆二年若宮禰宜建長二年貴布禰禰宜同六年正禰宜弘長二年八、十四補神主建治二年十月二日神主上表弘安九年三、十六神主再任同日叙從三位此上階始也同年十二、二十一上表正應九、六嘉年七十八とありて皇胤云々の事は無し社家の説にては系圖には謹みて記入せざるなりといふ氏久は後鳥羽上皇に非常の恩遇を受け御内翰を賜ひし事屢なり其家は松下氏と稱す今も猶數通を相傳せり其文章を見るに父子骨肉の間にあらざれば賜はり難き文句少からず其中このあきは、かまへて、まいらせらるべきよし、京へも申たれども、きこえ事を、おぼへてあるや、さのみたなはすかたにてあるもそれしよ、たばつかなくたばゆるもせんなければ、ことしのふゆはたごこになるべき也中略ことしこれへまいる事、えあるまじくはどくたごこになりてもしやともまつべし、ついにたもひとをらすして、このくにて、くちもはてぬときかは、そのたり出家をもすべし、かつは權中納言がもともこのよしを云ふ也信成がももにて元服はすべき也あなかしこ六月一日又此外にも此様の文句多し尋常の間とは思ひ難し氏久は末子にて神主に補せられ古來例なき從三位に進み其家獨り榮えて勢力を擅にしたるを見れば自から因る所有るが如し黒川道祐が遠碧軒雜記に松下は後鳥羽院の官女の腹に懷妊めいたるを松下に被下てその王孫なりと云へりゆへに後鳥羽院の宸翰の物多し尤も懷紙もあり後に隱岐國へ遷幸以後をきより松下に被下た宸翰もありめいよの物ども多し今に

一つもちらす罰あたるとをばへてしめかざりしてたぐ七夕に出して虫はらひをするなり先年法皇より叙
覽ありたきとあれども終に門外不出の物にてある間御所へは上げ申すまじきとのこと也と記したり然れ
ど大日本史には他に證無しとて取らずして疑を存せり總て貴顯の落胤の傳説は所謂證據不充分の事多く
して何とも判じ難きものなり思ふに後鳥羽上皇の御時は宮壺肅ならず白拍子より皇子女を誕するものあ
り此時能久の二妹も上皇の侍女たれば或は此女幸を得て家に下り産みし兒を能久に賜ひ其末子となさし
められしには非ざるか當時に在りて能く有りし事なるのみならず後來氏久に賜ひし宸翰を見ても其故あ
るべしと考がへらる

賀茂清爲 通稱甚助

後陽成天皇の皇弟智仁親王宮と云ふに仕へ從四位下肥後守に任す慶長五年七月石田三成の細川幽齋を丹
後田邊の城に圍むや親王古今和歌集傳授の煙滅を歎かれ甚助を遣し旨を諭し自重せしめらる幽齋感喜し
傳授の書卷に古も今もの和歌を添へて奉答し甚助に馬具等を贈りて款待す大阪の圍益々急なり親王歎惜
奏請あり三條西實條鳥丸光廣を遣し和解せしめらる天保年中甚助の子孫馬具等を桂宮に獻す

賀茂氏譽

醫術を以て徳川家光に仕へ友仙又は道烈と號す正保五年三月東福門院異例あり命を承け拜診大に驗あり
七月院宣に因り參院勸賞を蒙り直叙の法眼を拜す門院特に御手製の香合を賜ふ今尙家に藏す

賀茂重助二女

共に白河天皇の宮人となり姉を宇禮志支妹を祝緒と云ふ祝緒賀茂女御と號す花幣を作る

賀茂成平

神主なり蹴鞠に妙なり天承二年鳥羽上皇御幸の時上ヶ鞠をなし名譽を揚ぐ難波飛鳥井兩家の蹴鞠成平よ
り出づ又和歌を善くす

賀茂定久 又作貞久

建武二年五月十一日神主に補せらる此時尊氏亂をなし神官改補の事あり大平記に「中にも賀茂の社の神
主職は神職の中の重職として恩補次第ある事なれば答無しして改動の沙汰も雖有事なるを今度尊氏卿貞久
を改めて基久に被補任被眉を開く事僅に二十日を不過天下又反覆せしかば公卿の御沙汰として貞久に被
返付」とあるは此人の事なり定久は始終勤王の志を懷き氏人を率ゐて賊軍を防ぎしが延元元年六月二十
三日賊軍賀茂に亂入せんとするや定久之を拒むと雖ども賊軍聽かず定久馳て叡山の行在所に登る賊軍亂
入氏人防戦すれども衆寡敵せず賊軍火を社殿并民家に放ち亂妨を擅にす供僧承忠氏人經村疵を被り死者
多しといふ

賀茂成定

正五位下駿河守藤木彌右左衛門と稱す勇武にして細川幽齋に客たり戦功多く一人當千と稱す京に歸り販
狀を燒く書を幽齋の弟妙佐に學び其法を賀茂敦直に傳ふ賀茂の書博士此より始る又鍼法を善くし駿河流
と稱す中和門院の病を治し其子成祥後水尾天皇に奉仕し世々鍼博士となる

岡本保望

從四位下宮内少輔豊太閤に仕へ祿百餘石を賜ひ家に傳ふ幟十本吹貫一本を豊公に獻じ謝狀を賜ひ子孫に
傳ふ

賀茂元久

從四位下神主松下氏慶長五年九月細川幽齋田邊に籠城の時三條西實條鳥丸光廣を勅使として下さるや
元久之に隨行せり

賀茂敦直

從五位下甲斐守賀茂成定に太師様の書法を受け書博士と爲る明正天皇即位の時萬歳の旗を書す賀茂の書
博士此より起る

賀茂虎子

美濃守清國の女岡本氏關白秀次の侍女となる秀次敗るに及び夫人衆姫と同じく三條河原に斬らる年二十四辭世の歌を作り従容又を受く

賀茂満子

賀茂弘之の女會津城主保科正之の室となる後聖光院と稱す正之は一世の明主其正室となりしかば定めて賢夫人なりしなるべし

賀茂季應

山本氏正四位下安房守和歌を能くし殊に狂歌に長ず其家を雲錦亭と號す其著雲錦集、みあれの百くさ、萬葉集類句、富士日記、正誤かなつかひ等あり

賀茂直兄

松田氏正四位下伊豫守嘉永七年卒す其著藤園歌集、言葉の直路、千秋錦樹の記、貢の八十船、長歌考、萬葉歌意、硯の海等あり

賀茂直一

梅 辻 規 清
蔭池氏四品上賀茂社家氏人確執の起因を考へ其事實を記し南柯記一卷を編次す

從五位上飛彈守天保五年より東北諸國に遊歴し又江戸に出て復古の説を唱ふ又町毎に學舎を立て子弟を教育する事を論す又醫藥に精く曆數に通ず印幡沼治水の事を論す四方の士其門に集る弘化三年四月寺社奉行召して之を幽閉す其日本紀解の事を答むるや一社の總代を召して對決せしむ屈せず遂に八丈島に流さる三宅島に漂着し島民に尊敬せらる明年八丈島に至る土蒙其徳に服し教育文筆の事を托す規清時世を慨し曆法により支干を推し政道の事に論及す故に幕府の爲に罪せらる然れど近年遺書東京に行はれ其支干教會の如きは多く此學派に基けり三宅島の人爲に其紀念碑を立つ其著に日本魂復古廼乳房、太平の船歌、神道大意、國史義解大意、日本紀解注、東雲秘事於八丈島、神曆、壬寅曆、性質變化論、和訓考等あり

戸田保遠

舊社司從四位下紀伊守たりしが明治變革士族に編入せらる上賀茂神社禰宜となる明治二十二年死す學を好み和漢を兼ね考證に精し其著和漢合律疏、律令釋義、古俗字典書記、人物考、山城八郡考、賀茂史畧及び田家文稿等あり

賀茂山殖林計畫

殖林經濟は財政の要務にして近年頗る進歩せし如きも古人早く已に心を此に注ぎたり上賀茂神社の事を記せし南柯記といふ舊記の舊神官の家に有りしを見るに賀茂神社經濟困窮を歎して神山に殖林する案を記せり此書は四品賀茂直一の著也直一は蔭池氏を稱す享和文政年間の氏人にて考古の士なり其記事頗る正し其案は今日より之を見れば其事幼稚なれども當時に於て此に注意せしは頗る取るべきものあり因て其原文を左に抄録す

借今の一社中の形勢を案するに中驕奢次第に彌増居宅衣食音信送答に至り量入製出の古語を用いず分限相應せざるに依て自然と困窮に至る是全く其人の不經濟にあらず天下の時勢如何ともせん方なし雖然鬼やせん角やせんと評議のみにて年月を送らば借財廣大に成て本錢は勿論足物まで遅延し銀主より出訴に及ぶべし是れ一社一流の恥辱のみにあらず然れども今急に濟之は難成緩々可計之此經濟を案するに當山境内之荒地に不如植木、寛保正保の比までは毎年社家百姓等十六以上兩三日惣出にて松杉檜等を植し山なれど今は其事絶て奉行を定め人夫を雇ひ年々被植候へ共雜費多く其上少分の事にて廣大の境内行届き難きは往古の如年年に惣出して被植度事にや將又此木植場所新原多葉粉原其外山麓荒地の所にて幾くなく植度事なり其大概を積り見るに新源一所にて凡二萬坪とし一坪に二本宛植惣木數四萬本三十四年を経て伐る時一本一束積りにて四萬束十束一駄にして四千駄一駄六文目積りにて二十四貫目是より八年目毎に伐拂ふ時一株に付二束或は三束平均二束半積りにて十萬束駄にして一萬駄代銀六十貫目是を伐留と號し八つに割一年に二ヶ所宛伐拂へば年に七貫五百目の物成り次第に伐廻り九年目に再び初めの場所に歸

り伐る此外多葉粉原以下所々の木伐拂ひ此代銀を合せ年々御常用不足を相補は御持所不足無く永く相續可無滞將又この木植入用は結講有餘銀の内より出すべし中伐島興立し置時は御益と云勳功未伐に残るべし入用を厭はるれば先其半を植殘る所は二三段ハカリ令新開實を蒔き其苗を以て年々新植或は植拓の跡等へ被植付は雜費も減少すべし云々

逸事

賀茂踊謠

其始めは詳かならねど一種の盆踊なり其曲數十にして各其譜あり其歌は多く賀茂の神職の作りしものにて頗る優美なるものあり舊時は宮中御内儀及び公卿の間にも賞せられ祠職を召されて音頭を取り謠ひし事ありとぞ其中の一首を抄出して以て概畧を示す

花の傍

照りもせず曇りもやらぬ春の夜の徒然なりし折からにとい筆とりてそこなく下まつ花の品定め先雪間よりさきそむる梅のしづ枝にはつそりと三日月眉のうす霞櫻の笑顔えもいはぬ中とかく浮世はうの花とたもひ定めて氣散んじにそふてすてたるけしの花今は蓮のはなからて外に願はなつたけてはや文月の夕ぐれや小萩にそよとふく風の手に手をひきて朝がほの朝ひらきて晝しほむ中とへぞこたへぬ玉たれの内やゆかしき蘭の香はゾツとするほどやことなき中花ものいはぬ唇のゆふくれなるの茶山花やあかり障子に影見えて鳴くは霜夜の小夜千鳥

人情風俗

京都に接近するを以て大抵京都に同じく別に記すへきなし農家は稍醇素なるのみ

大宮村志

本村は大字東紫竹大門、大字西賀茂の二部落より一村を成せり

東紫竹大門は舊と大宮郷と號し其内に雲林院、門前、新門前、上野、三筑、開、藥師山、大門、大宮森、紫竹の十小村あり雲林院は本村の南部に位し門前新門前紫竹大門大宮森と南より北に連なり大宮森を相狹み市街を爲し上野開藥師山三筑は村の西より北に相連れり 明治五年合して一村となし東紫竹大門村と稱し同八年西南部なる千本廻を合併す

西賀茂は舊と細別して川上、今原、鎮守庵、總門、田尻の六小村をなし明治四年水室村を合併し同五年林田尻に合し竹殿と稱し以上八組を合せて西賀茂村と稱す各部落の距離一町又二三町に過ぎず總門鎮守庵の如きは始に相接す水室は西北の山中に在り相距る一里三十餘町明治二十二年二月町村制施行に及び京都府令第二十六號を以て東紫竹大門、西賀茂兩村を合せ大宮村と改稱せらる

區域

愛宕郡の西南に位し北は上賀茂村十三石山鷹ヶ峰村勸請山の峰を界とし東は賀茂川及新町通の街道を以て上賀茂村と界し西は紙屋川船岡山千本通り及び耕地山嶺を以て鷹ヶ峰村野口村及び葛野郡衣笠村大北山と界し南は京都市に限る

郷莊

南部は大野郷に屬し北部は栗栖郷に屬せし者の如し栗栖は類聚國史に延曆十四年十月辛卯遊獵栗栖野、又續日本後紀に天長十年九月戊子乃は、天皇幸栗栖野、遊獵とある所なり大野は日本後紀に延曆十三年八月癸卯、遊獵于大野と見へたり此邊は宮郊の原野にて西北の連山より舟岡山に及び大内裏の正北に近く披陀延曼の狀をなし歷朝御獵の地たり又栗栖野は馬寮の秣料の地となれり寛仁二年十一月官符を以て下上鴨神社に寄進ありし八郷の内にて栗栖は下社大野は上社の神領となれり山城名勝志の註に賀茂氏人注進記を引て大野郷今大徳寺領とあり又栗栖郷愛宕郡鷹ヶ峰東有御栗栖野、今西賀茂南とあり今に大宮通と鷹ヶ峰の

間に畑地に栗栖野と云ふ字地あり又上賀茂村の南部小山部落の邊は總て大野と稱し其間に大野と稱する字地あり是れ二郷の名の儘に存する所なり其後大宮郷と號す是は大宮通に當れるより此名起りしなるべし

幅員 東西約二十五町南北約二里五町餘面積は未だ實測を了らざれども約二方里餘と云ふ

管轄 古代は蓋し宮北の御料なりしが如し寛仁二年愛宕郡八郷下上鴨社に寄進せらるゝに及び栗栖は下社大野は上社神領たり但し大宮通を限りて東は神領西は大嘗會畑氷室馬草料等有るを以て神領に入らず王制亂れしより沿革詳かならざれど上社六郷の内に在り仍神領なり然れども大徳寺創立に及び東紫竹大門は多く其寺域又寺領に屬し西賀茂は多く禁裏御料地たり其本所三十餘に分割せられたり其區別大略左の如し

東紫竹大門

大徳寺領

吉見家領

禁裏御料

三條西家領

西洞院家領

柳原家領

三條西家領

西洞院家領

千木廻り支配地本所不詳

仙洞御料

會津上知領

本阿彌平十郎領

里村昌泰領

徳壽院領

角倉伊織支配所

二條殿領

金剛王院領

大聖寺領

藤波家領

寶慈院領

建仁寺領

相國寺領

正受寺領

大徳寺領

正傳寺領

上賀茂社領

岡本越後守給知

岡本下野守給知

松下攝津守給知

中大路甚介給知

上賀茂供僧領

千手院領

右の如く領主數多にして其地各所に混在す就中大徳寺領の如きは一千石以上なるも其他は百石或は五十石小なるものは僅かに十石に充たざるものあり明治維新の後悉皆京都府の管轄となれり

形勢

西北は連山疊重し東は賀茂川を帯び南は平坦にして京都市街に連り道路四達して運輸便利なり地味は概ね膏腴にして概別すれば四分は耕地^{四三}一分六分は山林なり耕地は稻蔬に適す東南は賀茂川を控へ養水自由を得て頗る便なり西北の山麓に接する地は溪水動もすれば涸盡し往々旱に苦むことあり又山林の地味は植樹に適し木材良竹等の産出夥し

山岳

氷室

本村の北方字氷室に在り蓋し氷室の舊址なり

船山

字鎮守庵に屬し高さ十丈周廻五町餘山面船形を畫す艘より舳に至る八十餘丈船底より橋檣に至る四十三丈毎年八月十六日晚に炬火を點す其壯觀東山如意嶽の大文字と伯仲す山脚の丘陵を鐘打山と云ふ點火の時村民今原鎮守庵總門の人齊しく鉦太鼓を叩き念佛するを例とす

城山

船山の後方に屹立す傳云ふ明智光秀の築ける城址なりと山上今尙石垣等の古形を存せり

尾沙門山

字鎮守菴に在り山上に古堂を存す京都市街を瞰下し眺望頗る佳なり傍らに稻荷の社あり

釋迦谷

西方連山の總稱なり

船岡山

本村の南方に孤立し其形舟に似たり別に記事あり京北の名勝地なり

河川池沼

賀茂川

其源を貴船鞍馬雲ヶ畑等より發し本村の東北上賀茂の界を流下し下鴨に至り高野川と合し京都市に入る幅三十間乃至五十間あり常時は砂礫のみ流水僅かに五六間許其深く淵をなすものは一丈餘淺きは一尺餘に過ぎず最も駛流にして清冽なり霖潦洪漲するときは全川盈溢して堤防を破壊すること往々あり

堀小川

賀茂川の支流にして本村字山の森より分流し東部の田間を南下して京都市街に入る市中に於て堀川と稱するは即ち此川の下流なり本村過半の田養水は此川に取る川幅は二間乃至三間なり

若狭川

本村の西方摺鉢池より發し三筑、上野を経て今宮神社前に至り繞りて大宮頭に出て東に折れて堀川に合す川幅僅に一問餘の細流なり

有栖川

紙屋川の支流にして葛野郡衣笠村字大北山より分岐し船岡山の南方の田圃を潤し南流して市街に入り堀川に合す

尺八堀

村の西北に在り周廻凡四町平水深さ一丈餘あり田養水に供す國史に綿子池とあるは是なるべし

摺鉢池

村の西方に在り周廻凡三町三十間平水深さ四尺許なり田養水に供す

六兵衛池

村の南方船岡山の北麓に在り周廻凡三町餘平水深さ五尺許なり

道路橋梁堤防

大宮街道

又は紫竹街道と云ふ

京都市大宮頭より門前紫竹を通じ大宮森を経て西賀茂に達す此間人家接續し小市街をなす西賀茂字竹殿に至り兩岐となり左は雲ヶ畑街道にして右は鞍馬街道とす延長五百九間廣三間八分

御輿街道

大宮街道の支道にして字雲林院より船岡山の北を過ぎ鷹ヶ峯村に至り丹波街道千本通に合す延長四百二十二間幅二間七分

上野街道

大宮街道の新門前より西北に通ずる支道にして上野を過ぎ字倉ヶ坂に至り兩岐あり左は三筑を過ぎて鷹ヶ畑村に出で丹波街道に合し右は西賀茂字鎮守菴に通ずるなり延長九百三十四間幅二間三分

雲ヶ畑街道

字竹殿より林を過ぎ川上を歴て車坂を越へ雲ヶ畑村に達す延長千八百七間幅二間

鞍馬街道

字竹殿より上賀茂村に出で鞍馬に達する道路にして本村に屬するもの僅かに六町餘に過ぎず

金閣寺街道

船岡山の南方に在り下鴨より金閣寺に通ずる街道にして明治三十五年の新設なり延長七百六十間幅三間

門前南橋

大宮街道に屬し若狭川下流に架す石造長一間幅二間半

門前北橋

南橋の北二町許に在り石造長一間中二間半

御與橋

御與街道に屬し若狹川下流に架す石造長一間巾二間

菱屋橋

鞍馬街道堀小川に架す木造長三間巾七尺

賀茂川堤防

本村に屬する分は河の西邊にして其内民有の分は僅かに百六十間餘は官民區分判明せず

里程

本村元標よりの里程左の如し

京都府元標 一里三十三町

受宥郡役所 一里十二町

京都府府廳 一里三十三町

京都府市界 十町

上賀茂村 二十二町

雲ヶ畑村 二里二十五町

鷹ヶ峰村 二十一町

葛野郡衣笠村 三十三町

東紫竹大門部落中央 五町

西賀茂部落中央 十町

氷室部落 一里三十町

運輸

本村は京都市に接続するを以て北方鞍馬、雲ヶ畑等より市街へ木材薪炭等を運搬するの要路に當り運輸頗る便なり

字地

東紫竹大門部落

宮	字	名	方位	段	別	下	字	名	方位	段	別
宮	の	後	東南	五二、九一三		柳	東	南	四四、六二一		

下	御	所	田	同	上	三三、四一九	鳥	田	東	三九、六二八	
中	御	所	田	同	上	三〇、九〇二	小	柳	同	二五、三一九	
上	御	所	田	同	上	四〇、五一五	佛	前	同	五四、七二七	
堂	ヶ	芝	東	東	三四、三〇八	門	前	南	中	四一、三二六	
梅	の	木	東	北	三〇、二二〇	紫	竹	東	同	二三、二〇九	
口	才	木	東	上	三六、〇一四	紫	竹	北	同	四一、三二二	
上	本	本	同	上	二八、三〇〇	紫	竹	北	同	三九、九二七	
下	本	本	同	上	四八、三一四	紫	竹	南	同	二六、五〇三	
桃	ヶ	芝	東	上	二七、五一〇	大	門	北	同	五三、二二九	
八	重	手	同	上	四四、〇〇九	中	筋	中	同	四五、五二五	
高	内	手	同	上	二七、五一〇	堂	谷	上	同	四一、七二五	
辻	同	上	同	上	三二、八二五	三	野	南	同	三七、八一四	
石	同	上	同	上	三一、二〇一	三	野	北	同	五一、六〇一	
龍	ヶ	坪	東	南	三五、九〇〇	開	野	北	同	二二、二〇一	
横	路	坪	南	上	八、八一二	脇	野	北	同	三八、五〇二	
雲	院	路	同	上	三三、三二二	小	野	北	同	二四、一〇五	
藥	東	上	同	上	五四、九一九	龍	野	北	同	九五、四二〇	
藥	西	上	同	上	五五、二一七	逆	野	北	同	六四、九〇二	
箱	井	上	同	上	二二、六二四	上	野	北	同	二二、二〇〇	
筑	北	上	同	上	四四、六一〇	山	野	北	同	四一、一二七	
三	北	上	同	上	四五、六〇五	藤	野	北	同	四八、一〇三	

受宥郡志 大宮村

二百九

地籍 萩原西 四二、七三三

明治四十一年十二月末日調査

官有地 第一種 一〇七、六〇一

御陵墓地 〇三三三

別格官幣社地 二、四五二五

郷村社地 七〇二七

御料林野 第二種

道 七二、二六二二

其他 一

寺院敷地 第四種 一八、三七〇七

民有地

有租地 一、四四三、一四二六

田 一九一、八六〇〇

畑 八五、九六二八

宅 二九、一四〇二

山 一、一三一、七六二九

原野 一、三五一九

民有免租地 八、八七二九

學校敷地 五四〇三

郷村社地 一

墳墓地 六〇二二

用悪水路 四、八〇二〇

溜池 二、二八〇〇

堤塘 三六二九

道 三六二九

役場敷地 八一八

租 一一、五二四、五二一

國稅 五、三四九、三八六

府稅 一、二〇〇、三五三

郡費 一七、四七一、三一四

村稅

官公衛

大宮村役場

警察署敷地 一八二七

病院敷地 一

隔離病舎敷地 一

運河地 一

其他ノ公用地 一

井 一

保安林 一

租 四十年

四十年

村立待鳳尋常小學校舎内の一部を以て之に充て來たりしが明治四十二年四月村會に於て決議し舊位地より少しく南方に新築し事務の敏捷を計る爲め電話機の設備を爲し大に治蹟を揚げんとするに至れり

學 校

待鳳尋常高等小學校

東紫竹大門字紫竹西北四十八番地に在り本校は明治六年一月二十日の創立にして當時字紫竹東南の地に在り東紫竹小學校と稱せしが明治十二年十二月現今の地に建築移轉し待鳳小學校と改稱す爾來學制の改革に伴ひて幾多の變遷且つ校舎の増築又は改築等ありて現今の校舎となりしものにして明治四十一年度在學兒童數は尋常科男百九十三人女百七十七人計三百七十七人高等科男七人女十人計十七人合計三百八十七人にして教員數は正教員男八人女一人專科正教員女一人計十人なり

愛宕郡第二高等小學校

待鳳尋常小學校の北隣にあり上賀茂、大宮、雲ヶ畑、鷹ヶ峰、野口五個村の組合にして明治二十五年の創立なり因に明治四十二年四月より京都府女子師範學校の開始と小學校令の改正實施とに伴ひ村立小學校を廢止し其の附屬小學校となれり

病 院

私立船岡精神病院

船岡山の南麓に在り明治二十年の設立にして岩倉精神病院と共に其名高かし

工場及び牧畜場

工場は雲林撚糸合資會社、京都織物會社紫野工場、西陣織物模範工場等あり其他は畧す
雲林撚糸合資會社

字雲林院小字横路に在り明治二十九年四月の設立にして資本金參萬圓西陣織物に用ゆる生糸を撚るを業とす

京都織物株式會社紫野工場

字雲林院小字下御所田に在り明治二十八年十二月の設立にして繻子織物を專業とす

西陣織物模範工場

字雲林院に在り明治三十六年の創立にして資本金拾萬圓主として絹綿織物を業とす

收 畜

搾乳場數 三

四十一年

乳用牛 四二頭

搾乳高 二三五

價格 六、三二五

物 産

本村は特産物なし普通産物は米、麥、菜種、茶、野菜類、藍、木材、竹、薪柴、松茸等にして其産額并價額は概ね左の如し

農 産

米 四、三〇七

六二、五五五

麥 一、七二〇

一一、九三〇

計 六、〇二七

七五、四八五

大豆 四〇

四七〇

小豆 一二

二七四

蠶豆 四九

四二〇

碗豆 一八

一七〇

菜藍 五、二八五

一、八五〇

菜種 三三三

二、五八四

芋 二〇

一〇〇

蘿	八〇、〇〇〇	四、〇〇〇	燕	四、五〇〇	三六〇	葱	一七、五〇〇	一、七五〇	葱頭	三、六〇〇	四五〇	胡瓜	五二五	七八	西南瓜	八、七五〇	七八八	西瓜	三、〇〇〇	三〇〇	茄	七五〇	一二五	酸菜	一四、〇〇〇	一、八二〇	牛蒡	三、六〇〇	三六〇	筍	一、三五〇	二五〇	其他	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	計	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	林産	一八、七二九	一、五〇〇	九及角材	三、三〇〇	三、四〇〇	挽材	三、〇〇〇	三、〇八五	竹材	一、六〇〇	二、四五〇	苗木	五五、一五〇	八二七	薪材	六〇〇	一、三六五	松茸及諸菌類	八〇、〇〇〇	三、〇〇〇
---	--------	-------	---	-------	-----	---	--------	-------	----	-------	-----	----	-----	----	-----	-------	-----	----	-------	-----	---	-----	-----	----	--------	-------	----	-------	-----	---	-------	-----	----	--------	-------	---	--------	-------	----	--------	-------	------	-------	-------	----	-------	-------	----	-------	-------	----	--------	-----	----	-----	-------	--------	--------	-------

其計 一、一六六
 其他 一五、二四三

工計 四、五〇〇
 絹織物 四五、〇〇〇

洋服地 七七、二三〇
 生緋子 一一〇、六六〇

其他 三、〇〇〇
 計 一三五、八九〇

合計 三四五、三四七

備考 其他製茶、蠶繭絲、畜産、家禽等の産出多少ありと雖も畧す

民 本村は従來農業本位なりしも近來京都市の發展に伴ひ各種の製造工場の設置あり殊に西陣に接近せるより各種の機業者年と共に轉住する者多く今や村の南部市に接近するもの恰も京都市街地たるの觀ありて漸次益々發展の趨勢あり今最近の調査に因る各職業別左の如し

農	一七四	八七四	林	一	一	工	三五〇	二、二〇〇	商	五五	三五五
---	-----	-----	---	---	---	---	-----	-------	---	----	-----

明治四十一年末現在

交通業	100	128
日稼及労働者	100	28
雑業	150	300
公務及自由業	200	433
無職及職業不詳	460	60
計	905	530
		4780

直接國税を納むるもの左の如し

四十一年末現在

百圓以上	9	甲牛車	21
五十圓以上	27	大車	22
拾圓以上	116	人力車	23
五圓以上	59	自轉車	23
參圓以上	36	計	23
車輛			
荷馬車	286		
乙牛車	1		
中牛車	1		
自用車	23		
畜産			

四十一年末現在

家畜	牛	7	豚	7	計	14
家畜	鶏	30	鴨	4	計	77
家畜	計	7	計	11	計	77

養蠶 養蠶は年々減少しつつあるも本村に於ては尙左の反別と製産とあり

養蠶 養蠶は年々減少しつつあるも本村に於ては尙左の反別と製産とあり

養蠶 養蠶は年々減少しつつあるも本村に於ては尙左の反別と製産とあり

製茶 製茶は年々減少しつつあるも本村に於ては尙左の反別と製産とあり

製茶 製茶は年々減少しつつあるも本村に於ては尙左の反別と製産とあり

製茶 製茶は年々減少しつつあるも本村に於ては尙左の反別と製産とあり

本籍人口	88	明治四十一年末現在
華族(男)	23	
華族(女)	17	
士族(男)	23	
士族(女)	17	
愛宕郡志	大宮村	二百十九

平 民 男 二、二二六
女 二、一三〇

計 四、四〇二

現住人口及戸數

人 口 男 二、四六九
女 二、三三四

計 四、七八三

戸 數 九〇五

宗 教 (在住人)

神 道 一三二

佛 道 四、七六八

基 督 教 一

宗 教 未 詳 一

神 社 一

建 勳 神 社 東紫竹大門 字舟岡山

祭 神 贈太政大臣從一位平朝臣信長

合 祀 從三位左近衛中將平朝臣信忠

別格官幣社なり明治中興の隆運に際し信長の撥亂反正の偉勳を追賞せられ同二年十一月十七日其裔孫羽州天童城主織田信敏に勅して信長に健織田神社の號を賜ひ之を祭らしめらる明年十月九日天童の藩邸に祠を建て勅使少辨五辻安伸を差遣せしめ改めて建勳神社と號せられ同八年四月廿四日別格官幣社に列せら

れ京都府に命し神祠を舟岡山に新設せしめらる初め天正十年の變あるや豊臣秀吉一職其仇を誅し更に公の爲め大に葬儀を大徳寺に行ひ總見院を建て公の菩提を吊ふ此時新に巨剎を舟岡山に建て大徳寺より長廊を架し之と通し公の菩提寺と爲さんとし舟岡山を仁和寺より買ひ之を大徳寺に寄進し己に其工事を起し後陽成天皇宸翰天正寺の額を賜ひしか軍國多端其事を果さしりしと云ふ此に及び當時の舊地なるを以て社地と定められしなり同十三年六月工事竣成同七月一日織田邸内鎮座の靈代を遷し九月一日勅使參向宣命を奉し其由を告げたり其翌日特に信忠を合祀せしめらる近年有志者織田公彰德會を設け社地拓張、神社改築の計畫中なり境内七千三百七十五坪

今 宮 神 社 同 小字紫野

祭 神 大 巳 貴 命 稻 田 姬 命

府社なり初め一條帝正曆五年疾疫流行天下不靜之に由て六月廿七日疫神を舟岡山に祭り御靈會を修せしめらる木工寮神輿を造る僧をして仁王經を講せしめらる俗人樂を奏し群參市の如し事終りて神輿を混華海に流す蓋し疫神祓の祈なり未だ幾年ならず長保三年五月九日疫神祭を紫野に遷し御靈會を行はる之を今宮祭と稱す此時藤原長能の奉納せし歌あり日本紀畧に事を記して此非朝議起自巷説とあるを見ても當時の狀情を知るへし此より歷朝及將家とも崇奉甚厚く上下士女相競て之を祭れり故に近衛帝の時には京中兒女風流を備へ鼓笛を調へ紫野詣を爲す事甚盛んなりしかは之を禁せらるゝに至れり弘安二年に從二位を授け幾年ならず又正一位に進めらる其崇信此の如し故を以て足利時代戰亂相踵く時に於ても今宮祭は京都の大祭として大抵斷へす行れ奉幣神幸其儀甚盛んなり京都荒廢の間に於ても甚しき衰頽に至らず徳川幕府の時代を經過し明治の維新に會し一旦郷社に列せられしが明治十四年六月九日更に府社に進められたり社地五千六百五十五坪官有地第一種神社宏麗舍殿相連れり明治廿九年四月五日燒亡せしが其後更に新築せり氏子は其近村及京都市上京堀川以西數百町壹万二千餘戸を有し稻荷、八坂、北野、御靈諸社と共に京都の崇敬社たり例祭十月九日神幸は五月十五日其儀太盛んなり四月十日に鎮火祭あり世に「や

すらひ祭」と云ふ

境内攝社

疫神社

祭神 素盞烏尊

社傳に正暦以前より此に在りし社なりと然れども詳かならず明治廿九年焼亡

若宮社

八

稻荷社

月

讀神

宗像社

日吉社

織姫社

地

主社

八幡社

右山緒皆詳かならず之を畧す

貴船神社 同 小字紫竹西北

祭神 高 龍神

村社創立詳かならず境内九十五坪官有地第一種

總社 同 小字紫竹西南

祭神 天 神 日 命 入 幡 大 初神

村社創立詳かならず境内九十二坪官有地第一種

八坂神社 同 同三筑北

祭神 神速須佐乃男命

村社創立不詳境内百七坪官有地第一種

玄武神社 同 雲林院内

祭神 惟喬親王

村社社傳に惟喬親王の遺物なる劍を紀名虎の祭れるなりと云ふ社地九十二坪官有地第一種

小森神社 同 小字下芝木

祭神 水分神

久我神社の末社無格社舊社記に文永八年の記事に見ゆ中古廢せしを正徳以來本宮造營の時之を作る社地

十四坪官有地第一種

久我神社 西賀茂 字竹殿

祭神 健津見命

舊と氏神社といふ賀茂の社人の氏神として仕へしにより是れ社人は此神の裔なれば社の本稱を擧げずして單に氏神と稱せしより舊名を失ひしなるべし釋日本紀引く所山城風土記に建角身命の此地に至り給ひし事を記して隨山代川下坐葛野河與賀茂河所會至坐通見賀茂川而言雖狹小然石川清川在仍名曰石川瀬見小川自彼川上坐定坐久我國之北山基從爾時名曰賀茂也とあり久我とは此地の舊名にして命の川を上りて此所に來り其山川を愛して居を定め給ひし所なり北山基とある能く地勢に合へり伴信友の説に久我神社は當初建角身命顯身にて久我の北の山基に在住給ひしに殿舎の跡所にも社を建て久我神社と申して祀りしなるべしとあるは然もあるべし貞觀元年正月二十七日正六位上より從五位下に進められ延喜式に久我神社とあり古來攝社の中にて特別に崇められ氏人禰宜祝を置かれ第八位の攝社たり賀茂氏人註進狀に氏社祭四月神申日社司五官云々騎馬向于氏神社奉幣下向小森有舞樂とある所にて氏人の特に祭を成したるを見るべし明治五年更に考證ありて久我神社と改稱ありて攝社第六位と定めらる祭日四月一日十一月一日境内四百九十坪官有地第一種

大將軍神社 同 字總門

祭神 磐長姫命

村社創立詳かならず相傳ふ元と瓦屋寺の鎮守なりと境内二百五十五坪官有地第一種

境内神社八字之を畧す

山の森神社 同 字川上

祭神 稻速命 思姫命

賀茂別雷神社の末社創立詳かならず境内二百八十八坪官有地第一種一名浮田の森と云ふ

氷室神社 氷室 字氷室

村社口碑に舊と伏原家の領地にて其勸請せし社なりと云ふ祭神并年代詳かならず其拜殿は東福門院の御寄附なりとぞ境内二百七十五坪

寺

大徳寺 字東紫竹大門 小字紫野

本尊 釋迦如來

禪臨濟宗大徳寺派の大本山にて龍寶山と號す後醍醐天皇の勅創にして大燈國師宗峰妙超の開基なり妙超大燈國師紹明に従學し後京都東山雲居菴に居る赤松圓心則祐之に歸依し爲に小堂を紫野に營す時に正和四年なり後醍醐天皇御眷尤も深く更に其地に就き廣大なる寺域を賜ふ其四至は東限舟岡鼻南限盧山寺西限鷹峰土手北限千足藥師山北道とあり殆ど本村の大部分を占めたり大に伽藍を營し號を龍寶山大徳寺と賜ひ御祈願寺と定めらる帝隱岐より還幸に及び本朝無双禪苑となし大燈の門弟相承け他門之に住するを許さすこの宸翰を賜ひ又南禪第一の上に相并び聖躬億兆の寶位を祈り奉るべき繪旨を賜へり諸山之を猜む勅して法を清涼殿に論す玄思法印儒者と共に之に當る皆伏す花園法皇御眷亦尤深し此より寺運益々隆に法燈益々輝けり享徳二年回祿に罹り未だ幾年ならず文明二年兵燹に罹りしか同五年一休禪師土御門帝の繪旨を奉り勸募して之を中興し天正慶長元和の際に徳川幕府及諸大名の力を以て漸く修興せり其寺域は建武元年五月繪旨を以て東限舟岡山南限安居院大路西限竹林北限内山後社とあり維新前には二十三町九反五畝餘を領し今は十五町一反四畝餘を有し官有地第四種にして其他は上地の後寺有又は民有とな

本 大雄殿と號す本尊釋迦如來即本寺の本尊也第三回の建物にして寛文五年京都の那波素順兄弟其亡父常有の爲に再建せし者なり

法 演法堂と號す享徳燒亡の後寛永十三年小田原城主稻葉丹後守正勝の其嗣正則に遺命し再造せし所なり

山 解脫門と號す文明年間柴屋軒宗長一休和尚の爲めに再建せしを天正年中利休居士其上の閣を加へし者なり

勅 使 門 寛永十七年明正天皇の賜ふ所にて皇居の南門なりと云ふ

方 元弘中北島玄慧開山に歸依し其宅に施し方丈とせしが文明燒亡後一休和尚之を再興す寛永十三年京都の後藤益勝之を庫裏とし更に此建物を構造せりと云ふ

日 暮 門 豊太開桃山舊門にて舊と山門の西に在りしを明治三十三年特別保護建造物に定められ舊來の明智門を撤却し此地に移す修理移轉せり

梶 井 梶井尊胤親王の舊門なりしを本寺徹山に寄附せられ此に移築し享徳應仁の火災に免れしものなりと云ふ

境内佛堂
雲門庵

本尊 開山大燈國師

大方丈の後方に接す即ち開山國師の塔所なり
其他之を畧す

別院
德禪寺

本尊 釋迦如來

後伏見天皇皇子二品尊胤法親王は梶井門主にて本寺第二世徹山に歸依し其宮地を賜ひ本寺を創立せしめ
らる林泉の勝あり親王の影を竹影閣に安せしが明治九年泉涌寺に移す此因縁を以て特に別院となせり

塔頭子院
一般寺院に於ては塔頭子院は之を畧すれど本寺は特別の名山にして塔頭の創立は其事實甚重きものある
を以て別に之に記す

養徳院

本尊 釋迦如來

應永年中左大臣足利義滿之を洛東祇園に創立し後養徳院と號す明應中此に移す

眞珠庵

本尊 一休和尚

一休禪師の庵室にして舊と膳廳軒と號す延徳三年再造今の名に改む寛永十五年今の堂宇を建つ通仙庵は
正親町天皇女御の御粧殿を侍醫半井瑞庵に賜ひしもの庭玉軒は永享年間一休の徒弟没倫の舊菴金森宗和
茶室を創立し頗る古雅なり東雲菴は陸室紹陸の庵室にして長祿年間の建物なり本菴方丈と庭玉軒は特別

龍源院

保護建造物と定められ明治三十六年國費を以て大に修營を加へられたり

本尊 釋迦如來

永正元年能登國島山氏豊後國大友氏周防國大内氏相共に之を創立す

大仙院

本尊 同上

永正六年六角近江守政頼其徒と之を創立す其子の僧となる者古岳を開山とす方丈の襖畫花鳥は元信筆林
泉は奇石を疊み之を築く相阿彌作と云ふ

興臨院

本尊 同上

天文年中能登國主島山左衛門佐々木義綱と之を創立す

瑞峯院

本尊 觀世音菩薩

天文四年豊後國主大友宗麟之を創立す

聚光院

本尊 釋迦如來

永祿九年三好左京大夫義健其亡父長慶の爲めに創立す

大慈院

本尊 同上

天正年中織田信長の女兄安養院大友義鎮の女兄見性院之を創立す

三光院

本尊 同 上

天正十四年石田三成淺野幸長森忠次各資を投じて創立す

高桐院

本尊 同 上

慶長年中參議細川忠興之を創立す

正受院

本尊 同 上

天文年中關民部太輔盛衛之を創立す

玉林院

本尊 同 上

慶長三年曲直瀬發安院之を創立す

芳春院

本尊 同 上

慶長十三年贈從一位前田利家の後室芳春院及其子利長利常の創立する所なり玉室宗珀を開山とす吞湖閣

あり前田氏の靈廟なり

龍光院

本尊 同 上

慶長十一年黒田長政其父如水孝高の爲に創立し如水の法號を以て寺名とす黒田家靈塔あり聯芳堂と云ふ

又有栖川宮の御廬所なり境内四百七十四坪民有地第一種寺産として田畑三町六段餘を有せり

孤蓬庵

本尊 同 上

慶長十七年遠江守小堀政一小庵を龍光院内に創立し後更に此に移し堂宇を建て茶寮を設け其菩提寺とし政一の子江雲宗龍之を受く政一家の墓あり其後出雲國主松平治郷更に修理を加へ家廟を立て大圓菴と云ふ茶亭林泉其名最高し其茶室と方丈は特別保護建造物となれり寺産田畑四町餘を有せり

黃梅院

本尊 同 上

天正十二年小早川隆景毛利輝元と共に之を創立し其後隆景の髮塔を設く黃梅院とは其法號なり

大光院

本尊 同 上

天正年中豊臣秀長大和を領せし時郡山に創立す慶長年中藤堂高虎之を此に移す即ち秀長の菩提寺なり其墓あり

以上現存する所なり舊時隆盛の際には此外數十の塔敷子院を併へ門を連ねしが數百年の間興廢一ならず明治後廢止せし者少からず其中豊太閤の織田公の爲め創立せし總見院又太政所の爲めに創立せし天瑞寺の如きは堂宇莊麗寶器無數寺中第一の巨刹たり且其寺領も多く之が爲め本寺は數百年間其功德に頼りしに一朝廢撤活却して其墳墓をさへ荒穢に委するは甚だ惜むべきなり本坊寶物の優等品は多く此二寺の遺物なり昌林院は蒲生氏郷の菩提寺にて其真墓あり是亦廢毀して荒蕪となしたり是等は國史に關係する所の惜むべき者なり又其法流に屬する松源院龍朔寺の如きも亦廢滅せり

大徳寺は朝廷御崇敬公卿武家の歸依特に厚く名僧の支那に學ぶ者多く又豊太閤の關係より什器文書の貴重品甚夥し維新の變大に散逸せしも今猶五山に冠たり其内にて國寶と定まりし者本坊にては後醍醐天皇開山大燈國師投機偈二幅元弘三年八月二十四日大燈に賜ひし宸翰絹本着色自贊大燈國師像、絹本中觀音左右猿鶴牧溪筆、水墨龍虎二幅塔頭にては光信筆百鬼夜行卷物、正信筆竹石白鶴屏風一隻、珠、牡丹孔雀模様鑿堆朱盆銘張成^大仙等なり此類を擧ぐれば宸翰古文書書畫工藝品の國史の證憑美術の模範となるべき

者敷ふるに違あらず又其建造物にて特別保護建造物と定めしは豊太閤桃山遺物の門真珠菴方丈茶室の庭玉軒、孤蓬菴の茶室方丈等なり以上大徳寺及び塔頭子院とす

雲林院 同 小字紫野

本尊 觀世音菩薩

平安京の初め特に造營ありて嵯峨院に亞く離宮なり嵯峨帝は嵯峨院を淳和帝は此院を營み離宮と爲し給ひしものなるべし其國史に見へしは類聚國史に天長九年四月癸酉、嵯興幸紫野院、御釣臺、院司献物、命陪從文人賦詩、御製和成、賜祿有差、新擇院名以爲雲林亭とあり其の紫野に在るを以て紫野院と云ひしを此に及び雲林亭と號せられしなり其大小結構は詳かならざれども山城名勝志引く所古今榮雅抄に東西七十三丈南北七十三丈也舟岡山の東からすれかはなの近所うちるといふ所なりとあるによれば其廣大なる地域を占めしと且其所在をも知るべし即ち今僅に存する堂宇の在る邊に當れり此院行幸は屢々行はれ文人詩客の作も少からず誠に莊麗なる禁苑なりしが如し仁明帝の時皇弟常康親王に賜ひ親王天台に歸依し此にて出家せられ貞觀十一年二月此院を僧正遍昭に附せられ元慶八年遍昭の奏請により官寺となし元慶寺は當時遍昭の住院なるを以て此院を其別院とし年分度者三人を賜ひ此より天台の巨刹となれり歷朝の崇敬文人墨客の遊觀史書に傳はるもの少からず或は念佛寺を營み菩提講を興し寺運甚隆盛なりしが北條氏の頃より漸次衰頽せしを大徳寺建立に及び大燈國師に賜ひ此より殆ど荒廢せしが寶永年中寺名再興し一字の小堂を建て大徳寺の末寺とせり境内二十六坪民有地第一種堀川天皇中宮後三條天皇の皇女馬子内親王御墓は此内に在るべきも今詳かならず

寶泉院 同 同雲林院

本尊 神變大菩薩

眞旨宗三寶院末寛政年間創立境内八十四坪民有地第一種

常徳寺 同 同三栗柄野

本尊 釋迦佛 多寶佛

日蓮宗妙顯寺末知足山と號す寺傳に知足院の舊地なりと云へど猶考ふべし明治の初迄は本堂其他備はりしが多く撤却して現況となれり知足院のことは舊跡の部に記す境内百五十三坪官有地第四種

來光寺 同 同門前

本尊 阿彌陀如來

禪臨濟宗大徳寺末元和年間創立境内九十四坪民有地第一種

西向寺 同 同遊盛野

本尊 阿彌陀如來

淨土宗知恩院末寛永年中創立境内四百四十五坪民有地第一種

招善寺 同 同西栗山

本尊 阿彌陀如來

淨土宗一心院末寛永年中創立境内千四百六十坪民有地第一種近年大に修營を加へ寺運を興隆せり

光念寺 同 同上野

本尊 阿彌陀佛

淨土宗知恩院末寛永二年創立

一様庵 同藥師山

本尊 藥師如來

禪黃檗宗萬福寺末正徳年間隱岩禪尼創立近衛基熙家久之に歸依し殿舎を寄進し其夫人光相院の祭料十石を付す一時尼の一叢林たりしが維新變革に會し祭料は廢せらるゝも依然存立せり境内三百九十三坪民有地第一種寺産耕地七段餘山林十町餘を有す子院三、長揚庵、淨心庵、長寧庵と云ふ

清 泰 庵 同 同三菟北

本 尊 釋迦牟尼佛

禪曹洞宗源光庵末境内百六十二坪民有地第一種

西 方 寺 大字西賀茂 小字総門

本 尊 阿彌陀佛

淨土宗光福寺末舊と天台宗にて慈覺大師創立中絶せしを正和年中道空上人中興改宗す境内百四十七坪民有地第一種

慈 源 庵 同 小字田尻

本 尊 地藏菩薩

淨土宗知恩院末慶長中創立境内五十七坪民有地第一種

神 光 院 同 字総門

本 尊 弘法大師

眞言宗古義派醍醐寺所轄一等格院寺傳に建保五年上賀茂社務能久下社頭に參籠し靈光と託宣とに感じ其光の照せし地に神殿を設け庭園上人を請して法樂を供せしに始まれり其地は即瓦屋寺の在る所なり能久三男三位氏久醍醐金剛王院覺濟を請して院主とす其子孫永く檀越たり其本尊は舊と愛染明王なりしが中古弘法大師となし今は右に愛染明王左には舊と上賀茂神宮寺の本尊を安す此佛像は明治維新神佛分離の際現住職智滿僧正請て此に移せりと云ふ寺祿は舊七十石餘を有せしが維新後無檀家にて廢寺とならんとせしを智滿僧正拂下を願ひ同十一年新規則により之を維持し更に寺産地面を寄附し堂舎を造營し之中興せり境内六百十八坪皆智滿の寄附地なり本寺は京都三弘法の一にして衆人參拜多し寺内の茶場は蓮月尼の舊栖なり

境 内 佛 堂

開 山 堂 本 尊

中興慶園上人

太 子 堂 本 尊

聖德太子

辨 天 堂 本 尊

辨財天

正 傳 寺 同 字領寺庵

本 尊 釋迦如來

禪臨濟宗南禪寺所轄初め弘長年中兀庵禪師歸化す東岩宏覺禪師其衣鉢を嗣き法德甚高し靜成法師深く之に歸依し一條今出川に於て一寺を創立し佛殿諸堂を建つ山徒の爲に被却せらる此時蒙古襲來の事あり東岩深く之を憂ひ石清水八幡に祈る龜山帝深く之を賞し更に護國の二字を加へ吉祥山正傳護國禪寺と號し此地を賜ひ大に伽藍を建立す此より名刹となれり此地は舊と天台宗寺門派の寺院の有りし舊趾なりと云ふ後醍醐天皇勅願所の繪旨を賜ひ莊園を附せらる文明九年戰亂の際に於ても足利義政此に遊びしことあり豊臣以來朱印地を給せられ以て明治に至る子院は正芳寺南陽院瑞泉院ありしが今南陽院のみ僅に存せり廢祿沒維持策なく本堂は活却し其他撤却せし者少からず其方丈は桃山城の舊殿にて豊公の遺物也梁行四間半桁行七間檜造にて其襖畫は狩野山樂精密水墨山水金泥雲取の名畫五十餘枚なり大に荒殘すれど特別建造物たり寺資は散亡すれど開山東岩禪師自筆文永七年同八年石清水神宮にて蒙古退治願文二通同十年本寺創立の時の記録東岩禪師行狀記東岩自筆聖賢一轍儀三再虎古畫傳王安石猛虎行双幅等あり文永八年の願文の卷軸卷込に極細假字にて末の世のする迄わが國は萬の國にすぐれたる國と云ふ一首の歌あり禪師の筆にて當時潜に手記せし者にて禪師の精神を見るべし此願文は本年七月東京帝國大學へ行幸の時天覽に入り叙感に預り其後國寶に編入せられたり希世の寶東なり舊境内十四町二段五畝十五歩現境内一町九段七畝十八歩官有地第四種也

境 内 佛 堂

開 山 堂

本 尊

開山禪師

八幡堂 本尊 八幡神
靈源寺 同 小字今原

禪臨濟宗相國寺所轄初め後水尾天皇佛頂國師一絲文守和尚の高徳に歸依し丹波國桑田郡千ヶ畑の草庵より延請し京都に迎へらる和尚の市塵に交るを厭ふを以て此地を相し草庵を結び名を靈源庵と賜ふ時に寛永十三年也時々召對禪要を問ひ恩遇尤厚し寛文五年十月帝御幸六年宸翰清涼山靈源寺の號を賜ふ又寺域を弘め一派本山の宸翰を賜ふ法皇の遺勅により法體香衣の聖像を造り其御胸中に聖牙を納めらる靈元帝勅願所の繪旨を賜ふ佛頂は岩倉家の出なるを以て岩倉家の關係尤厚く明曆の變尙具卿此に隠れ其墓あり又贈丞相具視公も難を此に避て落髮隱栖せられ薨後其塔を立つ朝廷の崇敬厚く宸翰御賜物及禪家の遺墨多し現境内九百八十坪官有地第四種宮内省より特に年金百圓を賜ふ

名勝舊跡

紫野

古代は大野郷の内なり舟岡山東北一帯の地を紫野と稱す蓋し大内裏の北に在る廣き野原にて御獵又遊覽の地たり後世に及び漸く開拓せられ村家又耕地と社寺となりて今は今宮大徳寺邊を紫野と云ふ延暦十四年十月朔日桓武天皇御遊獵の事類聚國史に見えたり此より時々の行幸公卿の遊覽ありて洛北の名勝となれり淳和天皇の離宮紫野院即ち雲林院於今宮白毫院知足院等皆此中に在り同融上皇紫野子の日御遊は一時の盛事にて大中臣能宣平兼盛清原元輔等時の歌人扈從し兼盛は其記文を作れり其地は舟岡山と大徳寺の間に在りしなるへし又葵祭の時には此地にて御覽ありし事あり雲林院は古代の勝地なれど己に寺院の部に記せり

舟岡山

其形覆舟の如く温藉にして正に大内裏の北に當り宛も御苑の中に在るが如し貞觀元年八月陰陽寮に命じて此山にて祭事を行はれし事あり國史に蓋擇清淨之處云々とあり紫野御遊の時には多く此邊にも及び王

公貴人より風流酌士の遊覽地たり中古より茶毘所を設けられて上下の火葬所となり又墓地となり又は行刑場となりし事あり保元元年七月十九日源爲義の子頼賢、頼仲、爲宗、爲成同二十日に其幼弟四人を此にて斬首せしは實に古今の慘事と云ふべし天正以來豊公より大徳寺に寄附せしが明治の變革に上地となり巖に建勸神社を其東端に建造せられ満山の松樹櫻梅と相交はり風景明媚にして今猶洛北の一勝地なり大徳寺内の勝地

方丈庭園

寺傳祐天と小堀政一との作にて比叡鴨川の大量を利用し庭内には巨岩を疊み別に奇を弄せず宏壯雄大なる造築にて他に類少なし

眞珠庭園及庭玉軒

庭園は方丈と同じき造構なり庭玉軒は茶室の模範となる者にして特別保護建造物となり已に大修理を加へられたり

大仙院石庭

小室の庭に奇石惟岩を疊み之を造築す勢自然の如し傳ふ相阿彌作にて東山義政の愛する所なりと

芳春院呑湖閣

二重四阿の高閣にして林泉に臨み老林喬樹の間に兀立す

孤蓬庵の庭園并茶亭

小堀政一創立の寺にて庭園も其造築なり舟岡山を控き林泉を作り風致自然の如し茶亭は風流古雅にして茶人の欽仰する所なり

星の山

西賀茂小字今原の山にて靈源寺の上に在り三井氏の所有也明治二十三年十一月廿九日晃親王遊覽の時山を妙見山と云を聞給ひて左の御歌を賜ひしより三井氏之を星の山と稱す

三井高朗が領せる妙見堂といふ所に茸狩しけるととき妙見は北斗星なるをたもひて星の山夕の星の影も見ん仙人さひし今日の遊ひに

同廿四年十月十八日英照皇太后上賀茂より此に御遊覽あり御板輿にて御登山茸狩し給へり御休憩の亭今猶存せり

賀茂齋院舊跡

賀茂齋院は類聚國史帝王編年記等に曰く嵯峨天皇平城上皇と藤原藥子仲成の亂より御不快の事あるを歎き時に皇女有智子内親王を始め賀茂の齋院となし神宮の齋宮に擬し上皇と御平和の事を祈らしめ給ひし也と此時は大内裏の皇居にて賀茂には一條より大宮通を北に進む順路なれば其便を以て齋院を大宮一條以北の地に置かれしなり其所在を考ふるに三代實錄には紫野齋院とあり江家次第には擇吉日、臨流祓訖、遷野宮也野とあり山槐記には紫野院とあり今昔物語には雲林院にて返りけるに齋院の東門の細目に開きりければ云々とあり乃ち大宮大路の上雲林院より南にて大宮大路の西に在りしを知るへし又有栖川は紙屋川の支流にて葛野郡大北山より別れ蓮臺野を過き市中に入り堀川に合する小川にて山城名勝志に有栖川土人云有洛北大宮西、源出自舟岡東麓、經安居院北小路、至辰橋邊、合堀川とある者也古書に有栖川は齋院の側を流る、由を記すれば大略今の宮廬山寺通の西北の邊に當れるなるべし齋院のことは當時の文詞に多く詠出せり今昔物語の記事により其院内の林泉善美を盡せしを見るべし

栗栖野

延曆十四年十月桓武天皇の遊獵の地にて紫野の北賀茂川の東の山邊に在りしなるへし御厩馬草の地となりしことあり古歌に詠する名所なり今本村の西鷹ヶ峰に近き所に三栗栖野と云ふ字地あり

綿子池

續日本後紀に天長十年九月戊子、天皇幸栗栖野遊獵便幸綿子池、令神祇少副從五位下大中臣朝臣磯守放所調養集拂西宮、○按に(捉の誤か)拂はとあり今詳かならず然れと栗栖野より便幸とあれば近邊なるへく今の藥師山の谷合なる尺八池は今も頗る大にして舊栗栖郷の内なれば或は此地には非るか猶考ふべし大日本史國郡志の説も亦れ之に同じ

栗栖野寺跡

三代實錄に出つ曰く權律師法橋上人位宗叔豫造御願寺、山城國愛宕栗栖野、堂舍願覆、佛像元在北山高峰寺、貞觀十三年大雨水、自然以大巖石塞其道路、行人不通、去高峯寺、移立於栗栖野とあり此寺は外に見えされは早く廢せしにや高峯寺亦知るべからず然れとも之に因て鷹峯舊と高峰に作りしを知るへし

瓦屋舊跡

木工寮に隸し御用の瓦を焼く所にて其工人も此に住せしなるへし本郡には小野と小栗栖とにあり木工寮式に凡自小野栗栖野兩瓦屋至宮中車一兩賃四十文とあり其舊跡は神光院の邊なりといふ

瓦屋二階堂舊跡

是も同じく神光院の邊なりといふ

白毫院跡

創立詳かならず山城名勝志割注には或云白毫院今大德寺之内總見院其地也とあり大平記には元弘三年梶井尊胤親王が三四年間亂を此に避けられしことを記し園大曆には文和二年七月十九日四條隆資山名氏清の軍の大德寺白毫院に亂入の事を記せり此より後應仁の兵亂に絶へし者か今引接寺に在る大石塔は白毫院の舊跡なりと云ふ又河海抄によれば小野篁の墓より北にありし由に見ゆれば名勝志とは差東に寄れり

圓融寺跡

圓融天皇永觀五年雲林院中に創立し永觀五年天皇此に御落傍あり崩御此地に火葬を行れし由なれと其跡詳かならず

知足院跡

創立詳かならず蓋延喜已前に開基せし天台の名刹なり拾芥抄異本に千葉菩薩創立の由見ゆれと確かなら

す白川鳥羽の頃に至り益々隆昌なりしが如し古書に雲林院知足院と并べ書きたれば其近傍に在りしなるべし久壽二年七月二十三日近衛天皇崩御船岡山西に火葬し御骨を此寺に安置せしことあり中に不動堂丈六堂爲行堂女房播磨堂能積院林殿等あり女房播磨堂とは關白藤原忠實の家の女房播磨局が爲に仁平三年に建立供養せし堂にて最も莊嚴なりし事は兵範記に詳かなり保元の亂左大臣藤原賴長敗れて南都に走り死す忠實は其長子忠通を惡み賴長を愛し父子相善からざりしが此に及び恐れて奈良に走りたり後白川帝怒て遠流に處せんとせられしを忠通奏請して事無きを得たり忠通更に勸めて京に歸らしめしかば舊の女房の縁故によりて此播磨堂に隱居せり此より數年をへて應保三年六月十八日此に薨す歳八十五因て知足院關白と稱す壽永二年七月二十五日平氏が安徳天皇を奉じて西幸の日關白基通が七條迄扈從せしが後白川法皇の西幸なき由を聞き俄に車を回らし姑く此に隠れし事あり知足院は足利氏の時迄は猶僅に存せしが其後荒廢せり今常徳寺を知足山と號し此舊跡なりと云ふも如何にや

西 林 寺 跡

創立詳ならず蓋し雲林院知足院の邊に相連りし寺の如し藤原氏の歸依寺にて仁安二年攝政基通の newly 六堂を造營供養の事あり壽永二年安徳天皇西狩の時關白基通が乘輿に扈從せんとて七條迄下りしが後白川法皇の御幸無きを聞て車を返して其家にも入らず先づ知足院に隠れ更に此寺に遷れり仁治三年十二月猪隈關白を此等の竹林中に茶毘せしことあり其荒廢の時考ふる所なし

梶井宮舊跡

梶井宮は圓融房にして尊胤法親王の時犁ヶ鼻に宮院を設けらる親王は後伏見帝の皇子にて梶井門跡大塔宮尊雲法親王の後住なり大徳寺徹翁和尚に歸依し入室弟子となり傑山の號は徹翁の授くる所なり親王宮地北邊を割き大徳寺に寄附せらる竹影閣あり林泉最佳なり今の梶井門の邊の地なり名勝志の注に在犁鼻自元弘至應仁爲御所于今舟岡東、有梶井田字、云々雲林院と建勳神社の間に當れり應仁の兵火に燒亡せり應仁記の記する所を見ても其林泉の勝を知るへし

安 國 寺 跡

齋院の北に在りし由なれど詳ならず

天正寺造營地跡

天正寺は天正十年六月織田信長の變あり十月豊臣秀吉公大に其葬事を大徳寺に行ひ總見院を建立し猶織田公追福の爲め更に寺院を立んと欲し天正十二年十月新紫野天正寺敷地東西百間南北百二十間并舟岡山を古溪和尚に寄進し已に其工を起し大徳寺より南舟岡山に連なり通するに長廊を以てし舟岡の上に堂殿を建立せんとし後陽成天皇は宸翰天正寺の額を賜ひしが事ありて果さず此より舟岡山の大半は大徳寺領となり明治の土地に至れり

舟岡山茶屋所跡

舊と舟岡山の北面に在り延壽堂其他建物あり或は天正寺を造營せんとせし地にやあらん京都七所の一なり元來此山は王代以來の火葬地墓地とし舊史に散見すれども區域は詳かならず此茶屋所は蓋し舊來の因縁より設けし者なるへし明治三年に至り廢せらる

牛若丸誕生産水井跡

字上野大源庵舊跡竹林中にある古井なり相傳ふ源義朝の別荘にて常盤栖所となし牛若を此に産むと時に古瓦を堀出す事あり

常 盤 井

字雲林院御輿街道の北なる田間にあり墮埋して僅に残れり側に碑あり常盤井と刻せり口碑に常盤の用ひし井水なりとも云ふ

窪 堂 跡

西賀茂字田尻の竹林中にあり舊と西念寺と云ふ相傳ふ西行法師暫く此に栖みし所にて其庭の梅を賞し「とめこかし」云々の歌を詠せりと其樹は近年迄存せしか廢寺の後華族某辻家に移し後北野神社に奉納し

今に在り

氷室 跡

氷室の山中にあるへきも今詳かならず式に見へたる愛宕郡氷室の一にて栗栖野とあるは此所なるべし
舟岡山古戰場

舟岡山は鼓爾たる孤山なれど京都の北に屹立し京都を瞰下し頗る形勢の要害なり其戰場となりしは實に
應仁二年九月七日なり此時細川山名の兩軍京都に對峙し互に其間を視ふ此日勝元能成寺口に安富民部香
川某芝藥師寺安居院口より進み山名是豐藥師寺與一浦上美作等成身院より向ふ舟岡山には西軍一色左京
大夫義近山名相模守之に據り小鴨安藝守は山の乾位を守る浦上の厩卒一若なる者五六十人と繞て西賀茂
正傳寺より山の背後に出て濠を渡り築地を踰へ壘に躍り入り火を陣屋に放つ一色の軍大に驚く三方の軍
急に攻む一色大に敗れ走りて西軍に入る小鴨安藝守戦死せり之を應仁舟岡山の役と云ふ其後足利義植義
澄の争に及び永正八年義植京都に在り細川政賢南海東國の大兵を率ひて京に入り義植を攻んとす義植大
内義興の策を用ひて丹波に避け敵を誘ひて京都に入らしめ八月に至り義植島山政長、細川高國尹賢、大
内義興と兵三萬を以て丹波より上り長阪山に陣す長阪山は應峰西北の山にして下りて幕府を攻んとす
なり義澄之を拒かんとして舟岡山に陣し細川政賢、島山義英遊佐三好等と大兵を率ひて大德寺、今宮、
小川頭等に陣す澄元五百餘騎を以て小川の館に屯す已にして義澄の軍大に破れ攝州に走り義植京都に入
る此後細川政賢、遊佐河内守等小川の館に據り戦死せり時に此月二十四日なり

陵 墓

本村は大德寺中に墳墓甚多し然れども鬘髮塔影塔多くして眞墓は甚少なし名士の墓は多く碑文あり一々抄
録するあたはず

媼子内親王墓

舟岡山の北御輿道の南に在り北而す内親王は白川天皇の皇女なり堀川帝の準母となり尊ひて皇后と曰ふ

郁芳門院と號す永長元年崩す年二十一上皇鍾愛甚し於是大に悲悼し遂に薙髮し給へり

妙吉祥院聖輔義英墓

大德寺中龍光院に在り後西院天皇女御明子女王延寶八年七月八日薨す

清淨觀院墓

同院にあり後西院天皇の皇女諱誠子八百宮と稱す貞享三年十月二日薨す年三十三

大圓大禪師墓

同院に在り後西院天皇第十一皇女相國寺惠慈に具戒得度し通玄寺に主たり法諱宗悟寶永三年九月十日寂

年三十三瑞光禪師と稱す

中興通玄大成和尚大禪師墓

大德寺中養德院に在り後西院天皇皇女正徳二年十二月三日寂

前任通玄崇峯祝禪師墓

東山天皇皇女享保六年四月二十日寂

璽珞珠院墓

光格天皇皇女見音宮と稱す文政十年八月十九日薨

前任通玄關溪秀禪師墓

後奈良天皇皇女元和九年二十五日寂

瑞岩聖興沙彌墓

後陽成天皇皇女文録三年十二月十五日寂

前任通玄二品法親王玉記和尚大禪師墓

中御門天皇皇女寶曆九年十一月三日寂

右諸陵寮に管す

大燈國師妙超墓

大德寺本坊大方丈の後に在り雲門と號す碑版あり大德寺の開山なり

近衛信尋公墓

信尋は後陽成天皇の皇子出て近衛家を嗣ぐ大源自性院と刻す即應山公なり

近衛尙嗣公墓

妙有真空院と刻す

近衛家熙公墓

豫樂院と刻す法統真覺

織田信長公墓

五輪石塔高五尺六寸總見院殿附大相國泰岩宗安大居士天正十年六月二日と刻す同年十月豊臣秀吉追屬佛事の時建つる所なり

織田信忠墓

五輪石塔大雲院殿三品羽林仙岩大居士天正十年壬午年六月初二日と刻す

織田信雄墓

五輪石塔德源院故正二位内府實岩常真大居士寛永七年四月晦日と刻す
右六墓舊總見院内に在り織田公墓の事は所傳紛々未だ決せず史家考證中に屬せり織田氏の墓は此外に猶在れど之を畧す

豊臣大政所天瑞寺墓

寶篋印塔高六尺三寸餘面に天瑞寺殿預修大功徳主従一位春岩宗桂大姉船儀壽塔天正二十年壬辰二月彼岸日と刻す按ずるに夫人は美濃國關の人木下彌右衛門の妻にして豊太閤の母なり豊臣公貴顯の後従一位に叙せられ大政所と稱す公母に事ふる至孝最も心に盡す天正十六年大政所の病に罹かるや大德寺中に寺を

建て墳墓の地と爲さんと欲す公其意を承り大納言秀長に命じ此寺を建て壽塔を營し金鳳山天瑞寺と號す此時征韓の役の爲め公は名護屋の行營に在り母の病を聞き急に歸りしも既に及ばず其薨日は實に此年七月二十三日也八月八日蓮臺野に火化し此に葬り大に佛事を脩む朝廷特に准三宮を贈らる天正二十年壬辰は文録元年なれど其改元は十二月二十日にして此塔は二月なれば猶天正二十年とある也墓上に舊と墓堂あり方一間半寶篋造り完好精良なる古建物なりしが往年寺僧か賣却して全く荒墳となし果てたり

豊臣秀長墓
同寺大光院内に在り五輪塔大光院と刻す豊公の同母弟にて大和大納言なり郡山に封せられ七十萬石を食む舊と大光院は秀長の法號を以て寺名とせし菩提寺にて郡山に在りしが藤堂高虎大和に封せらるゝに及び院と共に其墓を此に移せしものと云ふ

蒲生氏郷墓
同寺舊と昌林院墓地にあり氏郷文祿四年二月七日京都聚樂の邸に薨す今飛騨殿町と稱する所其邸跡なり年四十蓮臺野に火化し此に葬り寺を建て其法號を以て寺號となす舊と非常の大五輪なりしが維新後廢寺となりしより其五輪は賊に奪はれ現在する者は他の無縁の古塔なり卿の畫像は今黃梅院に藏す薨時寫す所にして大徳宗賢の贊あり又靈牌あり昌林院殿前參議高岩忠公大禪定門と題せり

小早川隆景塔
同寺中黃梅院に在り五輪塔黃梅院殿泰雲大居士畿州小早川大江氏隆景在世六十五歲慶長二年丁酉六月十二日と刻す遺髮塔あり又畫像あり

細川忠興塔
同寺中高桐院にあり一區域を占め石柵を繞らし一基の石燈籠を立て左右に石花立あるのみ別に石塔を設けず相傳ふ此石燈籠は忠興の深く愛する所にして遺命により遺齒を埋め此を其上に建つと墓門に大石手水鉢あり亦遺愛物と云ふ高桐院に遺像あり上に其傳を書せり

附記近年舊熊本藩士高見祖厚入道して僧となり小庵を墓邊に結び隠栖し此墓を保護せしことり
興津彌五右衛門外四士墓

皆忠興の遺臣なり忠興三年忌日に當り彌五右衛門は舟岡山上に四士は高桐院に追腹を切り殉死せしを以て此に葬りしと云ふ

黒田孝高墓

同寺中龍光院にあり初め孝高本院を此に建て其法證を以て寺號となし別に墓廬を營す墓後筑前崇福寺に葬り遺髪を此に埋め五輪塔を龍光院殿如水圓清大居士慶長九甲辰年二月廿日と刻す夫人遺髪塔と相併へり

黒田長政塔

孝高の塔の北に東面せり莊大なる輪塔なり興雲院前筑前都督古心道下大居士元和九壬癸年八月四日と刻す其他黒田氏歴世遺髪塔あり

附記此墓廬の扉は征韓役の分獲品にて山水詩篇を螺鈿にて書き頗る巧妙なり

吉川廣家塔

龍光院内黒田孝高塔の南に在り空狀大石を立つ高丈許金光院殿前拾遺補闕四品中岩如兼大居士寛永元年九月廿一日吉川廣家公と刻す廣家長政と契合尤も深く生前相約する所ありしを以て特に之を建てしなりと云ふ

水野勝成墓

同寺中瑞源院にあり石碑高五尺八寸方二尺七寸表に大機院殿日州太守下太夫勝成壽碑と刻し其他は碑文を刻す碑は生前に建て歿後道春の撰せし文を刻せしなり勝重の墓も其側に在り

小堀政一墓

同寺中孤蓬庵にあり庵は政一の建つる所なり墓は一區域をなし小堀歴世の墓なり政一の墓は蓋石圓塔高

金森長近塔

六尺圍八尺面に孤蓬庵大有宗甫居士正保四年丁亥二月六日と刻す庵に遺像並に碑文あり其傳甚詳かなり同寺舊金龍院に在り院は近長の建つる所なり塔高五尺三寸金龍院兵部卿法印要仲玄公居士慶長十三年八月十二日と刻し別に石碑あり

珠光墓

同寺中真珠庵にあり唯一片の苔石を安するのみ珠光は文龜三年五月十五日寂す壽八十一其傳は人の知る所なれば畧す

千利休墓

同寺中聚光院にあり石塔奇古中心空虚にして佛像を其中に安す此塔は舊と舟岡山火葬所の供養塔なりしを利休か其古雅を愛し引き來りて遺命して其墓表と爲したるもの也と云ふ

里村綱巴墓

同寺中正受院に在り五輪塔高二尺二寸臨江軒紹近法眼慶長七年四月十二日と刻す

古田織部墓

同寺中三玄院にあり塔に金甫宗屋禪人慶長廿年六月十一日と刻す

石田三成首塚

同所にあり寺傳に三成梟首の後義故か其首を竊みて此に葬りしものなりと云ふ

山中幸盛塔

同寺中玉林院にあり大阪蒙商鴻池氏は山中氏にて幸盛より出づるを以て享保年間一族相謀りて此影塔を立て服部元裔に托し祠堂の記を作り之を掲げたり

片桐且元墓

同寺中玉林院に在り顯孝院殿東市令三英宗玄居士慶長二十年五月廿八日と刻す又靈牌あり此寺は片桐氏

の香華寺なり且元豊臣氏の爲に心を盡せしも行はれず遂に東軍に應せしも憂慮して病を發し元和元年五月七日大阪落城豊臣氏亡ふ其月廿八日遂に憂慚して死せり慶長二十年は乙卯にて即元和元年なり

平・康頼墓
同寺山門の西南に古樹叢生して隆然たるものを康頼墓と相傳ふ云ふ康頼還京の後此に隱栖し歿後就きて葬れりと石造地藏尊を安せり

紫式部碑

同寺内碧玉庵跡にあり庵は天正年中立花宗茂の創立なれと近年廢せり碑は寛政七年井後久米女五十川菅正齋等主となり文を畑維龍書を杜徴に托し石碑に刻し其墓に立んとせしを故ありて此に建てしなり

此外寺中には開山其他高僧の墓多し又瑞峰院に大友宗麟玉林院に佐竹義宣大光院に藤堂高虎碧玉庵に立花宗茂大源院に峰須賀義鎮墓ありと云へと今詳かならず因て之を略す

小野篁墓

大字東紫竹大門小字下御所田にあり今京都織物會社紫野工場の中に屬せり明治二年金澤藩家老横山政和は其裔孫なるを以て其墓を修め大碑を立てたり

紫式部墓

小野篁墓の西に在り即ち雲林院の東疏水分川の北なり今は京都織物會社紫野工場の内に入り甚荒殘せり招魂碑

大德寺門前に在り明治三十五年本村出身軍人戰死者の爲め本村尙武義會の建つる所なり
三宅亡羊及一家墓

大字東紫竹大門小字三筑東に在り鷹峰妙見堂の後山也亡羊以來一家の墓二十餘基あり儒式にて馬鬣封をなし前に石碑を立つ亡羊の墓其正中に在り題して處士三宅亡羊之墓と刻せり其他一字なし外に碑文有る者二三基あり亡羊名は烏寄齋江南野水翁と號す和泉の人學問深博識見あり召辟就かす石田三成の厚幣を

斥く後陽成、後水尾二帝徵召厚く特召經を御前に講す御物を賜ひ且鷹峰に於て方四十間の墓地を賜ふ即此地なり慶安二年六月二日歿年七十墓は荒廢して墓樹も已に伐られ且大一株猶遺れり

野間玄珠同靜軒墓

小字玄澤舊檀林の側に在り京都の人醫業を曲直瀬正紹に受け御醫となり壽昌院の號を賜ふ東福門院を治療し効あり靜軒名成大字子苞三竹と號し又柳谷と號す石川丈山の碑文を作る著書多し

岩倉尙具墓

西賀茂靈源寺内に在り尙具右大辨に任す明曆年中山縣大貳藤井右門と朝權恢復を謀り事敗れ此に幽齋す開山佛頂國師は岩倉より出てしを以て也墓後寺中に葬る

贈太政大臣岩倉具視公齒髮塔碑

同寺に在り公幕府の嫌忌を避け落飾閉居の舊蹟なるを以て其墓後遺命により齒髮を埋め塔を建て文を刻す

蓮月尼墓

西賀茂小字小谷の墓地に在り明治八年十二月十日蓮月神光院の草庵に歿す年八十五院主智滿此に葬る富岡鏡齋等碑を建て題して太田垣蓮月尼之墓と曰ふ

人物

本村より出てし人物の世に著しき者無し本村に墳墓ある人物の有名なるは多く歴史に灼然として世の知る所なれば記するに及ばず獨蓮月尼は近世に在るも其名甚高く曠々世に稱せらる然れども事實家系に至りては知るもの極めて少く惜むへし山是其大畧を此に掲げ附するに富岡鏡齋の作りし小傳を以てす此文も粗にして遺漏多けれど鏡齋は壯年の時深く尼の愛顧を受けし人なれば特に之を取れり

蓮月尼

氏は太田垣と云ふ因幡人の子なり其家但馬の太田垣氏より出つ親の名は傳らず或云ふ其母懷妊して都に

出て尼を生むと又云ふ嬰兒の時國を出てしなりと其父は藩の世家に仕へし人にて故ありて國を去りしなりとぞ太田垣氏は鳥取附近の古市村の資産ある農家にて尼の老後まで時々音信せりとも云ふ余も幼時は尼の話を知りしか今は故老凋謝して知るものなし富岡鏡齋一時深く尼の庇護を受く故を以て其中年以下の事は鏡齋が傳に在れと記して詳ならず又誤あるを免かれず尼は容儀妍美資性端嚴凜如として犯すへからざるの色あり和歌を善くし傍ら諸藝を綜へ薙刀を善くす圍碁にも通せり其歌は獨詣自得にして古人に因らす清新にして妙思を發す而して性情を正を失はず別に一新機軸を出せり又和文を善くす大佛にて夏を脩めし記あり其筆跡輕妙他人の及ぶ所にあらず恬淡寡欲操守氷の如し蓋し近世の奇尼なり其陶器を製する以て米資に供するのみ一點の匠氣なく高雅にして酌致多し故に深く世の爲に賞せらる世人之を模する遂に及ぶなし其老後神光院の茶場に寓するや尊瓢屢空しきも晏如たり三條公深く其人を重んじ就ひて見んと欲す固く辭して出てす京都府知事榎村氏其病を聞き醫を遣はして療せしめんとす尼固く拒みて應せず住職智滿和尚深く之を眷し壽を以て終る其辭世に曰く

塵ばかり心にかゝる雲もなし今日を限りの夕暮の空

亦以て其爲人を見るべし蓮月歌集有り世に行はる

蓮月尼傳

富岡百鍊撰

蓮月老尼太田垣氏其先出於足利氏臣山名持豊之麾下但馬竹田城主太田垣土佐守古朝也、遠孫某移于因幡鳥取、爲農、數世之後、至左兵門者、有故携其妻名和氏來於京都、後仕東山智恩院、即尼之父也、尼以寛政三年生於三樹坡、幼名誠、幼而聰慧善和歌傍及武技、而家無男子母先父歿、父爲謀贅近江彦根士藩古川重二郎爲婿焉文政六年、重二郎病歿、有子六人皆夭、因養同藩風見某子古敦者繼家、於是乎尼與父共剃髮、父號西心、尼號蓮月與子古敦別居、尼時三十三歲自製陶器、々必彫所自詠和歌、醜以給焉、以器皆有別致、人爭賞之、蓋以此養親、天保三年、父亦病歿、享年七十八、尼哀痛以越年云、遂決然避世之喧囂、結茅於東山、或寄寓廢寺、一鍋一甕晏如也、後遂住于西賀茂村神光律院之傍以終世、明治八年十

二月十日病歿、享年八十五、葬於村中之西隅、尼爲人謙遜、淡于名利、聰慧而若無能者、居常以賑救貧民爲樂、沒後不留一長物、世人呼爲陰德尼、良有以也、

風俗人情

本村南部は市街に連接せるを以て大抵京都市に異ならず西賀茂は稍々市街に離るゝを以て所謂京田舎の風を有せるのみ人情は市街に比し較質樸なるが如し

鷹峰村志

舊史或は高岑に作る明治二年三月西北方の村道に沿ひ散在せる小部落千東、一ノ阪、石拾ヒ、堂ノ庭の四ヶ所を併せ西紫竹大門村と號し同四年十一月南方上京區二番組上之町、木畑町を併せ同八年又南方蓮臺寺村を併せたり千東等四ヶ所は徳川氏の初めは葛野郡に屬せしが其後本郡に入れり元禄年間雲ヶ畑村を葛野郡より移されし明治二十二年町村制實施同二十五年蓮臺寺部落と分離し舊稱鷹峰村に復したり

區域

北西は山嶺溪谷を以て葛野郡小野郷村と界し東北は山嶺岡阜を以て大宮村と界し東と南は田畑宅地を以て大宮村野口村と界し西は葛野郡衣笠村と山谷及紙屋川左涯を以て界を分てり

幅員

南北二里十二町二十九間東西廣き所十七町二十間面積約七百七十八町四段二畝二歩とす

郷莊

舊時蓋し栗栖郷の内にして西部は或は葛野郡に屬せしが如し

管轄

寛仁二年十一月下鴨神社に寄られし四郷の内なり但其内に在る所の神社名刹御料に屬する地は此外たり馬寮の秣地も此中に在りし者の如し徳川幕府の時には本村の大部分は御料地にして一ノ阪、堂本、千東、石拾ヒ等は金地院、悲田院、上ノ町、木畑町は蓮臺寺領たり上ノ町に藤林と稱する一部は幕府の藥園にして藤林氏世々之を管したり明治變革後京都府の管轄となる

形勢

西北は連山嶺脊地勢高峻にして溪谷多く南東に向ひて傾斜狀をなし大宮野口二村に至る而して部落は其谷口に當り全村面積九分は山谷にして一分は耕宅地に當れり水田の如きは纔に五段に充たず全村水利に乏し

山

長阪峠

西北部に連亘せる山嶺にして大宮村字西賀茂葛野郡小野郷字杉阪に跨り其最高峰は直立九百尺ありと云ふ衆峰叢立一々記し難し

河

紙屋川

長阪山しらみ峠より源を發し溪谷の水を合し本村の南西を過ぎ山に随ひ南流し葛野郡衣笠村字大北山に入る延長二十町餘

道

周山街道

野口村より北上し本村の中央を貫き長阪を経て葛野郡小野郷に入り周山に至る延長三里二十五町廣二間京都七口の一にて所謂長阪口なりしが近來間道となり荒廢に及べり

中川街道

字千束より分岐し葛野郡中川村に至る延長二里十五町廣八尺

大北山街道

字千束より分岐し葛野郡衣笠村字大北山に至る延長十八町廣八尺

里

京都府廳

二里五町

愛宕郡役所

一里二十一町

大宮村

二十一町

野口村

十四町

上賀茂村

一里七町

葛野郡小野郷村

三里二十五町

葛野郡小野郷村

三里二十五町

同衣笠村字大北山

十八町

運

同郡中川村

三里十五町

檢

丹波國北桑田郡若狹國の北部及び葛野郡小野郷等より運輸多かりしが高雄街道開通以來年を追ひ遺路荒廢運輸の便亦た昔日の如くならず

字

地名	方位	段別	字名	方位	段別
舟庭水	北北西	二五二、四〇五	藤ノ畑林	南南東	四七、七一四
堂ノ庭	同上	二一六、三三三	木ノ畑	同上	三六、六〇六
長ノ阪	西北	一四一、九二六	舊土居	同上	五〇、〇一九
一ノ阪	同上	一四八、五二六	冠岩	西北	二四一、八二一
千ノ東	西西北	二二、一二五	滑池	西西北	九五、九二四
光ノ悦	西	六一、七二一	赤阪	西北	一六六、二〇九
北ノ應	西	四二、一一三	牛ヶ首	同上	二三七、七一八
南ノ應	東南	四八、八〇六	東奥長谷	同上	一一〇、三二二
在ノ井	南南東	五五、三二七	奥長谷	同上	二六三、五〇三
黒ノ門	東南	四五、六一六	皿谷	同上	九七、一〇六
上ノ町	南南東	一九、〇二〇	大谷	同上	一九七、二〇三
笹ノ尾	西南	一五一、〇二四	扇ヶ原	同上	一九〇、七〇六
株地ヶ峰	同上	二〇四、四二七	長尾	同上	一八〇、六〇〇
株地ヶ峰	同上	一七九、六〇三	御藏尾	同上	二六三、一〇六
八ヶ所	同上	二七三、二二二	西流尾	同上	二二〇、八一八

逆二ツ岩	同上	二九六、三二五	堀越	同上	二九二、九一二
燒尾	同上	一五〇、八二四	大谷	同上	二九九、五〇八
地獄	同上	二四二、七八	護法	同西北	三七三、八〇三
大山	同上	四〇六、六〇九	佛谷	同上	三八〇、四二二
善提	同上	三三五、三二一	桃山	西	四二二、七〇〇
西善提	同上	二三六、三二一			
四十二箇所	同上	七、六九〇、三二一			

明治四十二年十二月末日調査

皇宮地同附屬地	第一種	御陵墓地	同	四一、六一〇〇
御火葬地	同上	官國幣社地	同	七〇、九八〇〇
御社及地	同上	其他	同	八五、一八八〇〇
御料林野	第二種	河川溝渠	同	九五、二五〇〇
御料林野	同上	國有林野	同	一一、五二一八
道路	同上			
其他	同上			
寺院敷地	第四種			
民有地	同上			

增定 四十一 年 四八、一、五八〇〇 六、七三、九九〇〇

田	地	四八〇二	地租	同	三、八三〇〇
畑	地	一〇、九二二七	地租	同	四、六一〇〇
宅	地	六、八八二八	地租	同	七〇、九八〇〇
山林	地	七五〇、〇七〇〇	地租	同	八五、一八八〇〇
民有免租地	地	五六一五	地租	同	九五、二五〇〇
學校敷地	地	一九〇九	地租	同	一一、五二一八
墳墓	地	三七〇六	地租	同	一二、九二二七
溜池	地	?	地租	同	一三、〇七〇〇
井	地	?	地租	同	一三、七二、九五〇〇
保安	地	?	地租	同	一三、七二、九五〇〇
隔離病舎敷地	地	?	地租	同	一三、七二、九五〇〇
其他ノ公用地	地	?	地租	同	一三、七二、九五〇〇
租	地		地租	同	一三、七二、九五〇〇
國稅	地	一、五〇三、五五五	地租	同	一三、七二、九五〇〇
府稅	地	八五一、四〇七	地租	同	一三、七二、九五〇〇
郡稅	地	一八一、九三〇	地租	同	一三、七二、九五〇〇
官公衙	地	一、八七四、八二九	地租	同	一三、七二、九五〇〇
鹿峰村役場	地		地租	同	一三、七二、九五〇〇

四十年

學 校

鷹峰尋常小學校

明治六年三月創立同三十六年新築したるものにして明治四十一年度在學兒童數は男四十八人女五十一人計九十九人職員は正教員男一人代用教員男一人女二人計三名本年度經費は七百〇九圓〇貳錢なりとす

四十一年末調査

物 産

九及角材	五、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
挽材	—	—
竹材	三〇〇	四五、〇〇〇
筍	一、三〇〇	九七五、〇〇〇
松茸諸菌類	三七〇	一、一〇、〇〇〇
薪材	—	—
木炭	一、五〇〇	六二五、〇〇〇
竹皮	—	—
農産物	—	一、三三五、九〇〇
養蠶	—	—
繭	—	—
茶	—	—
業	一五〇	三九〇、

本村は舊郡内に於ける商業盛んなる地にして北桑田郡周山葛野郡小野郷村中川村等より木材薪炭を京都市へ搬出する集散地なりしも近年高尾街道開通以來交通運輸の便變動し年々衰微となるの觀あり今最近に調査せる職業別を擧ぐれば左の如し

職 業 別

農 業	一五	五八
林 業	一六	六二
工 業	四〇	一三九
商 業	三六	二〇三
交 通 業	九	五六
日稼及労働者	一八	五五
雜 業	—	二三
公務及自山業	—	八
無職及職業不詳	—	二九八
計	一四五	九〇二

民 力

最近調査に因る直接國税を納むるもの左の如し

百圓以上	一	四十一年末調査
五十圓以上	—	—
百圓以下	—	—

拾圓以上
參圓以上

一七
一〇

五圓以上

八

車 輛

明治四十年十月一日現在

荷馬車

甲牛車

四

乙牛車

大七車

四

中牛車

人力車

一

自轉車

二人乘車

一

家畜

四十一年末現在

牛 牝

九

九計

本籍人口

一〇九七

士 族

七六

平民

五四六
五三八

現住人口及戸數

人口

五一八
五二六

戸計

一〇三四
一四五

宗 教 數 (在住人)

神 道

七

佛 道

八九五

基 督 教

一

宗 教 未 詳

一

神 社

本村は全部今宮神社の氏子にして村内神社なし

寺

源 光 庵

字北原

本 堂 釋迦牟尼佛

禪曹洞宗大乗寺末初め貞和三年大徳寺第二世徹應國師此地を下し草庵を結び閑居の所となせり其後四百餘年を経て衰頽せしを元祿七年三月大乗寺二十世山道白禪師之を再興し堂宇を建築し改めて曹洞宗となしたり先是山宇治興聖寺を再興し其老後此に隱栖せり山禪徳最も高く靈元法皇特に召命ありしも病を以て辭して出てす特に純綿の賜物あり曹洞宗寺院は山城には甚少くして本寺は興聖寺に亞く名刹なり本堂方丈庫裏樓門鼓樓衆寮皆備はり本村第一の寺院なり境内佛堂には開山堂位牌堂あり境内千四十二坪官有地第四種檀徒百三十餘人明治十一年宇治郡花山村榎本寺同十二年葛野郡小野村福壽院を合併せり

讚 州 寺 字千束

本 尊 地 藏 菩薩

禪臨濟宗大徳寺末初め明應年間細川讚岐守一寺を京都二條西洞院に創立し祈願所となし讚州寺と號す今の讚州寺町は其舊址なり後竹屋圖子に移る慶安五年板倉宗重の命により大徳寺玉林院第二世祥岳此地に移せり境内六百五十九坪官有地第四種檀徒五十人

吟 松 寺 字千束

本尊 阿彌陀如來

淨土宗淨蓮華院末寬永三年園譽吟松創立し其名を以て寺名とす境内四百五十二坪官有地第四種

境内佛堂

瑞芳寺 字南應峰

本尊 首題寶塔

釋迦牟尼佛

多寶佛

日蓮宗頂妙寺末頂妙寺第三世日珙慶長年中創立正徳五年再造境内二百五十二坪民有地第一種檀徒三十三人

常照寺 字北應峰

本尊 題目寶塔

釋迦牟尼佛

多寶佛

日蓮宗久遠寺末元和年寂照院日乾創立し講學所とし以て明治五年に至る京都六根林の一にして應峰檀林と稱す近年廢して普通の寺院となり境内三千四十六坪官有地第四種

境内佛堂

開山堂 開山の墓堂

光悅寺 字光悅

本尊 題目寶塔

日蓮宗本法寺末元和二年徳川幕府此地を本阿彌光悅に賜ふ光悅日蓮宗の信徒なるを以て本法寺第十二世日慈を請して之を創立す大虛山光悅寺と稱す光悅此に住し大に此地を開きたりと云ふ明治十一年本村妙秀寺を合併す本寺は光悅の故を以て其名頗る高し境内六百九十四坪官有地第四種

圓成寺 字北應峰

本尊 釋迦如來

多寶佛

日蓮上人

日蓮宗本滿寺末寬永七年本滿寺第十三世日住創立す境内九十五坪官有地第四種

境内佛堂

妙見堂

本尊

妙見菩薩

清正堂

本尊

清正公

名勝舊跡

太虛庵舊址

光悅寺の内に在り光悅か此地を賜はり草庵を結び隱栖せし所なり板倉勝重林道春等來り遊ふ風流清雅にして幽閑なる草堂なり道春應峰の記を作り元政法師太虛庵の記を作れり庵は其後荒廢せしか目下再造計畫中なり其道春の記は其文集に在り元政の記は其眞蹟を保存せり共に高士の遺蹟を表すへき文なるを以て此に抄録す

應峰記

夫應峰之爲佳境也、九重之風城巍々於其南、一支之鴨河溶々于其東、蓮野紫野接鄰乎其前、若州丹州通塗于其北、或愛當隔在一峰之西、或比叡聳於寸眸之中、或拜雷社于良隅之靈鎮、或把舟岡爲陸際之假山、若夫離外看梅則隔林彷彿開膏廟之暗香、况又長松鵬啼似移若耶之風物、霜後愛楓則海晚想像寄雄峰之秋色、加旃修竹雪飛如借鐘阜之景氣、此乃應峰之四時也、林霏朝開山氣夕佳、花穿午簾月入紗窓、此乃應峰之朝暮晝夜也、且夫樵蘇唱於路、耕牧遊於野、行旅憩於坂、鳥集而不驚、獸馴而不畏、在浴外而人不遠、非市中而徑有媒、不江湖而有清流、此乃應峰之境致也、依境以思人光悅更蓋其人歟、更嘗占數百弓之地以拂小宇於此、自號太虛菴、今依人而亦可以見境、去歲一日太守源公赴應峰、時偶誘余、余亦從行、忽入佳境終日忘歸、其景殆如嚮所云也、更請余記其所見、太守亦屢懇憑馮、奚得不言哉、於是思之古人論書法、以山川星雲草木禽蟲之類而比論之、其間有如危峰沮日者、有如夏雲多奇峰者、有如應時鳥震者、有如鷺鳥乍飛者、矧文字權輿自鳥跡乎、然則雖以應峰論之亦可也、世傳昔浮屠空海師來此、而擬斯山於

靈鷲、因名鷹峰焉、海師得書法三昧鳴于本朝、今也叟心匠有功尤善能書、自謂花鳥風雲得之心、而後倭字漢字應之手故心在筆前、自成一家法、人求者多繼紙盈戶、或獲者皆珍藏焉、嗚呼庶幾其人境俱得而書法與鷹峰齊垂於不朽也、

寛永七庚午年孟夏

太虚菴之記

羅洞道春 記
深草元政 撰

太虚菴乃光悦翁佳城之地也、翁嘗告乎官關鷹峰之荒穢若于鬱成茂林、翁遂築居其間、以太虚扁焉、前京尹板倉氏與翁甚善、來服景致、乃令羅山子爲太虚菴記、依茲名愈彰矣、翁卒而葬乎此、因爲精舍、明曆中有山信春繼二沙門在常照講寺之中、始修常唱題之行、講學之衆相助者多、寔乙未之歲十月八日也、於是乎又二人符議、欲結社於太虚菴之地、翁之曾孫光傳素篤佛、仍分其地喜捨焉、明年三月已移居、各隨地之高低參差締廬、佛殿齋堂具體而微、入社者十二人、二六時中唱題之聲綿々不斷、又早晚午時社中咸集、共作讀誦之行、正助相藉無有懈倦、嗟乎二子其常唱題之濫觴乎、夫未法要路莫過乎唱題一門、所謂本化薩埵直於靈山親承此法、乃衆生之大本諸佛之達道也、其曰圓融焉、曰中道焉、曰直如焉、曰實相焉、曰一相無相焉、皆詮此法之詞耳、如其所詮是妙法蓮華、名外無體、體外無名、若以文竟之、以義取之、則非其所謂妙法也、吾祖曰今至未法餘經法華俱無用矣、惟此唱題而已、此徹上徹下之語、乃行者之頂門鍼也、或以此語爲未後指前之義者、吾竊不取焉、

愛宕神社舊址

本村より周山に赴く山路の登り口二町許の所に突元として双岩の直立する所あり天應元年以前愛宕社の在りし地なりと云ふ

高岑寺舊址

三代實録に貞觀十六年八月廿四日官符の中に佛像元在北山高岑寺貞觀十三年大雨水自然以大巖石塞其道路行人不行去高岑寺移立於栗栖野云々と有り舊跡詳かならず

菩提 提 瀧

爲野郡花園村山中に在る池の谷と稱する池水西下し本村西部の山谷に入り瀑布となる更に西流して清瀧川の水源となる瀧高二丈餘廣四尺景致甚佳なり

附記先年此水を引き本村に落し灌漑に資せんとする計畫ありしも成立せざりし由

藥園 舊 址

字藤林に在り舊と南北に別かれ西に面し各南北八十三間東西七十五間方形を爲し南は藤林氏北は土岐氏之を管す徳川幕府の藥園にして内外の藥草花木之に充つ中に藥師堂あり老樹多く幽雅の所なりしか明治變革の廢園となり買下の上開墾して畑地となれり今は唯老樹兩株を存し鷹峰の二本杉と云ふ

墳 墓

本阿彌光悦墓

光悦寺墓域の東南隅に在り側に古塔あり板倉勝重の光悦の爲に建てし供養塔なりと云ふ

本阿彌光悦逸事

本阿彌光悦の人物事蹟は世に顯著なれど此地は其隱栖開拓の故にして又其墳墓地なれば爰に其傳の概畧を記さんに光悦は本阿彌第七世光心の養子光二の子なり光二は田賀豊後守高忠の孫片岡宗春の子なり光心の女妙秀を妻とす本阿彌家は菅原氏にて五條長經より出づ長經の子長春薙髮して妙本阿彌と號し足利尊氏に仕へ刀劍の事を學ぶる之を本阿彌の祖とす光悦養子たりし後光二の男光利生れしかは即て其家督を譲りて別家を立たり妙秀賢母にして諸子皆克く樹立せり長女は尾形道柏に嫁す光琳乾山は其五世の孫なり二女本阿彌光徳の妻たり弟宗智も能く其家を立つ光悦人物高尚學問淵博にして深く皇室を尊び徳義を重んじ靜恬を娛めり其家業なる刀劍鑑定勝勵拂拭とも其妙を極め傍ら百技に達したり書は尊朝親王に學ひ一家を開らき畫は狩野海北等を折衷し高雅簡妙なる一派を立つ宗達光琳等は其流より出づ詩繪を能くし新機軸を出し陶器を造り茶事に通し皆後來の模範となれり最も佛法に歸依し法華を信す聲譽一世に高かりしも名利を貪

らす御間に處り道を樂しみ晏如たり徳川氏勃興の時に當り東照公の眷顧厚く江戸に召さるれと辭して出て
此其後 公其志を奪はず所司代板倉勝重に命じて鷹峯の地を賜ふ廣袤數町光悅其勝地を相し草庵を結び又
其地を分ちて親故に與へ草庵に閑居して風流を樂しむ板倉勝重林道春等一時名流時々相訪ぶて其樂を同く
す道春之が爲めに鷹峰記を作れり光悅の傳に

權現様大阪御歸陣の御時板倉伊賀守殿に御尋被成けるは本阿彌光悅は何としたるぞと仰ありける存命に
罷在候異風者にて京に住居あき申候間邊土に住居仕度よし申上ければ近江丹波などより京都への道に用
心あしく辻切追はきをもする所あるへし左様の所ひろくごらせ候へ在所をも取立へきものなりとの
上意なり此旨還御なされて後伊賀守殿より仰渡され忝仕合に奉存なり其拜領の地は鷹峰の麓なり東西二
百間にあまり南北六七町の原なりしみつなかれ出る所を光悅か住居とさめむ道春記をかゝれたりその外
數々にわけて一類朋友ひさしくめしつかひの者までもめいゝにわかちごらせける未だ新寺御法度の御
沙汰もなき時なればしかるへき寺地四ヶ所まで見たて一ヶ所は嫡子光璫か才覺にて法華の談所を建立す
常照寺これなり略又一ヶ寺は光悅の母妙秀か菩提所にて妙秀寺と名つけ略又一ヶ所は天下の御祈禱次に
本阿彌か先祖の菩提所光悅寺なり略又知足庵には八軸の讀誦彌以てたえす云々

鷹峰は王城の乾にあたり丹波に通する道なれども樹木茂り人家なき故盜賊群居して行人を憚ましゝに光
悦か此地を賜はりて家居せしより家康の言れし如く盜賊悉く逃去り一の在所となれり

されは光悅しつかなる夕暮にこゝかしこなかめありきて思ひけるはいかなるゆゑにかゝる大なる野山を
領し申なにかのたもふ事なくあかしくらす事の忝さ今生一世の事にはよもあらしとたもひけるに若年の
時母妙秀かたけける事をふと思ひ出し扱は疑もなく我親の善心のむくいなりと肝に銘しける

此文によりて其鷹峰を賜ひし事光悅か此地に於ける事實の大略は知らるへし其年度は元和の初とも寛永の
初ともあれと元和の方異なるか如し光悅は太虚庵にて老を養ひ寛永十四年十二月三日此にて歿せり年は八
十一歳なりとそ又八十とも八十六ともいふ近來考證して七十歳といふ説あり光悅の工藝に妙に風流高古な

る事は人の能く知るところなれど其尊王の大義に厚かりしは左の一節にて見るへし行狀記に

當時關東御憐愍我々親家共殘らず蒙り奉るといへどもいつまでも王城に住居して御用向の節は出府可仕
候江戸表へ引越しの義はゆめ／＼有へからす足利御代より禁裏様の御劔を清め惣ての御用を勤め來りし
事何程か難有事にて候關東の御憐愍も厚く御恩は海山深くといへども權現様當代にて漸く二代なりゆめ
／＼禁裏の御用を危末に思ふへからす日本國中は神の御末にて皆々禁裏様の物なりこれをあらはに申せ
は禁裏様の御先代の事まで恐れ多くも罷出詮なき事也只吾子孫のものはこれを心にわするへからす殊に
先祖代々墓地も王城におればこれを自然江戸表に引越し候得は危末になり申へし是非引越被仰付候は、
嫡家は御断別家の衆一兩人引越可被申哉同しくは是も好まぬ事なり云々

此一節を見ても光悅の卓識時輩に超越せるを仰くへきなり此時に當り徳川氏海内を一統し勢威顯赫朝野を
傾倒す天下の人誰か媚を呈し意を迎へ其鼻息を仰かざるものぞ光悅は一の刀劔家のみ獨り此言あり公明正
大にして忠孝兩全正理の在るところ天地に愧ぢす之を林道春か一世の碩儒を以て野府に倣媚し大佛の鏡銘
を曲解し辱を世界に遺したるに比すれば何啻霄壤の差のみならんや其工藝に妙にして世の貴重するところ
となるも其技藝に秀てたるにあらず其人物識見の卓越なるに基くものなるを知るへし今や工藝の獎勵甚切
なるも其技倆の古人に及はざるものは其人物識見の一點に在ることを忘るへからざるなり

人情風俗

大宮村に比し較々質樸なるか如し別に特記する點なし

野口村志

本村は舊と上京區盛山寺の北木瓜原町に接する地に在りしが寶永五年同町に住せし妙玄尼なるもの所有地を買得し今の所に移轉せりと云ふ明治六年鷹峰村と合併し西紫竹大門村と稱せしが町村制實施の後兩村協議の上分割して一村の自治となれり

區 域

北は耕地道路を以て大宮村鷹峰村と界し東南は舟岡山及び耕地を以て大宮村と隣し西は大土居を以て葛野郡衣笠村大字大北山と界す

幅 員

東西四町南北七町二十間餘面積一方里の八分の一に過ぎず

形 勢

鷹峰の地勢東南に傾斜し本村に至り東に舟岡山あり地域南北に長く人家は其西北部に一區域をなし其他は寺院と畑地なり

郷 莊

古代大野郷に屬せしが如し其後大宮郷の内に屬せり

管 轄

舊時は蓋し賀茂神領の内なるへし其後多分は上品逆臺寺の領地たりしか上地の上京都府の管轄となれり

道 路

周山街道

京都市千本通より北上し鷹峰に入る延長七町二十間廣三間

御 輿 道

公 衙

野口村役場 小字蓮登野

沿革は卷首にあり

巡查駐在所 小字蓮登野

舊と鷹峰村に在りしも數年前現今の處に移轉せしものなり

學 校

樂只尋常小學校

明治六年三月創立にして明治四十一年度在學兒童數男六十八人女六十六人計百三十四人にして教員は正教員男一人四十一年度經費は參百貳拾參圓拾貳錢なり

病 院

私立益井療眼院

本村益井信の私立なり初明治六年信父茂平眼病院を開き撥雲堂療病所と稱す同十二年此地を買得し新築の上移轉せり二十二年今の名に改む

物 産

本村は耕地少なく農産物随つて少なり加工物としては靴下駄疊を主とす其他とも産額概價左の如し

靴	三、〇〇〇	六、〇〇〇
下 駄	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
竹	一七〇	六二〇、〇〇〇
藍	一〇〇	五〇、〇〇〇
大 根	九、〇〇〇	四五〇、〇〇〇

本村は主として日稼労働を以て糊口を凌ぐもの多く一面製靴其他下足類の製造并に修繕を爲すを以て業とせり今最近調査職業別を擧ぐれば大畧左の如し

職 業 別

農 業	四 五	二 八
工 業	一 二	七 五
商 業	二 〇	八 三
交 通 業	九 〇	八 〇
日稼及労働者	三 五	五 一 七
雜 業	一 〇	五
公務及自由業	一 〇	一 〇
無職及職業不詳	一 七 五	四 六 一
計	一 七 五	一、二 五 九

明治四十一年末現在

車 輛

荷 馬 車	二 九	甲 牛 車	一
乙 牛 車	一	大 七 車	一
中 小 車	一 四	人 力 車	二 二
自 轉 車	一	乘 二 人 乘 車	二

四十一年十月調

民 力 本村は細民多く民力乏し其直接國税を納むるもの左の如し

四十一年

拾圓以上
五圓以上
參圓以上
三七三

本籍人口 一、三四一

平民 六七五
民女 六六六

現住人口及戸數

人口 六五四
男女 六六九

戸計 一、三二三

宗敎數 (在住人) 一七五

佛道 一、二五九

上品逆臺寺

本尊 地藏菩薩

新義真言宗智積院末別格本山格なり寺傳には聖德太子母公の爲め三國の土を合せ此本尊を造り母公遺身の舍利を其腹内に納められたりと謂へど其據を知らず日本紀略に天德四年九月九日權僧正觀空供養北山逆臺寺とあれば之を正とすへし或は此時中興して真言宗と改めしか未だ知るへからず或は香隆寺と同じと云ふ説あれど香隆寺は葛野郡小松原にありし事古書に明らかに記したれば蓋し訛傳なるへし香隆寺も

明治四十一年末現在

真言の名刹にて觀空の關係あれば其事を訛りしや知るへからず村上天皇上品逆臺寺の勅額を賜ひ寺運旺盛子院十二を有す故に十二坊の名あり寛和二年二月齋然上人宋國より釋尊瑞像十大弟子像十六羅漢畫幅一切經を奉し歸朝するや勅して道樂を備へ本寺に迎へしめらる往時は境内二十餘町に及び寺運甚盛なりしか應仁の兵燹に罹り大に衰頽せしを文祿年中豊臣氏より更に寺地を附し寺祿七十石を附せられ以て明治維新に及びたり現境内三千八十五坪官有地第四種堂宇完備猶一方の名刹なり然れども總門已に廢撤せられ寺域大に舊形を變したり國寶には因果經一卷あり其他重寶には寛空僧正自畫贊像地藏菩薩文殊大士畫像等あり子院は舊と十二坊有りしか近年廢絶して福藏院、真言院、大慈院、玉藏院、寶泉院のみ僅に存せり

境内佛堂

鎮守堂

大師堂

逆生寺 字逆臺野

本尊 阿彌陀如來

真宗本願寺末寛永五年敎團創立其開創の來由は定覺上人の靈瑞に據り此地を下し逆臺野に逆生寺の一字を建立すと云境内百三十五坪民有地第一種

正覺寺 字逆臺野

本尊 阿彌陀如來

真宗大谷派創立詳かならず境内百六十六坪民有地第一種

後冷泉天皇御火葬所

本村小濱街道御興道の南舟岡山の西北に在り西面す圓丘の上松樹を植う面積百五十六坪周垣石門制札を

立てらる

近衛天皇御火葬所

小浜街道の西字内畑にあり方形にして内に圓丘あり南面す松樹を植う面積百七十七坪周垣石門制札を立てらる

右舊來荒廢せしを近年大に修營せられ諸陵寮の管轄に屬す

源頼光墓

上品蓮臺寺内眞言院に在り地域方九尺五輪塔を立つ世に蜘蛛塚と云ふ由緒詳かならず

大佛師定期法橋墓

上品蓮臺寺内照明院墓地にあり五輪塔を立つ定期は佛師中興の祖にして卓絶の名手なり

富士谷成章父子墓

上品蓮臺寺内大慈院墓地にあり成章は皆川淇園の弟にて和漢の學に通し歌を善し語格に精なり淇園の撰せし碑文あり御杖の墓も之と相併へり

賀茂敦直墓

上品蓮臺寺内玉泉院にあり敦直は書博士にて斯道の名手なり此他賀茂氏古墓有り

後藤養庵墓

上品蓮臺寺内佛眼院墓地にあり養庵は享保年間の名醫にて門人香川修徳の碑文あり

名勝舊蹟

蓮臺野

京北七野の一にして古來著名の地なり蓋し古時は此邊一帯の名なりしも今は本村人家の在る所に其字を存せり山城名勝志蓮臺野の注に蓮臺野北千本通西惣土手内今日蓮臺野とある所なり其の名稱は定覺上人が法華念佛の功德によりて蓮花の化生せしより起れりと傳へたり

地藏院址

今廢す遺跡は十二坊の中に在り文正元年十一月二十五日畠山義就が南國より歸洛して暫く此に宿れり此時細川山名の争已に熟して未だ幾月ならず遂に應仁の大亂とはなりしなり

蓮臺野廻地藏堂

源平時代に西光法師が京都近傍に七ヶ所地藏堂を設けし一所なりしが早く廢絶せり源平盛衰記に平重衡の幼兒を捕へて源氏の殺せしは蓮臺野奥峰堂と云ふ所なり其母は藤原通憲の子櫻町中納言の女にて新中納言局と稱す一世の美人なりしが其事を哀み阿澄房上人によりて此所の地藏堂にて落飾せしとあり今其跡詳かならず

人情風俗

本村は京都市に接近し古來種々の世評もありしが輒近雞鳴會なるものを組織し専ら風俗の改善に力めつゝあり

雲ヶ畑村志

本村は中津川出谷中畑の三村を合併せし者なり愛宕郡の西北隅に在り舊時は葛野郡小野郷に屬し中畑中津川出谷上村下村東河内西河内杉坂眞弓の十ヶ村に分かれ之を小野郷と稱せしが元祿年間に至り今の三部落の一谷を削ぎ本郡に編入せられたり故に元祿以前の古書には皆葛野郡と記し其後の書には本郡に收めたり然れど古來よりの小野郷との組合は依然と存續せしが明治七年に至り三村を合併し雲ヶ畑と稱し一村と爲したり但し雲ヶ畑の名は舊時より有り口碑には此山谷藥草多く之を望めば彩雲の如くなりしより起りし名なりと云ふ三部落の所在左の如し

中津川區

本村の東南中津川の右涯に沿ふ南北九町東西一町餘

中畑區

本村の中央小野川に沿ふ東西九町南北二町餘

出谷區

本村の北部東西十町南北一町餘

區域

北は丹波國北桑田郡黒田村山國村に山嶺を以て境界を分ち東は鞍馬村貴船二瀬と山嶺を界とし南は上賀茂村大宮村西賀茂氷室と鄰し西は葛野郡小野郷と棧敷ヶ岳岩屋山を以て界とす舊時は十三石山も本村に屬せしが明治二十三年十月上賀茂村に編入せられたり

幅員

東西一里強南北約二里半面積約一方里許但し未だ實測を經す

郷莊

往古の事詳かならず或は云ふ丹波國山國郷に屬せりと其後葛野郡に屬せしがため本郡の郷莊には入らざりしが如し其南は栗栖の内に入りしにや詳かならず

管轄

舊來御料地にして仙洞御在世の時は仙洞御料となれり元祿年間より小堀氏の支配地たり明治維新の後に京都府の管轄となれり

地勢

西北隅に棧敷ヶ岳の高嶺あり山景連亘峰勢層複小野川其溪間に曲折し村落は川に沿ひ其間に散在せり山谷深阻地勢狹隘にして全村殆ど皆山なり

山嶽

棧敷ヶ岳

本村の西北隅に在り北面は丹波國北桑田郡に屬し西面は葛野郡に屬す郡内の高山にして高さ約二千尺周廻約三里餘樹木多く小野川出づ登路出谷部落の北端より岩屋谷に入り山嶺に登り更に北に進む山中鷹の水羽著と稱する涌泉あり常に登出して活るゝ事なし本村の水源なり

岩屋山

出谷區の西北にあり西北棧敷ヶ岳に連り西は葛野郡小野郷に屬す高約千尺周廻約二里金光峰寺志明院の在る所にして全山奇岩疊層奇景多し詳細は名勝の部に記せり

河川

小野川

又雲ヶ畑川と云ふ源を棧敷ヶ岳の山谷に發し一村諸溪の水を合し深谷の間を曲折し東南流して上賀茂村に出で岫川となる延長約三里深き所五六尺所々急瀬多し水淺けれど活るゝ事なし明治の初十餘年間は狹路を開きしが近年絶えたり舊時朝廷の御用川にして八月中は制札を立てられ毎日鮎を捕りて禁裏に納

めたりといふ

中津川

中津川部落の北山より發し本村の中央に至り小野川に入る延長約一里水少けれど活れず

岩屋谷川

源を岩屋山に發し約十八町にして小野川に入る細流なり

森林

本村は全部殆ど山谷にして最も森林に適せり其材は杉檜松を主とし其他各種あり舊來殖林事業の進まざりしがため良材乏しけれど近來村人大に此注意し増殖培養の道を講ず數十年の後は最上の物産となるべし今や本郡に於ける有数の林産地の一つたり

道路

丹波街道

大宮村字西賀茂より小野川に隨ひ本村を貫通して丹波國北桑田郡山國村に達す此道は舊道なれど變更多く舊と車坂より坂路を登り滿樹峠を踰え一の瀬に下り本村の部落を過ぎ岩屋谷に入り尾棧敷を経て山國に至りしが數百年前岩屋口より祖父谷川に沿ひ峠道を開らき文政五年一の瀬より小野川に沿ひ車坂に至る道を開らき明治十三年十二月車坂道を附替へ所々の谷を夷らけ新道を開修せしより本村より以南は荷車を通ずる事となれり即今の道路なり明治二十八年始めて府費の補助を受け工事を起したり道路延長約三里廣二間經費金五萬圓を要したり

此外間道四線ありと雖も皆險路なり

松屋峠道

中津川より東北溪間に入り松尾峠を踰えて鞍馬村貴船及び丹波國北桑田郡黒田村芹生に至る延長三里

持越道

米石ヨリ椿谷	南	一〇七、五二四	南ノ向	西南	一五四、三三〇
岩屋谷	西北	八五二、一二三	西ノ谷	西北	四二一、九一六
渡ヶ瀬柳砂古續	西北	八七、八一五	伊勢谷	西北	一〇八、五〇五
足谷	西北	三四〇、五一一	草原川向龜ヶ砂古	西北	六九、六〇三
龜ヶ砂古小柏口	西北	一〇三、七〇五	小柏	西北	一九二、六〇〇
上ノ和田西原	西北	一三三、七〇〇	椋敷	西北	二四六、九一九
冥加谷	東北	一三九、〇二一	草原	東北	一四九、六二七
打トチ	東北	一一九、八〇四	久世	東北	三三八、〇二〇
小梅本谷	東北	四四二、一二三	瀧谷	東北	三三四、七二三
夫婦石	東北	一〇六、〇二八	大エ祖父谷峠迄	東北	一一二〇、七〇二
魚谷	東北	二〇六五、九一四			

明治四十一年十二月末日調

官有地	第三種	九、七二二四	民有地	一、五〇〇、四二二六	地租	五、一五〇、五六	定率	四、一
道	河川溝渠	一〇、五三二一	寺院敷地	九四一五	租	二、二二一、八八五	増率	二、二二一、八八五

田	地	六、六八一九	租	一一〇、五二五	同	五〇〇、二八五
畑	地	三、四八二九	同	二〇、二六〇	同	九、二一〇
宅	地	三、〇八二三	同	七、八九〇	同	二、四、六六〇
山	林	一、四八七、一二三〇	同	三〇五、三九〇	同	一、三、八、八〇〇
原	野	三、二六	同	〇、一一	同	一、六、六、五九〇
民有免租地		六〇〇四	同		同	六五
學校敷地		一、三二六	郷村社地			
墳墓地		一、二〇八	用水路			
溜池		?	堤路			
井		?	道			
保安林		?	役場敷地			
隔離病舎敷地		?	病院敷地			
其他の公用地		?	運河地			
租						
國稅		六三七、〇二七				
府稅		三八四、四一九				
郡稅		六九、五〇八				
村稅		二、八六七、三〇九				

四十年

官公衙

村役場 中畑 字宮ノ本

明治七年二月中畑中津川出谷三村を合併して雲ヶ畑村とし戸長役場を設く同十二年五月本郡第五組に入り下鴨村に聯合役場を設く同十三年東紫竹大門村外三ヶ村と聯合し東紫竹大門に聯合役場を設く同十四年十二月一村獨立となり町村制實施後之に仍る

巡査駐在所 中畑 字宮ノ本

學

雲ヶ畑尋常高等小學校

中畑小字宮ノ本に在り明治六年四月六日創立にして明治四十一年度在學兒童數は尋常科男四十五人女二十三人高等科男十八人女十五人計百〇一人職員は正教員男一人準教員男一人代用教員女一人計三名本年度經費は九百八拾六圓四拾錢なりとす

鐵山

銅鐵にして今廢止す岩屋鐵山と稱す岩屋山志明院の山に在り天保年内採掘せし由明治の初再度開坑せしも成功せずして廢せり

物産

本村は山間に在りて耕地渺なく四圍皆山にして木材と薪炭とを重なる物産とす普通物産は甚だ少なし今最近の額を左に掲ぐ

米 七二石
麥 一、〇三七石
計 一、〇三七石
四一十一年

林産

丸及角材 一、七八〇坪

挽材 三、三〇七坪

車輪材 一四坪

竹材 二〇坪

苗木 一〇、〇〇〇坪

木炭 五七、〇〇〇坪

松茸 一、〇〇〇坪

薪材 五、〇〇〇坪

其他 一〇、四四〇坪

計 二八、三八七坪

其他菜蔬、柿、等あるも僅少にして物産と稱するに足らず

民業

本村は耕地乏しきを以て農業者は最も少なし木材薪炭に富めるにより山稼業最も多し

職業別

農業 (二戸六人あるも他は兼業) 戸數 一
林業 六〇
工業 一
商業 二
計 二三

明治四十一年末現在

人口

八五

交通業
日稼及労働者
雑業
公務及自由業
無職及職業不詳

七 | 八 | 九

八 | 五 | 九 | 五 | 九 | 三

民力

最近の直接國税を納むるもの左の如し

百圓以上
拾圓以上
參圓以上

一
二
八

五拾圓以上
五圓以上

四十一年
六

車

荷馬車
乙牛車
中牛車
自轉車
家畜

甲牛車
大七人乘車
人力車

一
二
一

四十一年末現在

明治四十一年十月關

牛

一

一

本籍人口

五一〇

明治四十一年末現在

士族

九四

平民

二二五
二四〇七

現住人口及戸數

人口
男
女

二四五
二二九九

戸計

四八四
九九

宗教 (在住人)

神道
佛道
基督教
天主教
未詳

四八三

神社

大字中畑 小字宮ノ本

祭神

市杵島姫命

村社創立詳かならず然れども頗る舊社なり社地は小野川の東北山麓に在りて古樹多し其後に數丈の巨岩對立して門の如し此一村は元祿年代までは葛野郡に屬し同郡の式社天津石門別種姫社今所在詳かならず此社は舊時は葛野郡なりしのみならず女神にして且社地に天然の石門あり又維新前には辨財天とのみ稱

して祭神も確かならざりしかば式の天津石門別稚姫社は即ち此社なりと考證して即今社名訂正出願中なり其説に維新後神佛改正の時辨財天なれば佛なるによりて廢社となるべしとて村老等が協議して社名を殿島となし又社名により祭神をも定めしものにて別に據るところなしといふ蓋詮議中に係れり天津石門別稚姫社は延喜式の大社にて名神大月次新嘗とあり貞觀七年六月庚戌朔二十二日辛未山城國從五位天津石門別稚姫神列於官社とある神社なり後來神社及び地理書にも多く載せたり元祿年度より舊時の書には葛野郡に掲げ其後の書には愛宕郡に記せり社地一段十三歩民有地第一種社殿拜殿あり境内に八幡稻荷高橋山神等の小祠あり皆村内各所より移したるもの也祭日四月巳の日氏子五十一戸

惟喬神社 字出谷 小字岩ノ奥

祭神 惟喬親王

村社口碑に據るに惟喬親王貞觀九年此山中に御隱栖の後高雲宮といふを造りて御住居あり其後御落飾ありて同十五年二月二十日御年二十六にて薨し給ひしかば供奉の人々御靈を此に鎮め奉りしなりといふ社地一畝三步社殿拜殿あり祭日春秋二度氏子十九戸親王の御事蹟は大原村誌に詳かなり

寺 院

志 明 院 出谷 字岩屋山

本 尊 不動明王

眞言宗古義派教王護國寺末岩屋山金光峰寺志明院と號す舊と獨立の勅願所なりしが明治の初め所屬を定めたり本寺は千有餘年前創立せし名山にして京北の靈場なり舊記散逸して傳らず今存する所の縁起に據るに孝徳天皇の御宇役小角此山の靈異を見て巖を攀ち修業せし時不動明王の示驗を被り自から其像を刻して之を石窟に安せしを開基とし其後天長年中弘法大師登山し更に異靈に感じ又不動の像を刻し之を安せり菅公も亦手刻の不動像を寄進せらる宇多天皇の御感に預かり勅願所と定められ寺運大に隆興せしが天徳二年四月回祿に罹り更に再造あり承久の亂に再び荒廢せしを北朝貞和五年住僧雲曉僧正幕府の歸

依を得て所領を附せられ堂宇を再造せり觀應元年足利幕府丹波國小川莊を給せり後奈良天皇大永八年天下靜謐の御祈願行はれ志明院の勅額を賜ひ後陽成天皇慶長十三年修理料金百兩を御寄附あり同二十年六月敷願成就の御慶として南無不動明王六字の宸翰を下し賜ひ東山天皇は櫻樹八百本御寄附あり後櫻町天皇以來御歴代御遺物御下賜あり然るに天保二年參籠者火を戒めず一日回祿に罹り一山殆ど焦土となり僅に靈像と二王門鐘樓のみ幸に免がる此より別の建物を以て堂舎となし數十年を経過し明治の變革に會し上地處分の上住職破産し殆ど荒廢せんとせしが村人信徒相謀りて周旋する所あり明治三十五年上地岩屋山官林拂下を得て寺産を整理し一の本坊を建築し維持の方法を立てたり境内二千八百三十五坪官有地第四種本坊二王門鐘樓等あり寺産は畑二段六畝餘山林五十三町六段七畝餘を有し全村皆信徒にして外に二三の講社あり佛像には古靈像少からず後奈良天皇後陽成天皇宸翰其他歷朝御下賜品あり其縁起は元祿時代住職宗恒が撰にて寶鏡寺宮徳嚴尼王の御筆なり其名勝舊蹟は別に記あり

高 雲 寺 字中如 小字里

本 尊 釋迦如來

禪臨濟宗永源寺末寺傳に據るに貞觀年中惟喬親王此山中に御隱遁閑室を造りて高雲の宮といふ其後御落傍ありて九龍山高雲寺と號せらる是れ本寺の創立也故に親王を本寺の開山とし今に其御靈牌を奉安せりといふ舊時は祈禱寺にて正五九月には村人群參式後諸曲田村の切りを踏ふを例とせり宗旨初め眞言宗にて岩屋山志明院に屬せしが後改めて今の宗たり境内九十七坪官有地第四種堂坊一字檀徒二十五戸

一 惟喬親王御尊牌

表面 惟喬親王御尊牌

裏 人皇五十五代文徳天皇第一皇子法諱素覺

貞觀十五年二月二十日壽二十六 城州小野郷雲端九龍山高雲寺

一大般若經

六百冊

世に所謂惟喬般若なるものにて染紙墨書の折冊にて古寫なり村人の最も貴重する所にして村内第一の寶物とす相傳へて親王の時の舊物とす間々補充の冊あり全く數人の手に成りし者の如し其奥書には北條時代の年號多し舊と別に經藏有りしが近年此寺に藏せり

谷寺 字中津川 小字中ノ町

本尊 釋迦如來

禪曹洞宗永平寺末天明年間癡極大跡和尚創立す境内百二十六坪官有地第四種本堂一宇堂一宇寺林九町七段餘檀徒二十八戸

福藏院 字出谷 小字岩ノ奥

本尊 阿彌陀如來

淨土宗知恩院末寺傳に延暦年中忍空阿闍梨開基天台宗なりしが文明五年改宗す明治六年知恩院に屬す境内百六十六坪官有地第四種本堂庫裏兼用一宇山林四町三段餘檀徒二十二戸

名勝舊蹟

岩屋山

金光峰寺志明山の舊境内にして志明院の上に在り至山殆ど惟石巨岩にして峻々巍峨懸崖奇窟相望み古樹飛瀑清流斷橋あり幽清深遂にして奇勝なる靈地なる舊時は其間に伽藍建て連なり高閣長廊相接せし由なれど今は唯其舊趾を存するのみ山城國にて名山の巨岩を以て稱せらるゝ笠置鷲峰大悲山等なれど此山最も奇絶なり唯其僻地にあるにより來遊の人少なきを以て世に顯はれず今其最もなるものを左に録す
二玉門 中古の建築にして天保の回祿に免がれ今に存せり寺傳に小野道風の書と稱する岩屋山の額を掲ぐ

靈洞山 本堂の舊趾の右の山なり其崖に巨洞あるにより號く

神降石窟 靈洞山の斷崖の半腹に在り岩壁深く窪みて巨窟を爲し其中空洞冷泉滴々四時濡れず石佛を安す天神示驗の處なりとて此名あり之を香水と號し舊時は正五九月に禁裏に奉りし由今も巡拜の徒携歸りて御符の水となすとぞ

方丈谷 窟の下の谷間を云ふ舊時方丈此に在り巨岩大石の間を石磴危廊にて相通せりと云ふ

金光山 寺傳に弘法大師登山の時神光の發せしより此名ありと云ふ

嶋塔山 山勢突兀として寶塔に似たるより此名ありと云ふ

莊嚴開址 舊時虚空藏堂のありし所なり寺傳に覺鑊上人求開持法を修せしに靈驗の現せし所なりと

座禪石 役行者登山の時座禪を修せし所なり

眼巖 巡拜の徒此巖上に登りて深谷を覗く故に號く

飛巖 巨巖相倚磊々として飛行するにありされば渡るべからず

飛龍深 寺傳に弘法大師入山行法の時神童出現し飛龍となりて瀧谷に入る大師其靈を此に祭りてより號く

藥王畦 寺傳に役行者藥王菩薩に際會せし所也と云ふ其地最も幽深なり

石經洞 弘法大師佛經を石に寫せし所なりといふ

護摩石窟 弘法大師此内にて護摩法を修せし所なりとて今も大師を祀れり

志明塔 山頂にある古き石の塔なり蓋し經冢なるべし

右は岩屋山に屬せり

棧敷ヶ嶽

山岳の部に記せり山嶺高く聳へて眺矚雄嶺なり口碑に惟喬親王頂上に登りて京都を遠望し給ひし所なりと傳へたり山内に天狗の土俵場等の稱あり又故老の傳に山中にて時々器物を掘出す事あれど家に持歸れば必ず崇有るにより又其地に埋むと云ふ又應の水羽著と云ふ所あり清泉涌出して活るゝ事なし口碑に親

王の鷹の水を飼ひ給ひし所なりといふ

一の鳥居趾

出谷の岩屋山に赴く路上にあり舊と大鳥居ありて岩屋山の勅額を掲げられし所なりと今は石礎のみ遺れり

岩屋山千本櫻の舊址

一の鳥居より岩屋山に赴く道の左右数町の間に合抱の櫻樹の切株數百朽遺れるあり此道は古來櫻の並木有りし上に東山天皇御寄附にて數千株の櫻を道を挟み河に沿ひて植ゑしめられ其盛時には花雲香風山中に滿ちしが其後漸く老枯せし上明治の初め一時に伐盡して今は二三の朽木のみ空しく當時を回想せしむ夫 婦 岩

村北なる山國道の奥に在り巨岩屹然道を挟みて相向へり故に號く小野川其間を流れ風景清奇なり

惟喬親王舊趾

中畑高雲寺の地を云ふ口碑に惟喬親王此地に御隠栖あり其御殿を高雲と云ふ御落傍の後佛寺となす即ち高雲寺なりと親王の事は大原村誌に詳かなり

雲 照 寺 趾

中畑の北部にあり往古本村を開發せし人老後僧となりて草庵を結び雲照法師と號す其後一寺となりしが明治十四年高雲寺に合併せり

判 官 阪

中津川の東南にあり口碑に半若丸此に隠れ鞍馬に通ひし所なりと云ふ

滿 樹 峙

車阪の西半里許にあり二間茶屋より阪路を登りて中畑に出づる山逕にて舊時の本道なり口碑に延曆造宮の時此邊に大樹巨材多く老木滿山なりしより此名ありと

車 阪

西賀茂より小野川に沿ひて北上し本村に入る小阪なり口碑に惟喬親王此所より御車を下り給ひしより此名ありと云ふ

大 岩

小野川の東畔夜泣峠の入口にあり一大巨岩屹然孤立路側にあり高數十尺大之に稱ふ道其下に由るに行人宛も蟻の石下を行くが如し葛羅之が衣となり清流其下に奔り頗る奇景なり

雲ヶ畑御獵場

雲ヶ畑御獵場は明治三十八年九月十三日を以て設置せられたり本村の地たる山谷深阻溪流縱横北は丹波の深山に界し野獸の栖息する所なり且つ京都より里程も遠からず頗御獵地に適せるを以て明治二十年一旦御獵場と定まりしが三年を経て遂に中止となり村民は甚以て遺憾とせしが此に及び再び設置せられしなり其地は北は丹波國北桑田郡黒田村山國村東は本郡鞍馬村靜市野村南は本郡上賀茂村大宮村西は葛野郡小野郷村に界し面積二千六十五町を占む本村山林千四百九十三町七段餘耕地十四町八段餘上賀茂村山林三百八十六町六段餘大宮村山林三百七十五町餘耕地四町 監守長監守等職員を附せらる明治三十九年三月十日英國皇族「コンノート」殿下の一行及び接待官黒木東郷兩大將伊集院中將井に主獵官の狩獵ありしを初ての御獵とす此日黒木東郷兩大將に乞ひ稚松を村立小學校に手植せられたり

逸 事

芥葉菖蒲献上

五月五日の節句に内裏に蓬芥菖蒲を献上するは古來の恒例なり口碑には天長年間より始めれりといふ明治改革までは年々古式によりて献上せりとぞ其式とて傳ふる所左の如し

献上芥葉菖蒲之式

毎年献上芥葉菖蒲、前七日外懸門戸七五三、内爲事清潔淨、齋然而捧兩種、至一帝城一宿、而翌四日至辰刻、著素袍烏帽子、献上之—鳳闕或涼若有時穢之刻、芥葉菖蒲献上—内侍所、當役之時恒例致清潔

潔齊甚嚴密也、其當人掛門戸七五三、於門前建置札、書記不可入諸人爲當役人、潔齊中不言語于諸人、且献捧兩種日、於道路不經一宿、而五月五日辰刻直昇一禁闕、自南門之東道喜門令參入、献捧内侍所矣、とあり蓋當時の式なり此外帖献納又黒木炭を納めし例あり

軒別株附

本村には明治以前には株附といふ事あり中津川出谷中畑の三ヶ村に分立せしも毎戸の宅地は皆村持の名義にして個人の私有にあらず又毎戸に付屬の山林塘地あり家格に應じ古代より分配する例あり擅に賣買質入するを得ず戸敷の増加あれば一村の評議により村有地所を分配す若し絶家又は他に移居する時は其家の株附は村に返納するを例とす年貢は家株の大小により各等差ありて之を上納せり故に村有財産の基礎鞏固にして村内協同に厚く且地所の他村に所有せらるゝ憂なかりし明治の初地租改正の際其株式を其家の地券とせしより此組織全く破れ私に地所賣買を爲す事となり舊來の慣例亡びたり

村民の墓所

本村は皇居の上にありて其水の御所御用水たるにより汚穢を避くるため死屍を其流域に葬らず中畑部落の西北なる小峴を踰へて葛野郡小野郷大字眞弓部落の地内に葬る例なり此地は清瀧川の水域に屬せり此慣例は何頃始まりしや詳かならざれども本村と鞍馬村靜市野村各部落も御用水上流に屬するを以て其水域へ葬らぬ例なり

人情風俗

本村は山谷の間に介在し世間の交通疎なり人情質實にして風俗儉樸なり

岩倉村志

本村名稱の起因は詳かならざれども古傳に據るに延暦建都の時平安京の四方に石倉を築き佛經を納め鎮護とせらる本村は其北方の石倉の在りし所なるを以て此稱ありと其字は岩藏又石座とも書けり中古以來今の字を用ふ

本村は舊時は數村に分れ岩倉、木野、幡枝、長谷、中、花園の六村なりしが明治二十二年地方制度改正の時合併して岩倉村の一村となり舊村は大字となれり

木野字岩倉山 本部の南西に在り本部落の住民は舊と葛野郡嗟峨村深草里に住し野宮社愛宕社の神職となり土器製造を業とし朝廷の御用器を調進せるを以て其原料土を隨所に掘採する事を許されたり應仁年間大字幡枝の内小字福枝に良土を發見し此に移住するもの多く元龜年間に至り此地を拜領して開拓し元龜年間より移住して一部落を成せり

幡枝 木野の西に在り口碑に舊と鉢枝と稱せしが寛平六年男山八幡宮を勧請せしより幡枝と改むといふ或は畑枝に作る鞍馬道に當り古き地名なり

長谷 本部の東北位に在り古代には名刹ありて其名早く聞えたり

中 其中央に位するを以て此稱あり里傳に住民は中古下鴨社領栗栖野○下鴨神領四郷の一にして今の下宮村の西北に在りしなりより移れり故に下鴨社の神人として葵祭御蔭祭に奉仕し維新前は公儀人夫傳馬等を免除せられ男子生出すれば終身年米五斗宛手當米を下されしとぞ

花園 本部の東に在り左大臣有仁花を愛し百花を其園に栽て花園といふ當時は洛西に在りしが其裔孫良枝に至り此地を賜ひしにより花園と名づくといふ

區域

本郡の中央に位し東は山嶺を以て大原八瀬村に界し西北は山嶺疊層其分水嶺を以て靜市野村に界し西南は

山嶺を以て上賀茂村及び松が崎村に界し東南の一隅田甫を以て修學院村と接す

東西廣所一里二町八間二尺三寸五分狹所十七町二間二尺南北廣所一里七町二十五間一尺狹所三十一町五十二間四尺にして面積は零方里八分二厘たり

形勢

其大形は宛も心臟狀を爲し北には山嶺連續横斷し其山脈互に相延ひて左右より抱きて高野に至り又西より抱きて上賀茂の山嶺きになり更に東に延ひて松ヶ崎に盡き青山殆ど環合して僅に其巽位の一方を缺き田甫を以て修學院村に接し地勢北を負ひ東南に臨み諸知の細流南下して高野川に入る中部は平坦にして耕田相連なり別に一境を開き農作に適し灌漑に便なり

管轄

寛仁二年賀茂神領に寄進せられし八郷の内なり但し其區域は詳かならず其後の沿革徴すべき無し各村御料仙洞其他に分れしが明治四年に至り全く京都府の管轄となる

岩倉

中古以來御料となり寛文年間女院及仙洞御領に分かれ其後高三百八十石幕府領となり文久年間守護職領となりしなり

木野

近衛家領地なり

幡枝

中古以來高二十石九斗御料あり其他東寺安井門跡大炊御門家中院家法然寺竹田慶安領に分たれ高七百十五石なり

長谷

中古以來興護院領たり其寺の在りしに因るなるべし

中

耕地は御料にて宅地は免除地なり

花園

御料高百三十二石餘安井門跡寶鏡寺宮伏見宮廣幡家及中院今城西洞院の諸家相國寺光雲寺壬生地藏院養命坊非藏領等に分かれたり

山岳

笠裏嶽

大字岩倉に屬し本村の西北に屹立し高百七十九間周廻一里二十三町山脈左右に分かれ東に走るものは長谷諸山に連り北境を繞り西に走るものは靜市野村と山嶺を以て界を爲す樹木多し

天狗谷

大字幡枝に屬する飛地山林にして鞍馬靜市野二村の間に峙ち其右に鬼谷山あり亦本村飛地なり

出龜山入龜山

本村の中部田圃中に在り隆然たる岩村の小阜にして其狀大龜の南首するものと北首するもの、如し故に此名あり

河川池沼

岩倉川

源を大谷山に發し長谷岩倉を経て杉谷山繁見谷の溪流を合し木野橋に至り長代川と合し東南流して高野川に入る延長二千五百間餘廣五間に及ぶ深平均六尺常水二尺餘耕地九十餘町に灌く旱時沾渴の憂あり

長谷川

長谷寒谷峠より出て岩倉に至り岩倉川に合す延長八百五十間廣一間深三尺水少なし耕地三十餘町歩に灌

花園川

大字花園の大谷山より發し南流して高野川に入る延長八百六十間廣一間水乏し耕地四十餘町歩に灌ぐ

長代川 靜市野村大字市原より來り大字幡枝を回り岩倉川に入る延長千二百間廣二間半深七尺平時水少く大雨忽ち溢る耕地四十五町歩に灌ぐ

金井谷池

大字岩倉小字金井谷にあり廣袤千八百五十六坪明治十年贈米政大臣岩倉公本村幽隱の因縁を以て金泰百圓を惠與せられ之を資金とし造設せりと云ふ

飛彈池

大字長谷小字飛彈にあり廣袤二千二百二十八坪文政十年の造築なり

ト、キ池 大字花園小字奥海道に在り廣袤千八百五十五坪鳥井ヶ谷池は幡枝に一の古池二の古池新池は花園に飛彈上池小松一の池二の池三の池は長谷に在り皆田養水の爲めなり

道

鞍馬街道

京都より鞍馬を経て丹波國北桑田郡及若狹國に達する道路にして往來頻繁なり本村幡枝を通過し靜市野村市原に入る延長九町四間廣四間古時は庄田細手より檜峠を踰へ迂遠にして不便なりしが貞享年間村民主唱力を致して新道を開らき上賀茂村深泥池部落より直に幡枝に踰ゆる改路を通じ圓通寺の性通碑を立て之を表せり碑は左に記す近年地方稅補助を以て更に車道を開く大に交通の便を得たり

切通碑銘

山城州愛宕郡御泥池者、舊隸賀茂也、去村不遠、而有數十步高坂、兩峰角立、僅容正馬、振古稱通備者、檜木峠是也、然里人懲其迂遠、近世鑿開此山、呼曰切通、爾來取道於鞍馬者、無貴賤、靡不由於此、蓋爲此坂也、山不高而石出、地不卑而水涌、樹林陰翳、盛夏無乾、若夫朔風屢至、堅氷忽結、則石巖之颯起、牛馬爲之顛蹶、泥塗之凝滑、男女到此跌踣、可謂此土之小蜀路也、時有買炭夫名吉三郎、世住御泥池、性好修善、歸心淨邦、生計枯淡、家無儻石之儲、雖風雨霜雪、自追馬駛往來于此者數十年矣、嗟辛喫苦、不知其幾許、常謂若力足則我與此險途也、雖然未能果其宿志、今茲貞享乙丑之夏、密語同村生次郎右衛門勘三郎二人、乃戮力巧助資於邑人、於是遠近小民、展轉隨喜、拾錢布鳩石工及傭夫、鑿去石巖、芟蕪荆棘、或左右決溝、或運土舖濕、幡枝至下賀茂、其途蕩之而、來往永免險澀之患、若是學者、雖諸州之收伯、所爲難也、然微少一夫、起志而終全其功、破列御冠所謂北山愚公婦孺弱子之說、蓋不誣乎哉、予徒入此山、星霜既久矣、行路難實能知之、是故每經過此地、必詣村之地藏堂、默禱是事、嗚呼向之所難、今也則安、因是觀之、則時緣之冥合、願王其共有感乎、可以嘉尚焉、方今國建一堂一塔、以爲有功德者、比々皆爾、雖然二三子之於事、何啻一鄉一時之幸而已、抑後世不朽之殊勳也、予歡喜之餘、立石記其事、且刻地藏會於石上、以備四方之瞻禮焉、冀乎見聞之徒、相與隨喜、閭巷之間、各行一善、千載之下、豈少益乎哉、

貞享第二歲次丁丑臘月良辰

寓居 圓通寺性通立焉

名區道

京都より大字岩倉に通ずる道路にて明治二十八年遷都紀念祭の時府費を以て改修せらる延長二十町廣二間車道となり爾來本村の本道となれり
岩倉より松ヶ崎を経て京都に達する道路
舊時本村の要路なりしが名區道を開きしより往來少し延長十四町二十三間廣一間半

其他里道數條之を畧す

橋

十王堂橋 岩倉

岩倉川に架す土橋長四間廣二間橋畔に舊と十王堂あり故に名づく

木野橋 同

岩倉川に架す土橋長二間半廣一間

目無橋

岩倉川に架す土橋にして府費工事なり長四間廣二間明治三十四年改造
此他石倉橋木野橋有れど之を畧す

堤防

長代川堤防

長代川は舊來堤防孱弱河川曲屈水害多く明治三十四年洪水に破壊數十所に及び大に改造せり工費金參千
百餘圓を要せり

里程

元標岩倉十王橋西詰より各所里程左の如し

京都府	二里十二町	郡役所	一里三十二町
田中村	一里三十二町	修學院村	三十五町
下鴨村	一里十二町	松ヶ崎村	二十八町
上賀茂村	一里〇五町	靜市野村	一里十九町
八瀬村	一里二十五町	大原村	二里二十九町
鞍馬村	二里十二町	長谷	十二町

中野	九町	花幡	十六町
木野	七町	枝國	十七町

運

本村は山岳圍繞僅に其巽位の一方平坦なるのみにして舊時は運輸最不便其京都に通ずる多く峻坂を險へざるべからず甚困難を感せしが近來京道鞍馬道のみならず村内各所も皆車道となり運輸の便大に開けたり其北部は猶險なれど獨り鞍馬道は車輪を通すべく米穀の如き鞍馬以北に輸送するに至れり

岩倉地

字名	方位	段別	字名	方位	段別
大鷲	東南	九四、二二三	門田	東南	二六、二〇六
木下	東南	五九、一一七	落合	極南	六四、八二〇
藪田	東南	三七、二二五	西河原	中央	二四、九一四
金井	西南	五一、六二六	御旅	中央	四〇、六二四
廢之内	北	三七、五一〇	湯口	中央	四九、五一四
下在町	中央	三五、一〇一	中在	中央	四二、〇一一
宮田	西南	六二、六〇五	上藏	中央	三八、一一三
桑原	西南	六七、四一八	大乗	西南	二八、四〇八
大脇	南	二八、〇二二	芝本	西南	四四、一〇五
石倉	北	三二、八一九	東浦	東	二五、八〇一
大東	北	四五、三二八	大開	北	二五、〇〇五
大端	北	二八、七二七	脇開	南	四〇、六二九

東浦	三東	砂養	西武	花園	耳作	谷井	今井	麩井	鳥井	佐井	奥海	御所	鎌谷	奥山	三宅	武藏	川原	山田	戒原	幡枝
東	東	西	東	西	東	東	中	南	南	南	東	東	東	東	東	南	西	南	南	西
一六、五〇八	一九、一一〇	一三、三一六	八、四一六	三一、一〇七	三九、一一三	五三、六二五	二〇、二〇八	三一、〇〇八	九、四〇四	一四、〇〇六	一一、六四一	一四、七一一	三、八一〇	二六、一二五	一八、四〇七	一八、一二五	三三、九二六	八、九、七二七		
西浦	山西	下前	木浦	東浦	西浦	東浦	西浦	東浦	西浦	東浦	西浦	東浦	西浦	東浦	西浦	東浦	西浦	東浦	西浦	東浦
西	西	前	南	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東
一六、六二八	二六、四〇六	九、七〇九	二八、〇一七	一四、二一八	二二、三〇二	一七、八二六	三〇、三一	二九、三三二	二四、四二五	一四、〇一〇	一六、八七〇	二〇、四一六	三三、五二二	一一、一〇八	九五、〇一〇	二六、一二〇				

下岡山	平岡	南五反	石清水	北庄	大別	元池	北井	鳥井	南庄	官籍
東	東	北	中	中	南	北	東	北	中	一
五八、六一〇	六〇、九二七	六三、八〇〇	一一、九四一	二九、四一七	九一、七〇七	五一、四〇〇	四七、一一〇	二八、五〇一	七五、三一	一八、八四一
南池	枝五反	北五反	福枝	神枝	長代	御所	長尾	鬼谷	天狗	
東	東	東	中	中	西	西	北	西	西	
四五、二二一	四八、六一五	三九、二一五	六三、七〇四	二五、〇一四	七一、八〇六	一一、〇七二	三三、〇三三	二七、一二七	一四、三三二	

明治四十一年十二月末日調

皇宮地同附屬地	御火葬地	鄉村社地	御料林野	田路	其他
第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種
一八、八四一	一、三八二	一、三八二	一、三八二	八、一三三	八、一三三
御陵墓地	官國幣社地	其	國有林野	畑	河川溝渠
第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種
〇三〇五	〇三〇五	〇三〇五	〇三〇五	六、〇二八	六、〇二八

第四種

三、二五二四

明治四十一年末調

寺院敷地	三、二五二四								
民有地									
有租地	一、二三四、一五二四	地	租	八、七五三、〇七七	定率	三、八三三、三七七			
田	二六九、七八二七	同		七、三五八、四七〇	同	四、九二〇、七〇〇			
畑	九、一一二〇	同		八五、一八〇	同	三、三四四、八〇〇			
宅地	二八、六六二五	同		一、〇三〇、一八〇	同	四、〇一三、六七〇			
山林	九三七、四九二五	同		二七九、二二〇	同	三、八一、九五〇			
原野	七〇七	同		二〇	同	七〇八、二三五			
雜種地	一〇〇	同		一七	同	一一二六、九一〇			
民有免租地	三二、三七二六				同	一五二、三〇〇			
學校敷地	二七〇九				同	九八			
墳墓地	一、〇二二六								
溜池	三、八一二一								
井溝	三、八三〇二								
租									
國稅									
道									
郷村社地									
用悪水路									
堤塘									
路									
九、二四五、四七九									
四十年									

府 稅 三、八一四、七二二

郡 費 九〇〇、八四〇

村 稅 七、二四七、七四六

官 村 役 場 大字岩倉小字忠在地町

明治二十二年五月十日町村制實施に伴ひ舊岩倉村外五ヶ村を合して一村となし岩倉村と改稱し大字岩倉小字湯口町第二十七番地に設置したりしが明治二十五年十月十二日同第九番地に改修移轉したるも執務の便ならざるより明治三十二年三月二十九日三度び改築し以て現今に至れり

巡查駐在所 大字岩倉小字下在地町

明治二十五年三月一日設置せしものなり

學校

明治二年三月九日岩倉、長谷、花園、中、幡枝、高野六ヶ村を學區域と爲し岩倉村小字門前町に於て京都府より下賜せられし實相院舊庫裏を以て小學校と爲し岩倉小學校と稱す其後通學不便を以て高野に分教場を設く同八年三月許可を得て分離し岩倉、長谷、木野、高野の四小學校を開く同二十年學制の變更に因り更に尋常小學校を設く二十二年村内三小學校を併せ岩倉尋常小學校と稱し木野、長谷に分教場を置く二十五年三月二十七日再び分立し兩校と爲し來たりしも明治四十一年四月より更らに一校に合併し明德尋常小學校と改稱するに至れり明治四十一年度在學兒童數は男百七十二人女百六十八人計三百三十二人教員數正教員男五人女二人計七名にして本年度經費は貳千參百四拾圓貳拾四錢外に女子手藝學校の附設あり此經費貳百參拾四圓四拾貳錢なり

病院

岩倉病院 岩倉村大字岩倉小字上藤町第五十九、第六十番地

舊岩倉癡狂院にして明治三十八年一月改稱して岩倉病院と號し精神病神經病脊髓病を専門とす本村にて精神病者所療養するは最も古くして近年交通の便開けしより益々盛なり遠く病院の古事を尋ねれば畏くも人皇七十一代の聖上 後三條天皇第三の皇女は風姿端麗而して妙齡二九の御頃御舉動常ならず髪を亂し衣を裂き帳に隠れて言ふ事なく言へば諛語にて心全く喪なふ聖慮穩ならず以て神佛に告ぐ一夜靈告あり勅して岩倉大雲寺境内不増不減の靈泉を日毎に汲ましめ之を皇女に嚙下せしむ幾許もなく患疾瘥へ聰明に復し給ひたる御事ありと此水は三井寺關伽井の源にして跋難院龍王佛法興隆衆生濟度の觀音薩埵の爲め守護して湧出せしむる所なりと以て古來より治療上に適するの地たる一端を知得するに足らん乎舊時觀音堂前の籠り堂に於て療養し日夜參籠して飲食品は附近の宿屋より供給せり然れども其不便なるにより漸次宿屋に寄宿するもの多く或は農家に下宿治療するものあり明治十一年京都府立癡狂院の設立に及び該病者の本村に滞在を禁せられ一時跡を斷ちしが未だ久しからず其舊に復し益々盛なり其療法は別に醫藥無く唯觀音堂の關伽井水を服用し或は瀑布に冷却し樹蔭に静息し田圃に散步し徜徉自適して精神を靜養するに在りて時に其平癒の効を見るを以て一時二百餘人の集合せる事あり明治十七年有志者岩倉精神病院を創立し規則により醫療を加へ其粗暴者は病院に收容し沈鬱者は宿屋に保養せしが其後規則の發行により皆病院に收容せり患者は近畿地方は更なり遠く關東關西より來り加療を受くる者多し三十二年五月新に建設し設備完全にして全國有數の精神病院となり三十八年二月更に岩倉病院と改稱し院務を擴張し別に普通病室を増設せり四十年九月回祿の災に罹り建造物全部烏有の厄に遭ひしも幾許ならずして在地の地を距る西南約二丁の地に卜し更らに病舎の改善を企圖し四十一年一月起工し日夜工事を急ぎ今や全部竣成し益々業務を擴張しつゝあり今四十一一年中の入退院患者數を擧れば左の如し

精神病患者	入院	退院	通計
一四二	一四二	一二九	二七一
普通病患者	六二	五一	一一三

物産

米	四、三三二	六、一一八	三、八四
麥	二、〇〇八	一、六〇八	三、六一六
木	九〇	五四〇	一、〇〇〇
丸	一〇〇	二八〇	一、二二二
挽	一〇〇	二八〇	一、二二二
耕	一〇〇	二八〇	一、二二二
竹	一〇〇	二八〇	一、二二二
其	一〇〇	二八〇	一、二二二
土	八、三〇〇	六、〇二三	七、〇七一
繩	?	三〇〇	三〇〇
果	?	七二〇	七二〇
茶	?	三八	三八
蘭	?	?	?
計	一、二〇〇	六〇〇	三、〇〇〇

尙ほ私立看護婦學校を設立し已に其筋の認可を經一層業務の擴張設備の完成を企圖せんとす殊に院長土屋榮吉氏は斯病専門家として令聲あり日夜孜々として院務に従事しありとのことなり

粟種	一六二	一四五八
豌豆	一〇〇	一〇〇〇
蠶豆	四八	五二八
甘藷	一七〇〇	一三六
其他	?	一六四一
合計	?	五、三六三
合計	?	二一、五四二

考備 本村の蒸製品類の産額は多大ならんも其一端を記す特産物土器に關しては後に記しあり

民業 一般民業は農業及林業を専とし副業としては男は商工を營み又は京都市内へ出で、運送賃引其他の勞働等を爲し女は總て荷造繩を緬ふ事を業とす木野部落は多く土器の製造を業とせしも今は其産額多大ならず

農業	三五二	一、五六二
林業	一	一
工業	一二	三六
商業	一八	六五
交通業	一	一
日稼及勞働者	一	一三
雜業	一	五
公務及自由業	七	四九
戸數	三五六	一、五六二
人口	一、五六二	一、五六二

明治四十一年末現在

無職及職業不詳	三八九	一、一一四
合計	三八九	二、八四四

直接國税を納むるもの左の如し

百圓以上	二七	五拾圓以上	五一
拾圓以上	一七八	五圓以上	七八
參圓以上	六三	參圓以下	?

四十一年末調査

村民所有資産は土地千二百四十五町一反九畝餘歩建家四百二十一棟建坪一萬千七百八坪土藏三百十七棟建坪三千九百六十五坪五合納家二百四十六棟建坪千五百九十六坪餘なり個人の資産は中産以上十中の四強に當り甚しき貧富の懸隔少なく衆議院議員撰舉權を有するもの多く本郡の首位を占めたり (三十八年調)

四十一年十月調

車 輛	二八六	甲 牛 車	五
荷 馬 車	一	大 七 車	二六六
乙 牛 車	一	自用人力車一人乘	二
中 小 車	一		
家 畜	牝 計		
牛	一七		
馬	一五		
本籍人口	六二		

明治四十一年末現在

士 族 男 六一
女 五五
平 民 男 一、三三〇
女 一、三九〇
計 二、八四八

現住人口及戸數

人 口 計	大		中	
	男	女	男	女
一、三八八	八三七	八五八	三二二	二二五
一、四六〇	八五八	八五八	三二二	二二五
二、八四八	一、六九五	一、六九五	四三七	二四八
三八九	二二七	二二七	六三	五一
教 (在住人)	四四一	二、三三二	二四八	二〇七
佛 道	二、三三二	二四八	二〇七	一六二
基 督 教	七二	七二	二九	一九
宗 教 未 詳	七二	七二	二九	一九

日祭日授山城國正六位上石座神社從五位下とあるは此社なりと果して然れば天祿以前の舊社なるべし但祭神の甚多きは中代よりの事なるべし或は又云ふ此社は舊と其北なる小岡の上に熊野神社と俱に在りしを萬年ヶ岡に御茶屋の造營ありし時其前の地に此神社を移し熊野神社を御茶屋のある萬年ヶ岡の鎮守とせられしなりと此神社は岩倉一部落の氏神にて氏子二百餘戸神事頗る賑はし

境内攝末社
一言主社 祭 神 一言主神

寛文八年東福門院御創立

猿田彦社 祭 神 猿田彦神 愛宕神

東向社 祭 神 稻荷神 外四柱

西向社 祭 神 熊野神 外四柱

山住神社 岩倉 小字西尾谷 祭 神 御 年 神 外三柱

無格社創立不詳天祿以前は此社を氏神とせしが石座神社創立に及び變更せりと云ふ此社は建物無く大石の上に自然生の檜有り之を神籬とし其前に拜殿あり境内百五十一坪官有地第一種氏子石座神社と

八幡神社 長谷 小字宮の下

祭 神 惟仁親王

村社創立詳かならず口碑に天安元年惟喬親王の御願にて惟仁親王を祭りしといへど其無稽尤も甚し改正を要すべきものなり社殿頗る完備す境内三百三十五坪官有地第一種氏子百三十七戸

境内神社
蛭子社 陰山社 疫神社 藏王社
稻荷社 梅宮社 合社 春日社 山王社

受宥郡志 岩倉村 三百十三

石座神社 岩倉 小字門前町 祭 神 天御中主神 外十一柱

西 社 祭 神 天照皇太神 外七柱

東 社 祭 神

村社口碑に天祿二年圓融天皇の創立なりと云ふ社殿は東西一字ありて頗る宏壯にして完備せり境内九百二十五坪官有地第一種にして大雲寺に接し殆ど其地域を同くせり或は云ふ三代實録に元慶四年十月十三

日祭日授山城國正六位上石座神社從五位下とあるは此社なりと果して然れば天祿以前の舊社なるべし但祭神の甚多きは中代よりの事なるべし或は又云ふ此社は舊と其北なる小岡の上に熊野神社と俱に在りしを萬年ヶ岡に御茶屋の造營ありし時其前の地に此神社を移し熊野神社を御茶屋のある萬年ヶ岡の鎮守とせられしなりと此神社は岩倉一部落の氏神にて氏子二百餘戸神事頗る賑はし

境内攝末社
一言主社 祭 神 一言主神

寛文八年東福門院御創立

猿田彦社 祭 神 猿田彦神 愛宕神

東向社 祭 神 稻荷神 外四柱

西向社 祭 神 熊野神 外四柱

山住神社 岩倉 小字西尾谷 祭 神 御 年 神 外三柱

無格社創立不詳天祿以前は此社を氏神とせしが石座神社創立に及び變更せりと云ふ此社は建物無く大石の上に自然生の檜有り之を神籬とし其前に拜殿あり境内百五十一坪官有地第一種氏子石座神社と

八幡神社 長谷 小字宮の下

祭 神 惟仁親王

村社創立詳かならず口碑に天安元年惟喬親王の御願にて惟仁親王を祭りしといへど其無稽尤も甚し改正を要すべきものなり社殿頗る完備す境内三百三十五坪官有地第一種氏子百三十七戸

境内神社
蛭子社 陰山社 疫神社 藏王社
稻荷社 梅宮社 合社 春日社 山王社

受宥郡志 岩倉村 三百十三

共に祭神由緒を記せず

八幡神社 幡枝 小字石清水

祭神 應仁天皇 神功皇后

村社口碑宇多天皇寛平六年男山八幡宮を梓枝に勘請し改めて幡枝と稱す其後小松内府社殿を再造せしと

社地社殿頗る宜し境内六百四坪官有地第一種氏子ば幡枝部落なり

境内神社 若宮 高良社 厄神社

貴布禰社 神日合社 白山社 愛宕社

多賀社 金刀比羅社 白山社 愛宕社

針社 右祭神之を畧す由緒詳かならず

愛宕神社 岩倉 宇木野

山祭神 火産靈命 外六柱

村社文祿年中創立と相傳ふ境内二千四百四十三坪官有地第一種氏子三十八戸

境内神社 稻荷社 八幡社

神 右祭神之を畧す由緒詳かならず

神明神社 花園

祭神 天照皇太神 豊受皇太神

無格社創立由緒詳かならず境内十一坪官有地第一種信徒百八十八

寺 院 岩倉 字門前町

實相院 岩倉 字門前町

本尊 不動明王

天台宗園城寺所轄の本山にして門跡寺院なり開基は智證大師の法孫淨基といふ淨基は關白近衛基通の孫
應司大納言兼基の子なり攝家の出身なるを以て門跡に準せらる初め京都油小路今出川上る今の實相院町
に在りしが應仁亂に東西兩軍の間に挟まれ戦争の初め兵火に災したり其後岩倉大雲寺は同宗にして塔頭
多きを以て其内なる成金剛院を遷りて此に移り久しく年を経たり當時大雲寺も非常に衰微せり慶長寛永
の際義尊僧正の門跡たるや、道鬼親王と異父同母兄弟なるにより大に寺運を挽回し大雲寺をも兼務し主
客勢を異にし大雲寺は反て其支配に屬する事となり其後靈元天皇の皇子義延親王初めて皇子を以て入
院あり此に及び寺運頓に開け享和五年舊院の御殿并に四脚門を賜ひ之を移築し寺祿も六百二十石五斗
に増加し子院も其下に相連なれり寺域は山林を合して十六町五反五畝四歩を占め洛北の巨刹となれり明
治維新に及び一般の處分を受け同四年殿宇は療病院に寄附せしめられしが住職更に其排下を願ひ之を保
存し近年に至り大修理を加へたり境内三千三百二十二坪官有地第四種特別の由緒を以て宮内省より年金
六百九十圓七拾八錢を給せられ門跡の稱號を許さる舊時塔頭子院二十八寺ありしが漸々廢絶せり然れど
其方丈は享保五年朝廷下賜の禁中御殿の舊物書院は先代宮門跡の舊物にて今猶存せり寶物古文書猶多く
後陽成後氷尾二帝の宸翰智證大師將來鏡鈿鈴大雲寺園城寺古圖大雲寺に關する古文書證光寺舊物宸翰舊
記文書遺像等少からず

大雲寺 同

本尊 十二面觀世音

天台宗園城寺派實相院所轄なり初め天祿二年開融天皇の勅願により中納言藤原教忠が藤原時平より相傳
せし十一面觀音を本尊とし地を此に相し佛刹を建立し大雲寺と號し文慶和尚を別當に補し寺域並に莊
園を附せらる此像は延暦の朝内道場に在りしものなりといふ其寺域は當時の文書に限東安禪寺阪葛岡直
道限西篠阪大道西端直道限南木列阪峠限北靜原氷室山とあり其四至より見る時は岩倉は殆ど其全部寺域

となりしもの、如し冷泉天皇の皇后昌子内親王歸依尤も厚く寺中に就き観音院を創立し餘慶僧正をして此に住せしめ大に堂宇を造營せらる寺運猶是甚盛んなり正暦四年此より先き山門には慈覺智證の門派黨を立て相争ひしか此に及び智證の黨千有餘人相率めて叡山より下り本寺に入り相共に是王寺福泉寺を建て一山三塔と爲し大に其法義を唱へて慈覺の徒と反抗せり此時山上山下堂宇相連なり僧侶數百人一時の盛を極めしか中古以來漸々衰微し天文十五年細川玄蕃頭國廣か細川黨として此地の豪族山本修理山本系圖に佐渡守作山本系圖に佐渡守ら山本系圖に佐渡守か小倉山の城に據るを以て來り攻む山本大雲寺に防く十月二十八日交戦細川火を放て寺を焼く堂宇灰燼本尊僅に免かれしも頂上の十一面焼失し今は僅に一面を止むといふ其後同二十年九月四日三好長慶兵を以て本寺に屯し山野を掠め假堂も又崩壊せり其後又堂宇を築きしか天正年中叡山攻の時織田氏の爲に焼伐せられ全く荒廢せり文祿年中假に厨子を作り本尊を安置せしか是より先き實相院か塔頭成金剛院に移りしより自然其所屬の如く成り來り寛永寺中より全く其兼帶寺となれり實相院門跡義尊と道見法親王と異父同母の兄弟にして恩遇尤も深く本寺の荒廢を歎き爲に本堂を再建す現在の建物是なり此際に當り觀音院は再建に及はずして全く廢絶せり明治變革に及び大に衰微せしか近年保存會を設け維持法を講せり境内は舊時に山林を併せ數十町に及びしか現境内は二千三十七坪餘にして官有地第四種なり本堂七間四方地藏堂三間半四方と庫裏あり鐘樓は後水尾天皇の御再建なり鐘は高三尺一寸五分口徑一尺八寸三分龍頭の下より直きに張大にして直下し筒形を爲したり其鐘銘は左文字にて陽鑄せり

比叡山延曆寺西寶幢院鳴鐘天安二年八月九日至心鐘甄

とあり天安二年は文徳天皇の御宇にて今より千五十年に垂んとす京都屈指の古鐘なり寺傳には染殿皇后の御寄附なりといふ近年國寶に指定せられたり外に縁起あり檀徒六十三人信徒千餘人

境内 佛堂 本尊
地藏 菩薩 本尊
法華 堂 本尊
四 菩薩 堂

關 伽 井 堂 本 尊 十一面觀音
新 羅 堂 本 尊 新羅明神

不 二 房 同 阿彌陀如來

大雲寺の掛所にて大平記に見へたるは不二房の舊跡なりといふ石座神社の東にて山の麓に在り天文兵火に燒亡して廢絶せしを寶永年中一庵を結ひ其名稱を存す明治變革の後掛所となし之を維持せり地域百八十坪官有地第四種事は舊跡の部に在り

正 行 院 同 小字大開 阿彌陀如來

淨土宗極樂寺末天文元年創立境内二百四十九坪民有地第一種檀徒百五十人

來 迎 院 同 小字湯口町 阿彌陀如來

淨土宗極樂寺末慶長年中創立境内百七十四坪民有地第一種檀徒二百二十五人

心 光 院 同 小字下在地町 阿彌陀如來

淨土宗知恩院末正保二年創立せし尼寺なり境内三百四十五坪民有地第一種信徒六十人

專 修 院 同 小字上磯町 阿彌陀如來

淨土宗報恩寺末文祿四年創立境内百二坪民有地第一種檀徒六十四人

淨 雲 寺 同 小字下在地町 阿彌陀如來

淨土宗淨蓮華院末創立不詳境内二百九十八坪民有地第一種檀徒百九十八人

淨念寺 同 阿彌陀如來

淨土宗信行寺末慶長二年創立境内二百十坪民有地第一種檀徒百二十人

是心院 同 小字湯口町 觀世音菩薩

禪臨濟宗相國寺末文祿年間創立境内二百三十一坪民有地第一種檀徒百六十一人

西來寺 同 小字今井 花崗

禪曹洞宗靈雲院末萬治年中黃檗僧某創立後曹洞宗となる境内五百八十七坪民有地第一種

長榮庵 同 十一面觀世音

禪臨濟宗相國寺末天文年間創立境内百四十九坪民有地第一種

長源寺 同 長谷 同相池町 阿彌陀如來

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を本寺に移す茲覺の師にて四條公任の念持佛なりといふ

圓通寺 同 小字南庄田 正觀音大士

禪臨濟宗妙心寺末此地は舊と圓光院文英尼の隱栖なりしを延寶六年四月靈元天皇の敕願により禪刹となりし也圓光尼は圓附左大臣基任の女にして初め出雲國主京極高忠に嫁せしか高忠薨後京都に寡居せり此

時靈元天皇は猶權禪の中なりしか其御母は附左大臣園基房の女にして同姓の因を以て後水尾天皇東廂門院より皇子の御養育を命せられたり其後此地を撰み隱栖の地とす靈元も即位の前御入りありて數日の間御滞在あらせらるる尼は深く禪宗に歸依し其住家を以て禪刹と爲さん事を願ひ法皇深く敬感あらせ給ひ幕府に御内旨ありしも新寺建立を禁せし時にて行はれず幾度も交渉の上妙泉寺といふ舊寺の名を改めて本寺とする事となりしかは法皇門院とも大に喜ひ給ひ法皇には直に宸筆を染め大悲并に圓通といふ大字の二幅を賜ひ佛堂を建て洪鐘を鑄妙心寺の禿翁和尚を請して開山とす是本寺の創立にて時に延寶六年なり尼は別に小庵を結び百華庵と號し此に居り朝夕勤行怠る事なく常に資祚無窮を祈願せり又自から指を刺し血を以て經を寫し又普門品を印行し各所に納め遠く支那經山寺に送れり又黃檗の名僧に歸依し其法語を聞き法徳世に高し兩法皇門院も折々御幸啓あり此時性通禪人なるものあり尼の附托を受て寺門の事に任し最も力を盡し別に潮音堂を立てたり朝廷仙洞より賜物頗る厚く宸翰御書其他の物品今に傳べたり當時寺領の微念ありしも幕府行はさりしかは年々内帑より現米三十石を賜ひ以て明治の變革に及び其後宮内省より特別の緣故を以て年金八拾圓を賜ひ永く寺門を維持せり現境内六百七十八坪民有地第一種にして外に近傍に舊來所有の山林あり其園地は東に叡山を望み樹石の勝あり舊時は朝廷の緣故を以て公卿多く遊覽せりこそ南方の山上に舊と京見亭あり靈元法皇御幸の時御登臨の所也といふ南望すれば京洛一圓陣中に入り眺勝最宜し今は荒れたり法皇の御製に
世はなれて住める庵は峯高し都を雲のよそにこそみれ其重寶には後水尾天皇宸翰山號寺號靈元天皇勅願所の御文同鑄鏡御文同絹本着色蓮鷲圖同御書像林丘寺元秀内親王御筆後水尾後光明靈元三帝合裝軸物寺門創立女房奉書其他御遺品及び歴史の考證となるもの多し尼の傳は其墓の所に記す本寺の事は世に顯はれぬ事多きにより特に創立に係る二通と記文を左に録す
靈元天皇勅願所御宸翰
大悲山圓通寺の事はとし頃の願をとげられ候て建立の地に候得は末代までもつゝかなか候へかしたるも

ひ候事にて候ことさらに此菩薩はたひくの靈驗もあらたなる事にて自餘に混せざる次第も御入候上に故院後水勅額をも賜り候事候得は祈願所に定めたまき候事にて候此寺の事は子孫にいたり候ともたろそかなるましく候まゝ末々まで心やすかるべく候也

延寶八年十月二十六日

御 華 押

圓光院様 尼へ

按に尼は此年十一月十一日に七十二歳にて寂す此二十六日は其十五六日の前に當れり其重病につき特に賜ひしなるへし、

女房 奉 書

仰として申入候ないく申上候御祈願所の事則ち 勅筆をも染められ候て下され候まゝ幾久しく寺に残され候やうに申上りてさて寺領の事も只今おけへあらまし仰いだされ候はんづれどもかへりて寺のため圓光院殿の御ためよろしからぬやうにたはしまし候へはとたほしめし候まゝ然るべきたりふし御沙汰もたはしまし候へし左候得者寺領のこぬうちは僧侶のすまぬもなりかたく候やうにたはしめし候まゝ少の事にては候へとも寺領のこゝのひ候まては御なるしやうより三十石つゝ下され候へし寺のしゆりなごのたりふしは外に御沙汰もたはしまし候へしかへすく寺領の事もやがてしゆびよくとゝのひ候やうとたほしめし候又普ぞうす事幼少より御とりたて候てふひんにたはしめし候へく候いよくけんごに修業をもとげゆく住持になり候やうにとたほしめし候性通も圓通寺の事萬心にいれ候て御よろこび候よしひとひと御申上候てきこしめされ候きごなる事とたほしめし候るん光院殿御後にも寺のためいよく陳畧なきやうによりく申さかされ候へく候寺法以下の事はかねてより禿翁和尚に御たのみに候つるよし是又陳畧なく圓通寺の事よろしくはからひ申され候やうに御たのみ候てよく申入候なをくは敷事ともは圓大納言殿御申へく候此よし心得候て申入候かしく

夕

るん光院殿

よろしく

大悲山圓通寺記

延寶辛酉秋八月或生魄、余偶呼杖、自東山溯洞于鴨川、將訪通公於幡枝、抵平安城外五里許、奇峰競秀、沃野披青、隨步惟有白沙淺流茂林脩竹之勝、徐而至菩薩池畔、植杖而憩、時有老樵、眉如雪、弛擔而立、就詢大悲圓通寺在何許、樵曰、面北陟嶺下坡一箭道、回首東望、窈窕脩林竹影陰森者圓通寺也、遂迨焉、碧杉有秀色、苾芻有古風、戢々出迎、揖而坐之、從容四顧、窺嶽東峙、雲坊蜂窩、群峰羅列、如朝如拜、南山嵐晴、白雲澹沓、萬松卷巒、老鶴巢霞、西背賀茂、神明羽化、峻岡翠巖、毓秀鐘靈、北嶺岩曉、金鷲涼然、寒雁篆空、綠野凝碧、羅縵布芳、醴泉噴玉、窈雲上巖、餘波及物、風况無恙、收拾不盡、轉身昇堂、三快兜婁大士儼然、電光射人、斂眸而坐、廻問斯寺權輿、通公曰、山名大悲、寺扁圓通者、蓋有必播揚音開教體者也、此地本爲文英大師甲第也、大師號瑞雲、圓光其院名也、圓亞相公左大臣兼任第三女也、大師少時、嘗侍中和皇后、既長、承命出嫁雲列刺史忠高、及公薨、從公族、遷居幡陽立野、未幾、有所感、歸洛、當聖皇帝在襁褓、承太上皇暨皇太后命、代育之、後卜城於幡枝山中、經營第宅、以爲歸隱之所、聖皇在東宮時、方九齡、將登極之際、御幸斯宅、駐蹕與六抽萱莢、示親睦也、即位後、大師宛擬榮膺紫誥之封、寵賜供給如不及也、大師篤信西來之道、屢登攝普門、參吾祖隱老和尚、親問法要、有所默契、逮隱祖寂、後復依花園禿老禪、請益不無省力、遂欲報佛飯僧、垂芳於無窮、捨宅爲寺、以國禁故、仗京尹代京武陵閣下、以延寶六年蒙允可、移易隣庵妙泉舊寺、改今號、太上天皇親染龍翰、永鎮寺門、然不題山寺者、蓋有故也、因請隱老別書今額、兼頒賜白金、鑄蒲牢、以警昏衢、大師遂剛髮爲尼、精脩梵行、別剎白華庵、以爲行道之所、蓋分二衆也、青松翠竹、竹椅蒲團、怡々然申々然、不知春秋代謝、可謂處富貴中、不被富貴之籠單、誠有大丈夫之氣概也、乃至桑榆暮影、身纏風恙、知風燈將息、尋囑小子永普、使總院事、遂合掌念佛而逝、實延寶八年十一月十一日也、壽七十有二、全身瘞寺之東南

隅、大師所自定也、今上皇帝、於大師不忘撫鞠之勞、大息不能已、每歲例賜僧糧、庸充香火之辨、以免勞呼庚癸也、於是每過月之十八日、特修懺法、以祝皇嗣、原夫諸佛菩薩、所有行願成佛、國土者莫不感、是等慈之所被、嗚呼如大師、創建接提、而弘法之志切至耳、至如拂雲嘯月之砌迎薰養素之扉、景象亦不爲少、願爲文以記之、余不克辭、不揣匪才、喚起毛錐緒氏、紀所聞見、兼定二四景目、各係以詩、以錄諸後云、昔延寶九年、歲在重光作遷、南呂穀且、嗣祖沙門式盧山主別傳往謹識
圓通寺八景

台嶺朝暾

賀茂積翠

北山暮雪

白華松月

南嶺時雨

竹塢蓮沼

閩苑雜華

玉阜檻泉

潮音閣

舊境内にして今は境外所有地松林の中にあり近年大に荒破して殆ど風日を支へず性通禪人が全國を巡錫し三十三所觀音を模し之を刻して一堂に安せんとする由聞食され靈元天皇潮音閣の號を賜ひ仙洞女院より公卿武家に至るまで各々其資を助け大佛師弘教をして之を刻せしめ仙洞の御覽を經妙心寺萬福寺等の名師を請じて開眼式を行ふ各々偈を作り之を讀す又其記文を作り銅版に刻し篆額を加へ其堂下に埋む時に元祿元年なり其文は之を略す

附記

性通禪人は氏名傳なし藝州名族なりしが中年仕を致し禪門に入り戒行謹嚴識見卓異なり圓光尼の附託を受け本寺創立の事を幹し善を勸め化を弘めて忘る事なし又新道開修の碑を建て其事を傳ふ海内を周遊し十度高野に登り五度熊野に詣つ而して一寺に主たらず生涯頂陀を以て終る蓋奇人なり其傳は黃檗道遠之を作り大瓦碑に刻し潮音閣に埋めしもの今寺に在り

專修寺

幡枝 小字福枝

本尊 阿彌陀如來

淨土宗禪林寺末寬永年中創立境内三百七坪民有地第一種

双林寺 幡枝 小字石清水

本尊 宗旨 三寶宗祖像

日蓮宗本隆寺末境内九十六坪民有地第一種

名勝舊跡

觀音院舊跡

大雲寺内にあり觀音院は冷泉天皇の皇后昌子内親王の創立なり皇后大雲寺の觀世音に御歸依厚く其院内に觀音院を創立あり講堂には六觀音五大堂には五大尊灌頂堂には普賢菩薩真言堂には金胎曼荼羅を安じ餘慶僧正をして此に住せしめらる事は扶桑畧記諸門跡傳其他諸書に在り長徳五年十二月皇太后昌子崩御ありやがて遺旨により此院内に奉葬し山陵國忌を置かず圓融天皇此院を御祈願所と定めらる寛仁の頃より漸々衰頽し其後多く年月を経て終に荒廢せり今昌子皇太后御陵の邊なるべし

是王寺福泉寺舊跡

大雲寺縁起に正暦四年八月八日、於叡山、慈覺智證兩流有教文諱也、仍智證門徒一千餘人、退大雲寺、中大雲寺爲本寺、建立二個寺、是王寺福泉寺是也、中大門者大雲寺、南大門者是王寺、北大門者福泉寺也とある者なり山城名勝志に是王寺、今在大雲寺西方、有高山、號是王山とある所にて今の證光寺舊址の上の山に當れり今も是王山と云ふ又福泉寺舊跡、在大雲寺東北、又鋤上水在福泉寺舊跡、大雲寺東北二町許、池今爲田、長谷川西山際也とあり今も福善寺森と云ふ萬年岡の山嶺きに當れり是當時南北兩大門の跡にして其間に大雲寺の子院の在りしなり

鋤上水跡

前に擧ぐる所の山城名勝志の文にて其所在を知るべし今不二房の下を山に沿ひ北に上れば道の右の方地卑く窪みたる所あり蓋此地なるべし

不二房舊址藤原藤房遺髮碑

不二房の事は先に記したり創立傳無し大雲寺の子房也建武元年十月五日權中納言藤原藤房朝廷糺政多
人心離畔せるを愛ひ屢々直諫すれど行はれず天下再び亂れ中興の業更に敗れんとするを察し此夜退朝よ
り家に歸らず直に都を出て此房に入り知る所の僧に托し難染入道して嘉遁せられし所なりといふ太平記
に父宣房驚き車を急ぎ尋ね行きければ庵室の隙子に一首の歌を残し諸國修行の爲めに足に任せて出でた
る跡なりし

住すつる山をうき世の人とは、あらしや庭の松にこたへん

とあるところなり寛政二年有志の徒の建てし遺髮塔と稱する石碑あり文は妙心寺の僧祖苦の作なり但し
藤房を以て妙心寺三世宗阿授翁となすは誤傳にて近年史學家の辯論せるところなり其文を左に録す

髮塔銘

山城州北巖倉大雲教寺封境不二房舊址、有一基石浮圖、傳言藤房卿髮塔、往昔建武甲戌之冬、藤房掛冠
遁隱岩倉、禮於不二房法一、難髮自稱難彩躬之居無之處、此塔久歷星霜、古貌巋然、藏髮銅筒、安塔之
中央、竊惟法一退感藤房賢德建立乎、藤房東修西鍊、後登洛西正法山、受關山國師衣法、遂爲妙心禪寺
二世、諱宗阿字授翁、救諭神光寂照禪師是也、今恐荆榛荒涼不可識、彫刻片石、記其概略以爲後標、
寛政二年庚戌三月二十八日祖芳焚香謹誌

とあり近年村人更に谷鐵臣に文を請ひ更に大碑を其側に立てたり

大雲寺塔頭子院

大雲寺朝廷及び權門勢家の歸敬甚深かりしを以て其塔頭子院由緒あるもの甚多し然れども數百年來皆廢
して存せず今其の重なるを左に掲ぐ

中 大門
成金剛院

本尊不動毘沙門金剛童子山本供奉建立今の寶相院の地に在り

定 林 院

本尊六觀音後三條天皇御願備前守朝棟建立

寶 塔 院

善惠大師成尊建立成尊治曆三年三月十三日入宋英宗熙寧元年三月勅して善惠大師の號を賜ふ入唐僧大師

號の始なり

圓 樹 院

本尊阿彌陀如來宇治大納言隆國建立

尊 光 院

同上

南大門に屬するもの

平 等 院

本尊尊星王兵部卿致平親王建立後入道圓誓と號し此寺に住せらる榮花物語

理 智 院

本尊阿彌陀如來式部卿致義親王建立長元三年九月十三日出家悟覺と號し此に住せらる又乘々坊といふ

新 御 堂

本尊釋迦佛治部卿 親王建立

北大門に屬するもの

淨 雲 寺

本尊聖觀音善惠大師建立

願 成 寺

本尊阿彌陀佛普惠大師建立

如來寺

本尊阿彌陀佛宇治關白頼通建立

此他塔頭子院三門の内外に相連なり一時の盛を極めしか戦亂の爲め漸々滅ひたり

萬年岡御茶屋跡

後水尾法皇東福門院岩倉へ御幸の時此地に清雅なるを御賞愛ありて明暦年間御茶屋を營み萬年か岡と號し女三宮昭子内親王に賜ひ其御料となりしか女三宮薨去の後林丘寺は御姉妹の間なるにより其建物をは林丘寺に移し其地は村人山本某か世々預かりしか維新後官林となり近頃不要存置林として處分せられんとせしを更に舊跡地として保存せらるゝ事となれり石座神社と不二房の北なる小阜の小松原なり小字中在地町の山手に屬す

證光寺舊跡并三位局事跡

證光寺は後水尾法皇の三位局の爲めに創立し給ひし所にて法華宗の寺なり局は法華信心の厚きにより特に其宗旨と定め給へるは叙眷の深を見るへし寺は維新後廢絶せられて形跡をも止めず唯局の墓の荆棘の叢に埋れたるのみ此事實は史誌にも細に記されぬ逸事なれば舊記遺物によりて更に實地を探り之を畧記する左の如し

三位局は近衛龍山前久公の外孫女なり初め前久の女某佳光院可性と號す元和二年十二月一日亡大和國古市城主古市播磨守胤榮に嫁し女子を生む即ち三位局なり足利義昭の子南都大乗院門主となり義尊といふ後遷俗して足利義廣と稱す然れど足利氏將に衰亡に垂んとし義廣京都に入る事あたはずして大和に居る胤榮女を以て之に嫁す二男子を生む足利氏亡ひ義廣も亦死す一家零落倚るところなし遂に縁を求めて宮中に仕ふ時に局年正に盛んに才色共に秀つ後陽成天皇の幸を得て二皇子一皇女を生む三位局といふ其皇子は聖護院門跡道晃親玉なり其他早く薨す帝局の先に子あるを聞き召して宮中に入る其秀發を愛し道晃親玉の異父の兄に當れる

を以て深く之を憐み共に三井寺につき僧とならしめらる後に實相院門主三井長吏最法院前大僧正義尊大和尚南福院門主定尊大阿闍梨と開えしは此二孤なり三人とも世の名僧となり友愛尤厚し三井寺は豊太閤の兵火に災せしを定尊之を中興し實相院は天文兵火以來荒殘せしを義尊之を中興し道晃親王學徳世に高く文藝に通し其名今に高し皆此局の生みし所なり初め後陽成帝の崩御あるや局は年三十六七なれど夙く佛門に歸し菩提を修るの願尤も切なり 後水尾天皇深く其志を憐み此地を相し新に一寺を建立し給ひしなり是は義尊の實相院門主にて其孝養に便なるか爲めなるへし其山號寺號は天皇之を憐み宸翰を染て賜ひしもの今實相院に存せり其寺は實相院の南の山續き二町許の所に在り堂房山林田園皆備はり法華僧を住職とし格式は十六本山に準せられたり承應明曆寛文の頃は法皇東福門院明正上皇も御幸啓ありしよし局は萬治元年六月二十七日七十六歳にて薨せられ即ち其寺の後山に葬り今も七尺許の石塔儼然として存せり其後數世を経て寛政年間其寺大に衰微せし時岸駒か資を投して買得し大に修營を加へ其舊院門廊支那風に摸し清雅を盡し又家庶を建てたり岸駒歿後其家衰へ寺も荒殘せしを明治改正の時無檀無住にて遂に廢せられ其物は多く實相院へ引取れり今存するものゝ中に局の剪裁の肖像あり墨漆塗金の籠中に納む高一尺二寸許錦緞綾羅を裁ちて湊合して之を造る垂髮の立像にて雲鬘豐頰明眸秀眉細帶長袖綽約清婉宛も仇英の美人の如し東福門院の御手製にて證光寺に賜はりしもの也といふ局は佛門に歸するも終身宮裝を改め戒行謹嚴人之を敬憚せりとそ像は四十歳前後と見ゆれは其山入時代の姿にやあらん又一尺許の木像あり此剪裁の像を摸せしか如し背に法誓院殿之尊像三宮御寄附也十八世嗣法義維時天明四稔甲辰三月開眼之也御所大佛師左京刻房に書き誌したり

藤原公任山莊

朗詠谷

四條大納言公任卿老後隱栖して和漢朗詠集を撰ひし所なりとて朗詠谷といふ山城名勝誌に土人云、舊跡今日朗詠谷、聖護院山莊より八壩岡を寺に見て長谷川に傍て北入山中五六町許、有解脱寺跡、又一町許、至北、有平地、是則彼卿幽居舊跡也とあり公任の解脱寺にて出家の事は日本紀略にも見ゆ扶桑略記に長

久二年正月一日、入道前大納言公任薨、^{年七十六}先是出家多年、住解脱寺念佛とあり其出家は六十一歳にして薨年は七十六歳なれば其間十六年は此地に閑居ありしなるへし村誌に宇上の町の東にありとあれど今は地勢變更して何れとも定め難し此卿の長谷に閑栖の事は後拾遺集に世をそむきて長谷に侍ける比入道中將のもとより云々申たりければ谷風になれすといか、たもふらん心はやくすみにしものをといふ公任の歌にても知るへし

解脱寺舊跡

扶桑略記に東三條禪定太后、爲國家護養所建立也、山郷叡岳之西頭とあり又長保四年七月常行堂供養の事あり公任卿は萬壽三年正月四日此寺にて六十一歳にて出家せし事日本紀略にあり天台宗三井寺派にて聖護院の屬寺なりしなり舊跡は大字長谷の山手にあり

普門寺舊跡

創立詳かならず蓋藤原氏の創立にして天台宗の寺なるへし山城名勝志の註に土人云、長谷聖護院山莊、則其跡也、西側有溝川、云普門寺井手、又山莊南面田地字曰大門、是曰普門寺大門遺名也云々今猶然り此邊其舊跡なるへし

聖護院長谷坊舊跡

聖護院の別坊にて長谷の内に在り舊跡詳かならず蓋普門寺の舊跡の邊なるへし文明十三年の冬足利義政か此に通れし事あり横川和尚は壬寅正月十五月初謁長谷御所といふ題の詩に綠髮將軍省父回といふ句あり壬寅は文明十四年に當る義政は十三年の冬より此に在りしを其明年正月足利義尙か京都より此に省せし事を謂ふ也綠髮將軍とは義尙を指す此時其年十八歳なり長谷御所とは即ち長谷別坊の事なり

花園

花園の部落は蓋其地なるへし初め右大臣有仁右京桃花坊の邸に百花を栽る花園を作る故に花園大臣と稱す其孫某に至り家を此に移す因て花園といふとそ

八 鹽 岡

長谷の東北御所谷の内にありて別に小阜をなす古歌に紅葉を詠せし所なれど今は勝景を認めず

飛岩倉舊跡

平安京西方にある岩倉の内なる北岩倉なり山城名勝誌には在長谷村西にありとあり其趾詳かならず

内大臣具守山莊

兼好の歌にほり川のはいまいち君をいはくらの山莊、たさめ奉りし云々の詞書あり則ち其山莊も墓も此にありしなるへきも今詳かならず岩倉家の此地に縁故あるは此人より始まりしなり

岩倉贈太政大臣具視公幽居舊跡

岩倉小字門前町の南側に在り當時よりは稍修營を加へし由なれど狹隘にして最も質素なる構なり公は初め西賀茂鹽源寺に隠れ祝髮せられしか此村は内大臣具守の舊地且つ公の幼時乳里なりし縁を以て更に此に隱栖して靜に天下の大勢を察し其計畫を建て慶應三年十二月九日直に起て禁内に入り天政復古の偉業を立てられし所なり公既に大勳を立て幸輔に任せられ時々來京せらるゝや此地に遊び當時を回想し父老を招き舊時を語り倦々の情甚厚く其邸を以て別莊とし素襖にして舊より加へず公薨後遺髪を埋め石碑を建て井上毅の撰みし文を刻す此地前には藤房卿遺髮塔あり後は又此碑あり名公の遺跡双美といふへし其碑文左に録す

巖 髮 碑 文

岩 倉 村 巖 髮 碑

參事院議官兼圖書頭從四位勳三等 井 上 毅 撰

岩倉村者故右大臣岩倉公所栖息之處也、公被誣、幽居于此者數年、時事方急、公志未嘗一日不在于朝廷、茅堵蕭然、足不出門、而達觀天下之大勢、待察世變、密糾合忠義之士、當此時、今太政大臣三條公在于大宰府、遣間使求朝紳中同心之人、二公之交始合、而故參議大久保廣澤諸公、亦與公相往來、籌商最熟、

公既知諸藩之情勢、進疏畫中興之謀、密旨由中付公、大計既定于禁掖之間、而人莫知之者、及丁卯十二月九日之事起、公懷文書一囊、冒曉入禁內、大號宣布、廢攝關將軍以下之職、新命文武諸官、令出如流、一時機務倥傯、大久保公以下、多奔走于闕外、公居中當局、事無稍失、蓋皆岩倉村間居之時所豫計畫也、大駕東駐、公躬荷台寄之重、暇時談及前日事、未嘗不以岩倉村爲言、如其山川風物、宛然往來于眼目者焉、每以事往西京、乃至岩倉村、集父老飲宴叙舊、父老往往有流涕者、公晚年與子弟論世故、以權勢之易帖、而名節之難全爲戒、浩然欲以躬爲人臣進退標準、及病革、上表乞解官、有誓心執節不以進退貳臣子之義之語、天子愍其至誠、姑允所請、公感泣謝恩、如病頓已者而遂以其明日逝矣、朝廷特命史臣、撰叙公之功德、將勒石其墓男具綱等、與岩倉村父老謀、更瘞遺髮于前日栖息之地、建碑爲記表公之眷戀此土、終始不忘之意、又以識元功偉勳始于屯困之時也、嗚呼後之慕公者、可以觀于此碑焉

明治十八年七月

小野 暖

正五位、日下部 東作書

慈雲庵跡

岩倉 小字中在地町

帝釋堂跡

同 同湯口町

寬弘元年創立明治年間廢す

阿彌陀堂跡

同 同西河原町

西遊寺跡

同 同御旅町

本村は寺堂の非常に多かりし地にて此外足利氏時代より已來建立せし寺庵四十餘ありしか明治改正の際廢止し又は同宗の寺に合併せり其遺跡は大抵知るべきも歴史上の關係少ければ之を記せず

小倉山城跡

岩倉の東北大雲寺の良位に當り孤立せる小阜にして山上に城砦の趾僅に遺れり山本佐渡守尙親か近江國山本より此に移りて更に築きし所なり是より此附近を領し足利氏に屬し細川三好の間屢々戦攻を経たり若狹守俊尙に至り足利義昭を助け織田信長の爲に誘殺せられ其子尙治に至り城廢す

附記

山本氏

山本氏は清和源氏新羅三郎義光より出づ義光の孫義定近江國山本に居る山本冠者と稱す其義經源平の間に名あり其二子義弘繼ぐ其より九代を経て佐渡守從五位下尙親に至り文明年間山城國愛宕郡岩倉に移り小倉山に城き之に居り足利氏其附近の地を領せしむ其孫對馬守資幹細川政元と戦ひ武名あり其子佐渡守尙利利一に則細川高國と桂川に勇戦す將軍義隆別に地を丹波に賜ふ天文十五年十月二十八日細川玄蕃允國廣來り攻む尙則大雲寺に據り交戦す寺兵火に罹る同二十年三好長慶來り大雲寺に屯し野を掠む其子若狹守尙俊足利義昭を奉す織田信長招げとも應せず元龜元年高島郡に誘殺せらる其子修理大夫尙治明智光秀に屬し天王山に戦死し山本氏大に衰ふ弟尙則大阪に屬し武功あり尙俊の女孫主殿助三郎彌十郎關白秀次に仕へ高野山に殉死す尙俊の子盛尙歸て岩倉に居る其子尙高後陽成天皇の恩遇を被り家を興す其子保宜伊豫守と稱す御使番勤使役となる此より先き後水尾天皇第三皇女の爲め萬年岡の御茶屋御造營あり寶永五年保宜其支配を命せられ其職を世々にす尙材尙紀尙芳尙備尙文を経て尙定に至り世々從五位若くは從六位に叙し任官受領し御使番御奏者衛府官等となる尙定明治變革を以て更に士族に列し今猶岩倉に住す尙親の墓今猶岩倉山に在り家に尙親武裝古畫像武器後陽成天皇御賜辰翰後水尾後光明靈元三帝宸翰尙芳從五位の位記宜旨其他古文書及御賜器物を傳へたり其盛時には近郷數村を領し小倉山を本城とし靜原にも別城有りしといふ萬治年間山本泰順なるものあり山本氏の族にて家衰へしより醫となり學問を好み圓滿院の侍醫となる洛陽名所集十二卷を著し上木す其書畫皆自筆なり今猶存せり

陵

冷泉天皇皇后昌子内親王岩倉陵 岩倉 大雲寺内

大雲寺内に在り別に一區を爲す皇后は大雲寺内に觀音院を創立せらる崩後其中に葬れり觀音院早く廢し其跡不明なりしか近年考證して此に定まれり諸陵寮に管す

義延法親王墓 同

靈元天皇皇子にて實相院皇族門主の第一世也是より寺門再興せり御墓は山内に在り諸陵寮に管す

餘摩僧正墓 同

天台座主第二十一世にして法徳世に高く昌子皇后の歸依を得て觀音院の開基たり正暦二年壬二月九日寂す年七十七此山に葬り證を智辨と賜ふ

義尊大僧正墓 同

足利義昭の孫にて義廣の子なり其母三位局法橋院尼の緣故を以て僧となり實相院門主となり大雲寺を中興す墓は同所に在り

三位局法橋院尼墓 同

近衛前久の孫女にて古市榮胤の女なり後に後陽成帝の宮に入り寵あり道晃親王を生む事は證光寺の記に在り墓は證光寺の廢址中に在り巍然たる石塔なり

圓光尼墓 輔枝圓通寺門前

圓贈左大臣基任の女なり靈元帝を鞠養せし緣故を以て圓通寺を創立せられ圓寂後其山内に葬る黃蘗の道達之か碑文を作れり

圓光院瑞雪文英大姉塔銘并序

大姉姓藤原、諱文英、号瑞雲、園亞相贈太僕射基任公之女也、少侍中和皇后、有旨、配前若州刺史、小心有内治之徳、及葬、今上皇帝在襁褓、太上法皇皇太后召視育之、大師奉養盡其道、後營第于當山、遂

落髮爲苾芻、時謁宗匠、扣以直指之道、皇帝潛龍時、嘗幸駕於茲者六日、延寶戊午六年夏四月、告京尹移妙泉、舊刹、寺名圓通、山号大悲、法皇特賜二扁宸翰爲鎮寺焉、因立本如實性禪師牌位、尊爲開山祖、囑僧永普爲住持、別創白華菴以爲禪誦逸老之所、皇帝不忘其鞠育之功、特賜僧糧若干、充錦遠香火之需、庚申八年冬十月治疾、追病革、遂屏絕人事、繫念觀音大士聖号、合掌而逝、寔十一月十一日戌時也、壽七十二、越日、瘞全身于山之東南、遵治命也、嗚呼大師爲人端慤、生平奉大士甚篤、嘗刺血書經、復印變相普門品、領鎮本國三十三所大士靈區及支那經山植良因也、如其事實、具載寺碑記、永普号照岩、蘇州廣島人、出家于攝州佛日禪寺、後爲法山禿翁和尚之徒、天和癸亥三年春正月廿七日遘疾而寂、先是大師遺囑普暨性通日尙不幸、須臾真于塔之側、故卜其日寔普于其左、茲拜書者、客臘管托余以大師塔銘之事、未及上石而寂、故有所感而譏焉、謹爲之銘

銘曰倚歎大師、貴爲皇姊、内外榮顯、其盛孰弟、配賢守法、淑徳四馳、捨筭建刹、委僧創規、棲心靜寂、東耳昆尼、收因結果、穆々有照、作銘錫石、以示來茲、偉哉檀蔭、終古弗遺、

天和三年癸亥春三月清明日

樂山龍興沙門道運香國謹撰

當山知事小比丘徹源性通勒石

山本尙親墓

岩倉山に至り傳に記したり

岩倉燒井木野土器

岩倉燒陶器は本村の製作にて頗る高雅なるものなり久しからずして廢棄せり木野の土器は卷首に記したる如し葛野郡嵯峨の土器工人此地に良土を發見し移り住せしものなり木野は山本氏の領地にて元龜中其許を得て此に其業を開き今日に至れり其古文書山本氏に藏せり

領知之内きの野芝へ可居住之由得其意候然者土器土の事存分次第可取も不可有諸公事者也仍狀如件

元龜三年十月十八日

山本昌尙 判

土器衆中

小字木野村

此地の居住民中榎木藤本藤井藤田の五姓なる家は山城國葛野郡嵯峨愛宕神社及野々宮神社兩社の舊神宮なり常に土器を製造す依て 朝廷より御代々御繪旨を受け土器製造の埴土を隨意至る處堀取り特權を許され又諸公事を免せらる

右の中榎木丸太夫と云家は往古より 皇室へ土器を献納し且つ御由緒有之により明治維新後に至る迄皇室より種々の恩賜受け居れり

右等の家は皆應仁年間嵯峨小倉山の麓深草の里より愛宕郡幡枝の内福枝と云地へ移轉し元龜年間今の木野村へ移住す

一御繪旨御文言之寫

文明元年四月の分

御文言畧

姉小路殿

右御繪旨に付御下知狀

土器師申土器土之事於當社領所々無其煩可令取之之旨堅可被下知候由被仰出也仍執達如件

文明元年十二月三十日

爲 信花押
元 信同

鳴社禰宜殿

嵯峨土器師申所々に可取土間之事并諸公事免除候文證紛失可有之所詮古來之儀不有相違其旨可令取役候由可被下知旨仰下之狀如件

文明六年四月二十八日

右一大 辨御押

慶長二年四月十六日

御文言畧

右大辨立豊

万里小路中納言殿

岩藏土器師申於所々可取土間之事并諸公事免除不可有相違之間可令下知之狀如件

弘化三年午六月三日

權右中辨資宗 奉

進上 中山中納言殿

文明元年より御當代迄御繪旨都合十七通

榎木丸太夫

朝廷より左の恩典を受け居れり

- 一 孝明天皇より格別之御思召を以て永世扶持米下賜せらる
- 一 往古より皇室御代々御即位之節御祝米下賜せらる
- 一 往古より毎年々頭五節旬其他佳節には御祝酒及御祝肴下賜せらる
- 一 往古より年頭には雄子焼き菱葩及御曆等下賜せらる
- 一 往古より苗字帶力及菊の御紋章提灯使用するを許さる
- 一 住居の屋敷地下賜せられ貢租等赦免せられ諸公事課役等總て免除せらる

風俗人情

本村は一谷内の敷部落より成りて天然の一區をなし其風俗人情も大に相似たるものあり勤儉にして克く其業に勵み甚しき富豪窮民も少なく能く其生活を保てり其婦女尤も職業に力め岩倉中村長谷花園等は其夜業に荒細を綯ふを常職とし貧富老若を論せず寒暑を厭はず必修の職とし倦む事なし田家夜業の風大に古代の様を存せり其小女か夜々稼きて貯へし金を積みて嫁装と爲すものありといふ最近の統計によるに一年製造

約八萬貫目價額六千四百餘圓に上るといふ

八 瀬 村 志

里傳に往古は矢脊と稱せり天武天皇大友皇子と位争の時此所にて御脊に矢を負ひ給ひしより矢脊と號すと云ふ是説は大和本紀に出でたる説にて矢脊といふ文字より附會せしものに過ぎず壬申の變に天武天皇は大和より伊勢に出で美濃に駐まり給ひ此地には更に關係なければ此説は取らず延喜年中より今の字に改めしといふも其據を知らず思ふに八瀬川此山峽を下り急瀬の多きより此名有るなるべし今も七瀬、餘瀬、美濃瀬等瀬の字を用ゆる所少からず村内に八ヶ所の瀬ありて名づけしか又は八は國語のいやの義にて數の多きを稱する所より起りしものなるべし

區 域

東は八瀬官林を以て近江國滋賀郡と叡山を界とし西は岩倉村と山嶺を限り南は修學院村高野と接し北は大原村戸寺に鄰す

幅 員

東西三十五町南北一里十五町餘周廻三里十餘町面積約三十七萬二千九百六十三坪

形 勢

東は叡山の山脈を負ひ西は岩倉村界の山嶺に逼り溪谷深阻なり八瀬川南北に貫通し人家耕地川に沿ひて散在す京北幽閑の地なり

郷 莊

古代は小野郷に屬す高野より大原を包ねて皆小野郷の地なり中古より八瀬庄と稱せり

管 轄

古代は延暦寺領たり中古以來御料地となり維新後京都府の管轄と爲れり然れども古來朝廷の關係深く今に至るまで特別の例あり

山 比叡山

四明ヶ嶽より四分し西面は本村及び修學院村に屬す延曆寺境内は本府と滋賀縣と兩廳の管轄地に跨れり
登路は本村東北字扇谷より登る三十餘町にして頗る峻なり深水一條字八町谷より出て北流して八瀬川に
入る

高祖谷山

村の東南にあり叡山西面の一山なり高約千五百尺樹木多く溪流一條八瀬川に入る

御所谷山

村の東北に在り叡山西面の一山なり其麓に天満宮社あり此所より横川に登路有り

國有林

八町林

叡山の西に有り段別六十町六段七畝一步延曆寺の上地なり
大黒林

同上段別十一町一段八畝十五步延曆寺の上地なり

此國有林は叡山の西面本村の東方に在りて古來本村の永代請所と稱し中代より年々米一石四斗銀五百
四匁三分五厘を延曆寺に納め來りしが寺領上地の後京都府の所轄となり年々米一石四斗金八圓四拾錢
五厘を府廳に納め舊來の慣例を繼續せしが明治九年七月返納せしめられたり(四十二年八月延曆寺有
となる)

民有林は三百五十三町餘にして杉檜を主とし雜木多し

河 八瀬川

北方大原村字戸寺より來り山峽間を屈折南流し修學院村字高野に入り高野川となる延長一里二十八町餘
深き所三尺淺き所一尺廣さ約六間清くして急なり田地十八町餘に灌く

道 路橋梁

敷賀街道

修學院村字高野より本村に入り八瀬川に沿ひ北上して大原村字戸寺に入る延長一里十五町餘廣さ約二間
近年大に開修せり

南出橋

村の中央八瀬川に架す長四間廣五尺木造なり俗に八瀬の大橋と稱す
里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	二里二十五町	愛宕郡役所	二里十町
修學院村	一里十三町	田中村	二里十町
大原村	一里四町	岩倉村	一里二十五町
滋賀縣滋賀郡阪本村界	二十町		

附記 本村より叡山に登るを便道とす其登路左の如し

長谷口 釋迦堂二十四町四十八間横川一里二町頗る峻なり字たい阪の北氏神天神森より登る山裾の便あり

運 輸

舊時は道路險惡狹隘なりしも近年大に開修行はれ運輸利便となれり

字 本村字地左の如し

字名	位置	段別	字名	位置	段別
花尻	東北	一、八〇〇〇	谷山	西北	一、七二〇三
美濃	同	六、六一一六	西野	同	一、四九一二
扇谷	同	一、八一〇四	西野	同	一、八九一〇
脇原	同	一、二九〇二	南筋	同	一、八九一〇
矢谷	同	一、五七〇三	川原	同	二、五二二〇
蛸谷	同	四〇、〇八〇七	上田	同	一、五一一八
丹住	同	一〇、一六二一	宮田	同	二、六〇二八
神出	同	九、二〇五	御所	同	七、八三二二
八瀬	同	二、四六一四	猪谷	同	八、四六二二
西原	同	一、三六二二	北谷	同	四、八五二五
岩山	同	一、二、三三〇二	和所	同	五、一〇五
七瀬	同	一、五、八一二九	カケ	同	六、四一九
七瀬	同	七、九〇五	妙見	同	一、三、三二二五
余瀬	同	一、五、八二二五	方便	同	一、六、二二〇一
雌鳥	同	三、一八二七	植谷	同	五、九一一一
洞ノ谷	同	五、二七二九	高祖	同	二、三、五〇一三
大谷	同	二、一、三三七	青良	同	一、三、〇九〇〇
藤野	同	三、四〇〇一	橋詰	同	二、四〇八
野瀬	同	一、五、二〇九	南橋	同	一、〇五〇〇
川原	同	四、三二九	甲賀	同	一、二、二〇五

明治四十一年十二月末日關

北田	修仙	水井	壽ヶ谷	官籍	國有林野	河川溝渠	民有地	租稅地	田	畑	宅地	山	民有免租地	學校敷地
一、八九一〇	三六、七六一九	二二、二五〇二	一一、七五〇九	七九、八五一六	七、一、八五二六	六、四〇〇〇	三九〇、〇三二七	二八、四九一二	二、四〇二五	六、一六一八	三、五二、九六三二	一、六九〇七	一一三三	
神子ヶ淵	大岩	谷	谷	道	道	道	租	租	租	租	租	租	租	
西南	同	同	同	一、六〇〇〇	一、六〇〇〇	一、六〇〇〇	九、五七、八三九	五、六三、二七〇	二、二、五〇〇	一、七、一、五二〇	一〇〇、五四九	二〇一八	二〇一八	
二、八一	九、一一九	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	四、六、七〇一七	

墳墓地	一、四六二六	用器水路	?
溜池	?	堤塘	?
井溝	?	道	?
役場敷地	?		
租稅	九六三、八八〇		
國稅	七四一、一九三		
府稅	一一九、四〇七		
郡費	三、五八二、二九七		
村稅			
官衙			
八瀬村役場	宇川原筋		

八瀬村役場 宇川原筋
 明治三年迄和尙支配同三年迄庄屋支配となり同五年に本郡第七區六年に第三區となり戸長役場を置く十二年より聯合役場となり十四年より村役場となりて二十二年町村制施行せらるる
 巡查駐在所 宇宮ノ田

學校

八瀬尋常小學校 宇川原筋
 明治十年八月創立にして明治四十一年度在學兒童數は男五十四人女四十八人計百〇二人教員は正教員男一人女一人計二人本年度經費は六百貳拾九圓五拾錢なり

本村は溪谷の間にあり耕地太だ少なく穀類多からず其他林産を以て重となせり
 四十年

米	四八八	七、四〇五
麥	一〇七	九一七
木	五九五	八、三二二
丸及角材	一、三五〇	三、九五〇
挽材	四五〇	一、〇八〇
竹材	一一二	一五六
薪材	五〇〇	二、〇〇〇
其他		二八五
合計		七、四七一
民職業別計		一五、七九三

明治四十一年末現在

農	九八	六三〇
林業	五五	五五
工業	二〇	二二
商業	一三	一五
日稼及勞働者	一	四〇
雜業	二	一三
公務及自由業	二	一三
合計	二一〇	一三三

三百四十三

無職及職業不詳

計

一三四

八二

八二二

備考 林業者の比較的僅少なるは農業兼業者多きよりして主たる農業者としたるに因る

直接國税を納むるもの左の如し

四十一年末調査

五拾圓以上	二
拾圓以上	一四
五圓以上	二二
參圓以上	二二

車	七
車	八

四十一年十月調

荷馬車	一
乙牛車	一
中牛車	一

甲牛車	六
大七車	七

七八

家畜

計

四十一年末現在

牛	一
馬	二

計

四十一年末現在

本籍人口	三二
族	二
族	二

平民

計

現住人及戸數

計

人口

計

戸數

計

宗教(在住人)

神道

一

佛道

八二三

基督教

一

宗教未詳

一

神社

天満宮社

宇御所谷山

祭神

菅原朝臣道真

村社里傳に菅公幼時叡山尊意僧正に從學し登山毎に此に憩ふ其後村民公の威徳に感じ社を建て之を祭る社地山に依り西面す老樹林を成す境内六百十八坪民有地第一種一村皆氏子たり

境内神社

山王社

祭神

八大龍神

岩上社

同

天武天皇

秋元社

同

秋元但馬守吉朝

八幡社 同 應神天皇
 六折社 同 猿田彦神
 幸神社 同
 寺 院

妙傳寺 宇田ノ宮

本尊 如意輪觀世音

天台宗延曆寺末元和二年三月叡山北尾大智院より此に移す境内九十五坪民有地第一種檀家一村なり

名勝 舊蹟

八瀬川 大原村の界より本村の間八瀬川と云ふ溪川深壑幽谷の間を曲折し奇岩老樹交錯點綴し飛流奔湍雷吼玉鳴洛北の奇景なり此川元と堀川と稱す地或は垣に作る帖の名産なり舊時は朝廷の供御に進る例にて維新前迄年々獻納せり今も溪魚最美なり又名所とし古歌に詠せらる

鬼ヶ洞

本村西山字岩山の半腹に在り登路五町餘險なり洞は南に向ひ高二丈深三丈餘入口廣八尺口隘く内廣し殆ど四帖敷許なり天然の岩窟なり口碑に八瀬童子の舊跡なりと云ふ今に至り毎年七月十五日洞の前にて念佛供養をなすとぞ

竈風爐

竈を築き石を納れ青松葉を焚き之を熱し鹽水を沸き蒸發せしめ蒸風爐とす舊時五六戸ありしが今一月存せり時々湯治の客あり天武帝の事を傳ふるも信じがたし

千束ヶ岐

高野より八瀬に入る八瀬川の西涯にあり西は山崖高く時ち東は急流岸高く最も險要の地なり平治の亂源

兜ヶ淵 義朝東國に敗走の時叡山の僧兵此に扼す齋藤實盛が詭計を以て免れし所なり

春比石 千束の下八瀬川にあり立つ巖高く聳る碧潭藍の如し

御所谷井碑 天満宮社の入口に在り自然石にて高さ四五尺あり里俗辨慶が春鏡石と云ふ

御所谷は氏神天満宮社の在る所の山にして其舊址は社より登る二町許に在り舊と山王權現の祠あり相傳ふ延元元年正月十日後醍醐天皇足利尊氏の入犯を避け俄に叡山に行幸の時此道に由り暫く風輿を駐め給ひし所なり當時村人輿を奉じて供奉せり故に御所谷の稱ありと山王社は氏神の攝社にて遙に山上に在りしが不便なるを以て明治十一年京都府命じて本社に遷す村民舊址の煙滅せんことを恐れ碑を立て之を表せんとして其文を宇田淵に求む大勳位晃親王篆額を賜ひ之を其地に立つ其文を左に録す

御所谷碑 山城國愛宕郡八瀬村御所谷、有山王祠、與氏神社相距二町餘、而爲其攝社、

後醍醐天皇延元元年正月、足利尊氏入犯、官軍防戰不克、將幸比叡山避其鋒、取途于八瀬、駐蹕此祠、待官軍之聚、村人防禦護駕、遂延曆寺、勅復其租以賞焉、後稱其地曰御所谷云、八瀬在比叡山下、距京師二里、村人勞王事久矣、歷朝行幸、充駕輿丁、至今爲例、明治十一年、京都府令移山王祠于氏神社側、於是其地荒蕪、不修村人恐歲月之久遂失其跡、胥謀建碑表之、請余文、余謂駐蹕之事、史乘不載、然其事確實有據可信、因叙其概畧、係以銘、銘曰、

谷曰御所 龍駕駐蹕 歲月既久 民沐遺澤 維石岷々 斯表舊蹟

明治廿六年八月

大勳位晃親王篆額

西洋人避暑地

本村より横川に登る坂路の中に辨慶屋敷と云ふ所あり深山幽静老樹蒼鬱炎氣の至らざる所なり近年西洋人此地を愛し夏日避暑の爲め來り住む者數十人假屋を構へ天幕を張り凡百需用を持して來る村人之に供給する者亦少からず皆欣々然として其清趣を樂む者の如し

逸事

八瀬童子年貢課役免除

八瀬童子課役免除は頗る古代よりの事にして其起源詳ならず口碑によるに延元元年正月十日後醍醐天皇叙山蒙塵の際風輿を捧せし功勞に因ると云へり然れども八瀬村人の駕輿丁に役し且朝廷に縁故ある事は猶古く見ゆれば必ず此時に始るとは定めがたし今舊記に傳ふる所の文書は建武三年の繪旨を以て最も舊しとす

八瀬童子等年貢以下の事課役一向所被免除也可令存其旨者
天氣如此悉之

建武三年二月廿四日

山城國八瀬庄住人等被免年貢也得其意矣而可有下知旨
天氣所候以此旨可被申入座主宮給仍執啓

正月十三日

大納言僧都御房

山城國八瀬庄住人等年貢御免事 繪旨如此可令存知之由被仰下之狀如件

正月十三日

判

左 少 辨 判

右 中 將 判

八瀬庄住人等中

其後歷代此例に因れり足利中代戰亂の世となりては横暴を加へられしと見へて退新儀之妨等の文句あり以て其時勢を見るべし但し古來梶井宮に附屬せし者の如く其繪旨を請願するも下附するも皆梶井宮の坊官院家を経由せし者にて先に大納言僧都とあるは蓋し梶井宮の院家なるべし此課役免除の事は地租改正の爲め一般の新制を實施せられしも地租は宮内省より特別に賜はる例にて村民は國稅の地租を納むる事を免がるゝと云ふ特典を長へに受くることゝはなれり之が爲め村民は今も人員を定め一年交替にて上京宮内省の御用を務めるの例なりといふ

八瀬庄與高野郷境裁定

舊時は詳かならざれども天文十一年境界裁定の下知狀あり

城州八瀬庄と高野郷境之事

南限橋南限西限嶺東限川東阿於良谷水流爲庄内之條若背此旨令越境者可被處其科之段被成奉書於彼郷畢當所地下人等宜存知之所被仰下也仍下知如件

天文十一年十一月十五日

大和守三善朝臣在判
對馬守平朝臣 在判

諸商賈の儀任繪旨并御代々御下知之旨不可有相違付伐採山林竹木郷領所質等押執事停止畢仍狀如件

永錄十二月五日

信長朱印

八瀬童子中

八瀬庄内山之事

南は川より東あをらの谷を限川より西は橋詰水流を限北ははな尻之鳥居を限東は嶺を限西も嶺を限爲御料所入木仕候條自然御普請衆へ人夫以下其外雖爲何方之者彼山へ入こみ於柴木伐採者爲郷中支置早

愛宕郡志

八瀬村

々此方へ可申越候急度可成敗候也

天正十六二月二日

當 庄

民部卿法印在判

此後寛永年間板倉勝重所司代の時高野村より山林盜伐の事あり八瀬村民は幕府に訴訟し審理の上寛永八年九月十日所司代板倉勝重より裁許狀を下附し八瀬村の勝訴となれりと云ふ

八瀬童子與丁の例

八瀬童子は課役免除せられ與丁に充てらるゝ例にて其舊例の記録左の如し

一禁裏様御わたましの時御役者に童子十三人參上申候

一三門跡様於禁中爲天下太平之御祈禱年中に五ヶ度童子十三人宛參上申候

一公方様日吉山王へ御參詣の時御はしとのより御こしの役者として童子十三人餘

一於日吉之社に五月祭之時後白川院有御幸佐々木四郎殿やふさめを被仰付候時公方様御乗物役者童子十三人御用に相立候事

一公方様八幡宮へ御參詣之時やくつかより御前まで御こしの御役者に十三人參り申候事

一公方様伊勢大神宮へ御參宮の時中山之間童子十三人御役者に參上の事

一於山門大會法事之時役人に童子十三人宛罷上候

右條々之役者に罷立候間代々之天下様より諸役御免許に而御座候處後寂光院より御代々之御繪旨并御下

知等之旨をそむかれ役義を被仰付候事一段迷惑仕候然者幾度も御繪旨御下知等の旨に由らせ諸役免除之

御訴訟可申上候此旨可預御披露候仍申狀如件

慶長十二年壬卯月吉日

御 奉 行 様

八瀬村 申

八瀬村私領寺領上地御料となり課役一切免除之事

八瀬村舊時所領詳かならず徳川幕府の初めより寛永年間迄は村高二百八石七斗四升二合にして其分領は左の如し

一高百石

林 大 學 頭

一高六十五石六斗二升二合

施 藥 院

一高三十石

寂 光 院

一高三十三石一斗二升

長 岡 帶 刀

外

同村小物成

小黒木二千六百四十把

是は小物成として前々より御料に取立來れり然るに山門結界訴訟判決の月從來私領寺領一切上知せられ

本村は全く御料となり六十三石二斗三升四合を收納するのみにて其他一切課役を免除せられたり由是舊

來二條御城に年々寸竹百八十四本四寸同百七十本三寸小竹二十四束一尺八寸を納め來りしも是亦免除せられ

たりと云ふ

八瀬村民神社内弓始

弓 始

毎年正月廿日天神の社に村中一同衣裝して出で左座右座の兩座に分る大鏡餅十居一居小鏡餅廿五居三居

を神前に供へ惠方の方に檜薄板網代に組み五尺にして星黒の的立て神主一手射る次に神主の子素袍を著

し本弓に鶉の羽の矢を取添て神主に渡す神主受取り倒まに一手射る次に村の子二人出でて半弓にて一手射

る其起は昔小たんだいと云ふ鬼神常に八瀬の人を惱す故に天照大神八幡大菩薩春日大明神此三社の神射

さしめ給ふ由にて天下泰平の御祈なりと云ふとそ

花 の 弓

毎年三月躰躑の盛に天神の旅所南の方は檜の薄板を網代に組み三尺にして星白の的を立て年十六七の者

四人之を射る其後子供争ひて射る終りて的の釣糸を切落し的の表を十文字に切り鬼は川に流したと雖も
て川に流す正月の弓始めの的は射鎮めて星黒し花の弓は猶懸るとして星白しと云ふ是は蓋し八瀬の舊
記に昔源平兩家の戦逆の武士禁中に狼藉し責入んとする時良の方の御番に八瀬童子一人も不殘參上せ
し由申傳へ依之御弓を許さるとあるに起れる者にやあらん
八瀬童子献上物

八瀬村は古來繪旨を拜領し諸役免除の特恩を蒙り朝廷に御慶事行はるゝ毎に献品を上り御用を勤仕し御
酒肴を賜りたり天明寛政以來の事實は舊記に存せり大概近衛家に因りて事を願出で許可せらるゝ例なり
女御入内皇子降誕、讓位、即位、大嘗の如き大禮は勿論離宮御幸非常御立除の時の如き必ず御用を勤め
献上物をなしたり其物は柳樽一荷鹽鯛一折又は鯛一連或は小豆五升等を恒例とす又文化十五年元 政 三月
中宮御所御庭石大小五十七運送被仰付人足五百七十六人して運送し御褒美として銀子一貫大判形銀頭五
百下し賜りし事あり又同年十一月二十一日大嘗會行はるゝに付如先例調進物御用として左の品を調進せ
し由舊記に見えたり

- 杉 丸 木 長二間目通一尺六寸廻 一 本
- 竹 目通六寸廻 二 十 本
- 杉 皮 上節印 二 十 五 間
- 垣 柴 一駄分目方四五貫目 一 駄 半

又献上の事は往古より近年に至る迄行はれたり其舊記左の如し

八瀬川の鮎むかしより今に禁裏へ春夏秋にいたり奉る鮎もち参るものにはいつも御食を下さるまた献
上のしるしに禁裏御臺所の役人より御代官小堀二右衛門殿役人へ今日鮎いくつうけ取候と書付出され
その書付度々當村へたさめ候八瀬村の内に禁裏御料あり小堀二右衛門殿支配につき鮎の書付も出る也
山門結界訴訟并秋元神社

座主日光宮の願により更に畫圖面を製し老中連署の裏書を加へ結界改定女人牛馬立入を禁せらる其文如
左

山門結界之儀、往古者四至揭示之内、女人牛馬制禁之處、近來西表風八瀬村、女人牛馬令往來、淨界
就及汚濁、依日光准后御願、結界之地改之、小比叡波母山阿彌陀峰と天石三尊石五百羅漢石等者山門
之要地、依之山頂者、從狼馬場至元黒谷松生際并經塚南尾墓天狗岩者、山門之境內相加之、以石杭勝
示定之、注繪圖墨筋引之、其内へ女人牛馬者勿論、惣而八瀬村之者一切不可入、山下白筋者、古來結
界榜示の跡也、是又相改、以石杭定之、女人牛馬出入之儀、堅令停止之、并堂地藏谷者、雖榜示之内、
屬八瀬村、惣而墨引之外者、八瀬村之者爲持分之條、柴薪伐採之儀者不制之者、墨筋各加印判、境目
相極也、

右今度相改、注繪圖黑白之筋引之、爲後證山門八瀬村双方え渡之畢、堅可相守者也
寶永五年十二月五日

- 河 内 印 氏井上
- 加 賀 印 氏大久保
- 但 馬 印 氏秋元
- 相 模 印 氏土屋

此より先京都町奉行郡代より八瀬村人を召し從來下附の繪旨證文を取上げ調査する所あり其後代官古川
小島等八瀬山見分ありしが此に及び村人を二條役所に召し安藤駿河守より此圖面裏書を下附せらる八瀬
村は耕地少く薪を生計とし且朝廷世家の需用に供し來りしを之が爲め其生活を失ふて以て明年正月より
奉行所に歎訴すれども用ひられず同四月八瀬童子八人江戸に出で社寺奉行本多彈正少彌に願出で阿斥せ
られ志を得ず然れども百折不屈頻に歎訴に及びしが同年七月老中秋元但馬守八瀬山巡見の事あり隨從哀
訴迄らす八月又江戸に止り歎願すれども沙汰なし既に此網結界し家宣將軍なる寶永七年七月廿二日
此より先京都町奉行郡代より八瀬村人を召し從來下附の繪旨證文を取上げ調査する所あり其後代官古川

寶永五年十二月五日

童子を評定所に召され老中連座の上左の裁許状を下附せらる

日光准后御申の旨に就て去々年^{戊子}十二月山門の結界を改定めて女人牛馬等勝示の中に入る事を禁断あり依之去年以來八瀬庄住人等訴申す彼庄の中禁裏の御料繪旨を被下往古より男女山に入り薪を採て商賈のたすけとす結界の後すでに其業を失ふと云々然るに繪旨は課役免除之事にして山門の境内に入る事をゆるさる旨はのせられずしかりといへども禁裏の御料繪旨重疊の上は懸訴する所も其謂なきにならず故に別に恩裁の儀を以て彼庄散在の私領寺領等を他所に遷替られ其地はすなはち御代官に附られ年貢諸役一切を免除せられ畢禁裏御料に至ては永く先規を守るべき者也

寶永七年七月十二日

紀 伊 河 内 列
加 賀 伯 耆 列
但 馬 列 相 模 列

於是訴願の旨を達し八瀬村一同は生計を立つる事を得る舊時の如きを得たり之に依て秋元氏の實見の恩に感し其靈社を氏神社内に立て秋元大明神と稱し毎年十月十一日其祭事を行ひ今に至りて絶えずと云ふ

八瀬躍の事

毎年十月十一日の夜八人を一隊となし女官の用ひし上衣を着し各切子燈籠を頭に戴き大蠟燭を點し氏神境内に於て鼓を打て踊を奏す神社には百燈を點し各戸に大張灯を掲げ鑼を焚く其式最盛んなり其踊物の曲は左の如し

- 道 歌 花積踊 津島踊 家方踊 茶摘踊
 - 白糸 御所踊 忍踊 獵場踊
- 此歌醇古致樸觀風の資と爲すへき者あり其内一二を抄録す

屋形踊 あら面白の家方の造日暮御門に額を打ちいろ／＼繪紋かやら見事ハアハイ家方踊を一踊

東のであるは春かと思ゆる梅の小枝に鶯が羽を休めて音をいたすハアハイ家方踊を一踊
南のであるは夏かと思ゆる洲濱に池をほらせつゝ橋の下には御座船が五色の糸でつなぎあるハアハイやかたたごりを一踊

西のであるは秋かと思ゆる菊と紅葉にたわむれておれる鹿の戀心ハアハイ家方踊を一踊
北のであるは冬かと思ゆる松と常盤を相添へて其枝々に薄雪が白米の米と降かゝるハアハイ家方踊を一踊
さて見事な工かな四方四面竪に大倉戒黒いはひこめハアハイ家方踊を一をどり
家方掛りを見物仕候御居もひさしきいつまでも御所踊

鎌倉の御所の御庭にうゑたる松は唐松ハットロト御所の踊を踊ろふよ
さて見事な御所の御庭には唐石唐松唐椿ハットロト御所の踊を踊ろふよ
唐松の一の御枝に御所の御鷹の巢をかけた御所の踊を踊ろふよ

人情 風俗
さて見事な鷹の羽がイハ片羽がひは淺黄紅梅又片羽かひは紫ハットロト御所の踊を踊ろふよ
さて今年の御所の御たかや心も言もたよばしハットロト御所の踊を踊ろふよ
さて九月になりぬれは八重咲菊に心たわむれ月かやきてたもしろやハットロト御所の踊はこれまでよ

家作は概ね茅葺衣服は木綿を主とす婚姻は親族二三人を招くのみ他村と縁組する時は此限にあらず氏神神主は村内老分上席者一年交代に之を勤むる例なり男子の頭は多く總髪なりしが維新後廢せし者多し人情は質朴にして最も禁裏の御用を重んじ常に忠義の心を存せり古來駕輿丁たりしが今日に至りても古式の風輿出づる時は輿丁に命せらるゝ例なり

大原村志

本村は舊大原の一郷にて戸寺、上野、大長瀬、來迎院、勝林院、草生、野村、井出の八ヶ村に分かれしが明治十六年八村を合して一村となし大原村と稱し同二十二年小出石、百井、大見、尾越の四ヶ村を合併せり故に今も十二部落に分れたり舊との八村は雞犬相聞へ互に近けれど小出石、百井、大見、尾越の如きは山谷を隔てし深山中に在り本部よりの方位里程は左の如し

大長瀬 大原の中位に在り西は野村北は來迎院南は上野に接す東西約三町南北粗同じ村役場小學此に在り

來迎院 大長瀬の東北に在り西は草生北は勝林院に接す南北約四町東西約十八町

勝林院 來迎院の北に在り北は小出石西は草生に接す南北約二十町東西約三町

草生 大原の西北部に在り東は勝林院南は野村に接す南北約十七町東西約八町

野村 草生の南來迎院の西に在り南は井手に接す南北約八町東西約四町

井手 野村の南に在り戸寺と界し南は八瀬村西は靜市野村に鄰す南北約八町東西約三町

小出石 大原の北二十餘町に在り小瀬街道に當る

百井 小出石の西約一里餘に在り

大見 百井より更に北方一里半の深山中に在り

尾越 大見より更に北方半里の深山中に在り

幅員 北は本郡の最北部久多村と界し東は滋賀縣滋賀郡伊香立、仰木、阪本の各村と叡山と脈を以て境を分ち西は本郡花青、靜市野の二村に接し南は八瀬、岩倉の二村に鄰す

南北約五里東西約一里半にして其面積二千三百二十二町二段一畝四歩なりといふ

郷 上代郷莊詳かなりされども蓋し小野郷なるべし古制の郡は大上中下小の五等ありて五十戸を里とし二十里より十六里を大郡とす本郡は大なれど二十里とすれば千戸に過ぎず其南部は延暦十二年京都に編入せられたり故に北部は戸口稀少にして南部は衆多なりしと見えて郷は多く南部に在りて北部は甚少し是れ自然の勢なり本村は南方高野の邊より此一谷を擧げて小野郷なりしものと察せらる其證は高野に小野毛人の墓あり小野社あり本村に小野山あり惟喬親王御隠栖の舊地比叡山の麓小野といふは即ち小野山の下にて親王の御舊址并びに御墓ありて此邊一帯は上代の小野郷なりしを知るべし但し其區域は今考がへ難し

管 上代詳かならず徳川幕府の時は勝林院、來迎院、大長瀬の三村は概ね梶井門跡の領地上野、草生、野村、井手、小出石の各村は中東氏の領地にして百井、大見、尾越の三村は近江國朽木氏の封地なり其他細少のものは之を畧す明治維新京都府の管轄となれり

地 本村は郡の北位に在る一區域にて北は山城峠百井峠の分水嶺を以て久多村と界し郡内の高地なり其より比叡山脈を東に負ひ西は花脊より靜野村に走る山脈を限り南は八瀬川の山峽を以て京都に通ず三面皆分水嶺に圍まれ地勢高峻にして險急なり其北は遠く伸びて山谷益々深阻大原川此より出て南流し本村の中央を貫き八瀬を過ぎ鴨川に注ぐ敦賀街道之に沿ひ北上して近江國に入る大原は山河清淑幽閑にして京北の勝地たり

山 長谷山 岳 字井出の南に在り高約百二十間周廻約二里

井出山 字井出の西に在り高約六十間周廻約四町

江文峠

字井出の西北に在り高百二十間靜原道之に由る

宮の谷山

字野村の西に在り高約百八十間

堂の谷山

字野村の西に在り高約百二十間周廻約八町

西の谷山

字草生の北に在り高百二十間周廻約一里

三叉山

字草生の北に在り高百二十間

大原山

字勝林院の東北に在り高約百八十間周廻約一里二十町

柳ヶ谷山

字勝林院の東北に在り高百二十間周廻三里

大原山

字來迎院の東に在り高約百八十間周廻四里又小野山と稱す右三山叡山に連り滋賀縣と界せり

一平見山

字大長瀬の東に在り高約百二十間周廻十町

笹ヶ峰峠

相 谷 山 字上野の東に在り滋賀縣に界す

見 谷 山 字戸寺の東に在り滋賀縣に界す

小 出 石 山 字小出石の北東に在り周廻約二里二十町滋賀縣と界す

高 谷 山 字小出石の東に在り周廻約二里滋賀縣と界す

山 城 峠 字小出石の西北に在り周廻約三里餘字大原の山と界す

火 打 谷 山 字小出石の東北に在り高六十間若狭街道にして近江國界に當る西南は小出石に屬し東北は滋賀縣滋賀郡途中村伊香立村に屬す所謂途中除也此より龍華に出づるを以て龍華嶺とも云ふ

海 老 山 字大見の西に在り周廻約十里三十町字尾越百井の間に屬す

釜 曾 谷 山 字大見の南に在り官林有り段別十二町四段餘

字百井と小出石の間に在り周廻約一里七町

字百井の東に在り周廻二里三十餘町滋賀縣と界す

水 無 山

坪 栗 山 字百井の西に在り山脈鞍馬山に連なる

河 川 字尾越の東に在り周廻約二里八町滋賀縣に界す

大 原 川

源を百井峠山城峠の分水嶺より發し小出石に出て大原に入り溪谷の水を合し八瀬の山峽より南流して高野川となり鴨川に合す村内の延長約二里許深き所三尺常水枯れず大雨も溢るゝに及ばず時に川涯の破損あるのみ舟筏通せず田二十五町許に灌漑す

草 生 川

字草生の谷合より出て東南に流れて大原川に入る

來 迎 院 川 音 無 川

字來迎院の東山より出て西流して大原川に入り音無川は音無瀧の下流なり律川呂川音無瀧は名勝部に記す

小 出 石 川

字小出石の山谷より出て南流大原川と爲る延長一里十五町

大 見 川

字大見の山間より出て東南して百井に入る末流湖水に注ぐ

百 井 川

鞍馬村界の谷合より出て字百井を経て滋賀縣に入る

尾 越 川

字尾越の南深ヶ谷より出て東北流して滋賀縣に入る延長二十三町

橋

花尻橋

大原川に架す小字花尻に在り長十二間木造明治二十七年十一月改造

和田橋

同上小字和田に在り長八間木造明治二十九年改造

高橋

同上小字新田に在り長六間木造

古知谷橋

同上小字古知谷に在り長六間半

井出橋

同上大字井手に在り長七間木造明治三十三年改造此他三間以下の者之を畧せり

道

大原道

八瀬村の入口小字花尻より三千院分岐に至る地方税皆支辨なり明治二十七年より同三十二年迄に改修延長六百二十四間四分經費貳千七百參拾壹圓九拾九錢七厘を要し今假定縣道敦賀街道の一部分となれり

敦賀街道

三千院分岐より以北山城峠に至り舊と地方税皆支辨にして明治三十一年より同三十三年迄に改修延長二千六十九間八分經費金參千貳百八拾七圓參拾四錢九厘を要せり山城峠より近江國滋賀郡に入る即ち龍華除なり因に山城峠は文德天皇天安元年關を設けられし所なりと云ふ
寂光院道

小字花尻より草生寂光院に至り舊と地方税二分の一補助道路にして明治三十三年より同三十六年迄に改修延長七百二十三間經費金四千四百圓を要せり
鞍馬口より大原に達する街道

小字宮川橋より以北小字和田に至る地方税二分の一補助にて明治三十二年より同三十四年迄に改修す延長九百二十七間五分經費四千圓を要せり
花脊より敦賀に達する街道

字大見小出石の區内に在り地方税二分の一補助にて明治三十四年度より同三十六年度迄に改修す延長一千十五間經費金千四百六拾圓を要せり
久多より京都に達する街道

字尾越百井の區内に在り地方税二分の一補助にて明治三十四年度より同三十六年度迄に改修す延長一千五百九十六間五分經費金參千四百圓を要せり

里程

本村元標より各所里程左の如し

京都府廳	三里二十八町	郡役所	三里十四町
八瀬村	一里四町	岩倉村	二里二十九町
静市野村	二里二十六町	花脊村	三里二十六町
久多村	五里十九町	滋賀縣滋賀郡伊香立村	一里七町
同仰木村	一里十二町	同阪本村	三里十四町

運輸
本村は敦賀の本道に當り且久多村并に滋賀縣滋賀郡の西北部仰木、伊香立各村より京都との運輸は概ね本村に由れり舊時は道路粗悪甚だ不便なりしが近年開修せられ大に便利となれり且つ人力車の通行も自由な

然れども北西の諸道は未だ開修を経ず車運通じ難し且冬季積雪の際運送を停むるに至る事あり

大原三等郵便局 大字大原
明治三十三年四月二十一日小出石より此に新築移轉せり

本村は大原八ヶ村と小出石、百井、大見、尾越の四村と合併せしを以て今猶各區として分れ遠きは三里以上及びふものあり今大字小字の概要を左に掲ぐ

小字	位置	段別	小字	位置	段別
相谷	東南	一三〇、〇二〇	龜甲	東北	四七六、九〇九
高瀧	西北	三、九〇二	谷下	北	八、九二九
堂尻	中央	一三、八二九	水の元	東	一一、五二二
花尻	西南	一一、五二二	下河原	南	一四、八〇四
中河原	西南	一三、三三五	長谷口	西	一一、四二五
前河原	西南	二八八、八一八	岸谷	西	一四、五二六
上河原	西北	八、〇〇九	北内	西北	一五、〇〇三
南内	西北	七、二〇三	湯内	西北	一五、〇〇三
谷田	北	三、四二二	北稻	東北	二、六〇三
仲の池	東	一一、八二八	葉屋	東北	五、〇〇四
北溝	上野區	三二、七二六	北出	中央	三九、〇〇六

北出	中央	七〇、九〇二	上島	北東	六、三一
關屋	西	四〇、一二九	下庄	南	三〇、二二六
谷田	南	一八、三二一	南田	南	三五、三二七
上山	東	二〇八、一一九	龜谷	東南	二九五、四〇六
長谷山	南	三二〇、七三二	高灘	北	一三〇、四二二
大長瀬區			上畑	東	八、六〇四
芝原	北	三九、四二二	中川	中央	一九、五一〇
梅宮	北	一四、一〇四	大長瀬	東北	二六、八〇二
小川原	南	二九、二二九	坊の上	東	二九、二二〇
宮の前	東北	二二、七二六	かた田	中央	三五、七〇一
庄田	西	五七、〇〇一	和北	北	一六、四一一
來迎院南谷	東	三三、八〇五	來迎院北谷	東北	三〇、三三七
東山	北	二八四、八〇七	東庄	北	八、五〇五
見谷	北	四一六、二一一	高瀬	北	五二、一〇九
伊王	西	七、二二〇	吉知	西	九、三三〇
西山	西北	四九、八〇六	飛山	西	三五、三二五
森田	南	一〇九、四〇四	鑓田	西北	七、二二三
石折	北	六、八一三	鑓本	北	九、五〇四

愛宕郡志 大原村

三百六十五

川原	内街	北手	聖谷	中庄	大掛	上利	小瀧	向の	古知	來迎	上草	茶屋	下前	森前	堂前	西谷	小谷	伊王	古知	
田	道	手	谷	庄	掛	谷	瀧	裏	谷	院	生	屋	前	前	前	谷	谷	谷	谷	谷
北	中央	東	東	北	北	東	東	西	北	東	西	中	東	南	南	北	北	北	北	北
一五、五二四	三八、五〇九	三三、六一九	二、八二五	三六、九〇五	八、五二二	二九七、九二五	一六八、四二六	七、七二七	一七四、一一七	一〇、三〇一	一一、四二一	一七、二〇五	二二、四一九	一九、八〇一	二二、五三〇	二九、九二五	二二、三三〇	二四、六八二	二六、八一三	三三、八二〇

芹生	奥田	古平	上北	尾堂	大山	瀧裏	柳谷	登路	伊王	中首	牛ケ	七モ	土蔵	三ツ	水谷	五葉	アノ	岩谷
田	田	平	手	堂	山	裏	谷	路	谷	首	ケ	ケ	蔵	ツ	谷	ノ	ノ	谷
北	北	北	東	北	北	東	北	北	北	中央	東	南	東	北	北	北	西	西
一四、〇二四	一八、〇二四	三七、一二三	八、九二三	一五、七〇三	三四、三二四	一九一、四一一	一〇三、二二五	八〇、一二六	三六、七二五	一〇、八二二	一三、四〇六	一四、一二一	五二、七二五	三〇、二五〇	三八、四〇六	二二、七二一	三九、六二六	四四、九〇一

北野	南出	太田	下田	辻山	上川	ユリ	宮ノ	中尾	古知	瀧谷	瀧浦	古知	井出	古知	岸下	勸定	南伊	久保	
野	出	田	田	山	川	上	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
北	中央	南	南	東	東	西	北	北	北	北	東	北	西	北	北	北	北	北	北
二二、〇〇八	二六、八一三	三三、八二〇	一八、四〇二	八、九一一	五〇、三〇〇	二六、七一九	二七、四〇七	五、三三二	四、九〇五	一八、五二一	二、九二六	二、八〇〇	四、二二六	二、八〇五	二、九一七	二、六七一	一〇、三二五		

中出	畑芝	上田	シタ	大長	下川	一堂	北出	阿部	瀧谷	古知	阿部	伊王	鉢田	北伊	杉谷	西出
出	田	田	道	道	原	谷	谷	谷	谷	表	山	屋	田	堂	谷	出
中央	南	南	南	東	西	西	北	北	北	北	北	北	北	北	北	中央
二四、八一〇	三一、〇一五	二六、六二七	一四、四〇七	一五、二一八	二八、三二八	六一、〇二五	三三、九二〇	四〇、七〇五	一、一一六	五、九二八	三、五〇〇	二二、四〇〇	三、七〇六	八、三〇二	九、五一四	二七、〇二九

下宮	宮下	杉谷	長谷	三ツ	見谷	見谷	宮下	北上	北前	岩崎	高岩	小出	高岩	茶屋	宮前	百原	百井
屋	谷	谷	谷	又	谷	谷	谷	出	田	崎	谷	跡	跡	谷	前	ノ	ノ
東	北	北	西	北	北	北	北	東	東	西	西	西	西	西	西	東	東
二二、三〇九	一一、八〇六	一三、八〇六	一八、〇七三	四、五〇〇	四五七、五〇八	一〇、三〇四	四、五三二	九、六一三	八、八二九	一五、八〇一	二二、〇二〇	七七、三三九	一五〇、九一六	一七、三三〇	三二、五一一	二四、五〇七	二四、一七〇

次ヶ	瀧ヶ	菅ヶ	伊ヶ	松ヶ	小出	堂ヶ	岩ヶ	中ヶ	前ヶ	新ヶ	見ヶ	小出	高瀧	櫻ヶ	原ヶ	由ヶ
ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	石	後	見	町	由	由	谷	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
西	西	西	北	北	東	東	北	中	南	南	西	西	西	西	中	東
二二、三三〇	八七、七三〇	一〇、五九三	四、六二〇	四、五〇〇	五七一、六〇三	三、八三三	一七、三〇八	一八、六一七	二一、五二四	三四、三二五	一四、九二四	一五、六〇〇	二二、七二七	四、九一三	一、八二六	三二、八〇三

寺谷	菅谷	宮上	掛附	奥原	前地	池地	水口	燧谷	寒路	池谷	板谷	清水	ふき	劍山	白岩	海老	春戸	阪戸	庵ヶ	
谷	谷	上	附	原	地	地	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
北	中	西	西	北	中	南	東	東	東	東	西	西	西	西	北	南	東	東	西	西
五六七、六一八	七、三二二	一三、二二二	二二、八一七	一四、一二一	八、八二九	六、四一一	一四、三七四	三九六、五二五	二二、七三三	七六、五二〇	一三七、六二五	一二七、九〇一	一六三、三一五	一一一、九三三	一四〇、一一〇	一五七、五〇五	一四、四一一	一二、六二五	九、九一七	

藏ヶ	岩ヶ	山ヶ	樽ヶ	向ヶ	下ヶ	下ヶ	松ヶ	寒ヶ	機ヶ	蛇ヶ	牛ヶ	清水	小ヶ	小ヶ	上ヶ	澤ヶ	上ヶ	向ヶ	
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
中	北	西	北	西	中	南	東	東	南	西	西	西	西	西	北	東	西	西	西
七、二二〇	三、一〇一	八、二二七	九七、〇〇五	一〇、六一八	一〇、六一四	八、二二四	三〇四、八〇〇	一九二、五二五	二二六、八二六	四六、七二三	八〇、九二七	一八二、九一二	一七六、五〇〇	七八、七二七	九四、八一五	一九七、〇〇八	一五、三〇三	一五、〇二一	

六人代用教員男二人専科正教員女一人計九人同年度の經費は貳千五百八拾七圓五拾錢外に實業補習學校の附設井に教員講習補助費あり合計貳千七百四拾九圓五拾錢なりとす

四十一年調

搾乳場數 一
 搾乳牛 三
 搾乳高 三
 搾乳格 九〇
 製綿工場 宇原

京都市川橋鐵之助明治三十九年七月創立にして日本形水車二臺實馬力十六の動力を使用し盛んに業務を擴張しつゝあり最近の調査に因れば常に約三十名の男女を使役し製綿脱脂綿の一ヶ年製産高は二萬貫以上ありと云ふ

本村は山間に在るを以て耕地多大ならずと雖も區域廣大なるより比較的田面多く而して又山林に富めるを以て薪炭の産額頗る多し普通農産は村内の需用に足らず供給を他方に仰ぐもの少からず今最近の産額を掲ぐれば左の如し

米	二、〇九〇	三二、五〇三
麥	三〇〇	二、四二四
計	二、三九〇	三三、九二七
木		
丸及角材	一、二五〇	六、二五〇
挽材	四、八〇〇	二、八八〇
下駄材	四〇	四〇

竹材	三四〇	二三四
其他材	?	二一九九
果實	一、六〇〇	九七三
薪材	五〇、〇〇〇	八、〇〇〇
木炭	二五〇	五、〇〇〇
茶類	一五	四〇八
土類	?	四〇
蔬菜類	?	三、三六三
合計		二九、三八六
備考	外に製製品價格一、六八八あり	六三、三三三

名産 柴漬(茄子、蒾椒、茗荷、紫蘇等の混合鹽漬なり)本村及八瀬村に製造するものにして一種の雅味あり茶人酒客の賞玩は更なり高貴の清膳にも上ることありて其名亦高し

民業を大別すれば大畧左の如し然れども專業者のみならず相兼ぬるもの多し

農業	戸數 二、三三二	人口 一、一四四
林業	一七	八二
工業	五七	三二二

明治四十一年末現在

商 業	三四七	三四二
交通 業	三	二五
日稼及労働者	二四	二六〇
雜 業	八	五
公務及自由業	五	二一
無職及職業不詳	三九七	七五
計	三九七	二二九一

備考 養蠶家一月五人茶業八月三十八人は農業の内に併記す

直接國税を納むる者左の如し

百圓以上	三	五拾圓以上	四十二年
拾圓以上	一〇四	五圓以上	一
參圓以上	四五		六三

車 輛	一八五	甲 牛 車	四
荷 馬 車	一	自 用 人 力 車	一
乙 牛 車	二	中 小 車	一
大 車	一三六	計	四一
家 畜			四十二年未現在
牛 牝	一七		
牛 牡	九四		

本籍人口 一
 士 族 男 六九
 女 七五
 平 民 男 一〇六
 女 一〇五
 計 二四二
 現住人口及戸數

明治四十一年未現在

人 口	男 一三六	女 一三〇	大 原	男 八七一	女 八六七	小 出 石	男 八九	女 八八	百 井	男 八七一	女 七三一	大 見	男 七三	女 六五	尾 越	男 三三八	女 三七
戸 計	二二九	三九七	三〇〇	一八六	一五四	三三	一三八	二二	七五	二一	七五	二一	七五	二一	七五	二一	七五
宗 教 數 (在住人)	一七九	二〇七八	三〇〇	一八六	一五四	三三	一三八	二二	七五	二一	七五	二一	七五	二一	七五	二一	七五

神 社
 江 文 神 社 大字大原 小字宮山
 祭 神 稻倉魂命
 受寄郡誌 大原村

村社由緒不詳なれど頗る舊社なり本社拜殿神庫あり境内千六百六十七坪官有地第一種江文山にあり樹木多し

境内神社

- 級長津彦神社 祭神 級長津彦神 外二柱
- 軻遇突知神社 祭神 軻遇突知神 外二柱
- 満山神社 祭神 満山神 外一柱
- 天満宮社 祭神 菅原朝臣道真 外一柱
- 神明神社 大字大原 小字三叉

祭神 天照皇太神 豊受皇太神

村社由緒詳ならずれども舊社なり本社二字相併ひ境内老杉多し文明十八年六月十六日送別の宴を此に開らき歌詠み法樂しける事廻國雜記に見えたり境内九十坪官有地第一種

境内神社

- 八満神社 祭神 八満宮 蓋入橋の隈り
- 小野御靈神社 大字大原 小字龜甲谷

祭神 惟喬親王

無格社創立詳ならず然れど惟喬親王大原御隠栖の後遂に薨し給ひしかば其御靈を御草庵の邊に祠りしより始まりしなるべし御墓も御舊址も神社と相近し境内六十五坪官有地第一種

祭神 梅花咲耶姫命

無格社由緒詳ならず本社拜殿神庫あり境内百八十六坪官有地第一種

小野源大夫神社 大字大原 小字戸守町

祭神 猿田彦命

無格社由緒詳ならず文花散の森といふ或花尻に作る境内五百十五坪官有地第一種

八幡神社 大字小出石 小字宮之後

祭神 應神天皇

村社由緒詳ならず境内千七百八十九坪官有地第一種

境内神社

- 地主神社 祭神 保食命
- 山神社 祭神 大山稚命
- 志古淵神社 大字大見 小字宮之前

祭神 籠神

村社由緒詳ならず境内二百八十七坪官有地第一種

境内神社

平野神社

外禿社七座あれど之を畧す

志子淵神社 大字百井 小字宮之前

祭神 籠神

村社由緒詳ならず境内四百四十坪官有地第一種

境内神社

日吉神社

外二社皆祭神不詳

嚴島神社 大字尾越 小字宮側
受寄郡志 大原村

祭神 嚴島姫命
村社由緒詳かならず境内四百三十三坪民有地第一種
境内神社

稻荷神社 祭神 稻倉魂命

三 千 院 大字大原 小字宮の前

本 尊 阿彌陀如來座像 定朝作
脇 佛 觀音菩薩 勢至菩薩座像 同

本院本尊は舊來藥師琉璃光如來にて舊梶井御里坊の本室本尊なりしを明治變革の際本院に送置せられ之を本尊としたり明治二十九年境外佛堂往生極樂院更に境内に屬し本堂となりしより其堂の本尊即ち本寺の本尊となれり此像は古來著顯の名作にて國寶と定められたり
天台宗延曆寺所轄の門跡寺院なり初め延曆年中傳教大師叡山根本中堂創立の時東塔の南谷に假に一堂を築き本尊藥師如來(傳教大師自作)を安す是れ本寺の開基なり之を三千院圓融房と號す其後貞觀年中承雲和尚清和天皇の勅を奉じ更に精舎を建立し東塔より阪本の梶井の里に移る因りて梶井門跡と稱す元永年中堀川天皇の皇子最雲法親王入室ありて本寺第十一世を繼がせられしより皇族門跡となり皇子皇孫聯綿相承して法燈常に輝けり後に紫野舟岡の犁の鼻に移る今の建勳神社の東にて其舊跡存せり應仁の亂大内が陣となりて兵燹に罹り其後此地に移れるものゝ如し(應仁以前既に大原に居られしと云ふ説あり)魚山は聲明の根源なれば梶井門跡は聲明業の事務の宮とし音律の闡明を司り給へり此より先にも顯真承圓など魚山に住せし事あり來迎勝林の二部自から其下に立て寺運益々盛んなり第二十八世門主は即ち大塔宮尊雲法親王にて元弘の國難に當り撥亂反正の大勳を建て給へり慈胤法親王後陽成天皇の皇子を以て入室あり天台座主に補せらる此時京都御車道廣小路に邸地を賜り殿舎を建て御里坊となし佛殿を營み門主

は概ね此に住せられ本寺は修業の攸となれり里坊の所在に因りて梨本宮と稱す徳川幕府寺祿千六十七石第五十世昌仁法親王の時王政復古に會し復傍ありて梨本宮と稱せられ里坊の佛像宸額等を本寺に移したり明治四年門跡號を廢せられ一般寺院となり其後廢祿せられしも格別の御由緒を以て宮内省より年金九百六拾六圓八拾錢貳厘を給せられ其後門跡號を許され以て今に至れり本院は千年の名寺京北の巨刹にして寺域高敞殿宇完備せしが往年宸殿は取毀たれしを以て今再建計畫中なり方丈玄關の額は靈元天皇の宸翰(京都所司代巡檢の一也)にて蓋し特に賜ひしものなるべし境内一町一段二畝二十四歩官有地第四種此外上地となりし地は住職買得して之を寄附し全く舊形を失はず小野山を負ひ大原の郷に臨み律呂の川を左右に控へ最も清淨なる靈地なり寺産は畑宅地三段二畝餘山林六町餘を有せり

本寺は什寶多く其最なるものを擧ぐれば御懺法講の本尊阿彌陀三尊軸堯胤親王御筆、御懺法講經卷後伏見天皇後陽成天皇靈元天皇宸翰、仁孝天皇御願文、孝明天皇御念珠、惠心僧都筆二十五菩薩、來通佛古畫、曼荼羅、託摩筆一字金輪、晁殿司筆不動明王、此外歷朝御下賜品多し近年梶井門跡傳來の大塔宮御薙刀一振梨本宮より御返附あり此時宮より歷朝御宸翰古文書御返しあり又舊來門主直封の古文書八函と稱して八函あり舊記古文書數百通なり其中に正中二年十一月二十五日の附屬狀あり先門主承鎮法親王より大塔宮に附屬の本誓之なり宮十八歳の御時に當れり希世の古文書なり其主文左の如し
件寺院本尊聖教山洛房舍庄園所領等式依相承知行式有山緒傳領各相副調度文書附屬禪定皇子尊雲如件

正申二年十一月二十五日

沙 門

本院第一の規模は御懺法講なり此嚴儀は天皇御親祭の式にして其儀最も重く後白川法皇の御時より始まり應安元年後伏見天皇三十三年御忌より定式となり清涼殿又仙洞御所にて行はれ梶井宮勅を承りて其導師を勤めらるゝ例なり其式には天皇御躬から行道し給ふ事なれば最も嚴肅莊重なる大儀なり其事は別に記録あれば此には畧しぬ明治變革より宮中の式は廢せられたれど文明八年京都室町の營中にて後花園天皇崩御ありしが應仁の大亂にて皇居にては其儀行れ難かりしかば御七回忌の御懺法講を魚山にて行れし

受宥郡志 大原村

三百七十九

事あり導師は慈胤法親王にて親王自から其事を記し給へり其書を魚山のみよりといふ此例によりて英照皇太后の御一周忌に當り當院より宮中に其由を奏聞し明治三十一年一月十一日梶井門跡假宸殿に於て古來の式に基き御佛法講を執行せり宮内省よりも参向あり其儀最も盛んなりし

因に云ふ御佛法講は保元二年五月内裏仁壽殿に於て七寶御塔供養に行はれたりとの舊記あれば既に白川天皇以前に此事ありしとの説あり

本堂

本尊 阿彌陀如來三尊

舊と往生極樂院と號す梶井門跡此に在りし時境内佛堂たりしが明治變革境外となり明治二十九年特別保護建造物に指定せらるゝに及び更に境内に編入せられ以て本堂となせり桁行五間七寸梁行四間二尺七寸の入母屋造りにて妻を正面とする珍らしき古建築なり其内部は舊物にて佛壇天井柱等精密の繪畫を以て裝飾せり本尊阿彌陀三尊は惠心僧都の作にて靈像なり近年傳圓仁作不動尊像と俱に國寶に指定せらる寺傳に永觀三年花山法皇惠心僧都に勅して之を創立せしめ給ひしといふ(舊と一寺にて天文年中迄は住職ありしが梶井門跡の境内に入りしより幾變遷をへて又三千院の本堂となりしなり)近年大修理行はる堂内佛像にも古佛頗る多し

魚山

魚山大原寺とは聲明の本源を表したる名稱なり初め仁壽齋衡の頃慈覺大師台教の奧秘を究め更に入唐して天台山に入り聲明梵唄の秘蘊を受け歸朝の後此地を相し聲明の本源と定めしなり佛法宣明には音聞を攝化の巧便となし五明の一に備はり尤も之を重んず支那の梵音は魏の陳思王曹子建が濟州の魚山にて空中の妙音を聞き其節奏を寫し梵唄を製せしに始まり世々相傳へて大事とせり吾朝にも早く傳來せしが奈良朝の季は既に亂れしかば梵音を正すべき旨の勅ありし事國史に見ゆ大師己に聲明を傳へ此地を本據と定め濟州の魚山に據り山の名とし大原の水を去りて大原寺と號す大原の名も此より起れり智證、相應、淨

藏、慈惠、源信、覺超、懷空、寬賢、相傳へて良忍に至り益々盛んにして顯密聲明の音訣を集めて大成せり承徳中良忍來迎院を建て是より先寂源は勝林院を建て二部に分かれ各院之に附屬せり其隆盛の時は四十九院ありしと傳へたり其後兵亂相踵き各院轉退多く梶井門跡此に移るに及び門跡寺院の勢を以て自から本寺の如くなれり大原寺は明治維新の後まで其名稱を存せしが別に其寺坊の有りにあらず唯其總稱のみ今は來迎院と勝林院の二部にして來迎院内には淨蓮花院、蓮成院、遮那院、善遊院の四院あり勝林院内には寶泉院、實光院、普賢院の三院あり此諸院は舊時は格式普通の寺院に勝ぐれ宮中御饗法講には參勤の榮を荷へり今も特立の別格寺として固より三千院の附屬にあらず他宗の聲明傳授は猶此二寺に依る例なり

來迎院

大字大原 小字宮ノ前

傳行基作

本尊

中 藥師如來座像

傳定朝作

天台宗延曆寺末三等二級別格寺なり仁壽年間慈覺大師の創立にして聲明梵唄の本源なり嘉保二年中興聖應大師良忍更に之を盛大にし音律の各派を一統し世の聲明學を成さんとするものは必ず當山に依る勢となれり天仁元年良忍鳥羽上皇の叙願により一堂を建立し阿彌陀釋迦二尊を安す即ち本院なり於是四近の諸院之を總本堂とす藥師如來は舊時別堂の佛なりしもの也といふ應永三十三年十月炎上し永享年中再建せしを天文年中に至り改修せり即今の堂宇是なり舊時は寺院多かりしが漸々轉退して今は四ヶ院となり本院も普通の一ヶ寺となれど他の四ヶ院より輪番として舊來總本堂たりし故例を失はず境内千十坪官有地第四種本堂桁行六間半梁間之に同じ背に經藏あり如來藏と號す良忍の遺書を納めし所にして今は建物も替り舊記も多く散亡すれど猶大國三つあり法報應の三字を以て之を別ち古文書其中に充ちたり聖應大師已來聲明に係る舊記太多し其中希有の寶書は傳教大師戒牒度牒なり此は眞物魚山に傳れるよしに聞へしが往年舊記調査の時發見して一々臨寫せし事あり寶龜十一年十一月十日延曆二年正月二十日の國牒延曆四年四月六日の戒牒にて國牒は當時の謄本にて戒牒は原書也國牒は他に移すべきものなるにより

之を寫して副本を作り戒牒は其身に携帶すべきにより原書なり滿副に僧綱之印といふ古印を押し賢環以下皆自署なり此牒によれば大師は滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足が戸口にて其名を廣野とあり大師傳には其父を大藏卿正三位三津朝臣百枝とあれど之と違へり且其母を應神天皇第九の皇女といふに至りては荒唐も甚しといふべし國牒度牒とも廣野は黒子頭左一右肘折上一とあり當時の戸籍法を見るべし延暦四年は大師二十歳の時なり此時始めて戒牒を受け僧籍に入り延暦七年には既に根本中堂を山上に建て天台の基を開らきたり其年僅に二十三歳なり誠に非常の英才なりしを見るべし此文書につきては別に考證あれど文長して載するを得ず今其戒牒のみを掲ぐ

僧綱牒近江國師

今年受戒僧事

僧最證年二十近江國滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口同姓廣野黒子左頭一左肘折上一

牒、上件僧、以今年受戒已畢、國師承知、經於國司、編附國分寺僧牒、今以狀下、牒到奉行、

延暦四年四月六日

從儀師常羅
威儀師明道
威儀師壽石

大僧都賢璟
少僧都行賀
律師
律師立憐

此他寶物云御佛法講本尊普賢菩薩畫像三尊來迎畫像後小松天皇御詞書土佐行長畫融通念佛大緣起等にて其中戒牒は國寶に指さゝれたり梵鐘は永亨の古鐘なり寺産は田畑四段一畝餘山林九町八段餘を有せり

境内佛堂

鎮守堂

淨蓮花院

本尊 阿彌陀如來

本尊

天台宗延曆寺末三等二級別格寺なり其創立由緒來迎院に同じく來迎院内の一院にして中興聖應大師の住

院なり大師が融通念佛を發明せし靈場にて其名世に聞えたり舊來の本堂は明治七年焼亡し本尊も共に烏有となれり此像は運慶の作にて魚山三大像の一なりしといふ今は庫裏を再建せしのみにて本堂の跡には木標を立てたり境内千四百四十九坪官有地第四種

遺成院

同 小字坊ノ上 阿彌陀如來

本尊

天台宗延曆寺末三等二級別格寺にして其創立由緒來迎院に同じく即ち來迎院内の一院なり境内四百七十二坪官有地第四種佛殿客殿庫裏其他皆備はり文政年間の改修にて建物完好景致尤も勝れたり事は名勝の部に在り寺産は田一町一段四畝餘山林十二町一段五畝餘を有せり尙ほ境内佛堂は鎮守堂に本尊托枳尼天の堂宇あり

善逝院

同 小字宮ノ前 阿彌陀如來

本尊

天台宗延曆寺末三等二級別格寺にして其創立沿革來迎院に同じく即ち來迎院内の一院なり境内千五十九坪官有地第四種堂宇文久二年焼亡して明治二十年再建せり本堂兼庫裏一字寺産は田畑宅地合一町六段四畝餘山林六町九段一畝餘を有せり

遮那院

同 小字坊ノ上 地藏菩薩立像

本尊

受寄郡志 大 原 村

天台宗延曆寺末三等二級別格寺にして其創立沿革來迎院に同じく即ち來迎院内の一院なり境内六百十三坪官有地第四種本堂兼庫裏一字寛永十八年改築にして其他雜舎あり寺産は田宅畑地合一町三段八畝餘山林鉾地二十六町五段三畝餘を有せり

- 境内佛堂
- 鎮守堂 本尊 托枳尼天
- 辨天堂 本尊 辨財天
- 勝林院 大字勝林院 小字上北手
- 本尊 阿彌陀如來立像
- 脇士 不動明王 毘沙門天

天台宗延曆寺末三等二級別格寺にして其創立由緒は來迎院と同じく慈覺大師の入唐聲明梵唄を究め此地を其本源と定めしに開基せり一條天皇の時右大臣源雅信の子少將時信佛門に歸し名を寂源と改め此山に入り一堂を建立し常行三昧を修すること三十年毘沙門天の示驗を被り其堂を勝林院と號し益々聲明を興隆せり時に長和二年なり寂源在世の時所領の土田を施入し寺産となせり寛仁二年寂源臺嶺の碩學を請じて法華八講を本尊の前に修し覺超遍教の兩僧佛果空不空の義を論せし時本尊其理證を示し中道實相の本意を現せしにより世に證據阿彌陀と稱し大に信向せられ朝廷御歸依も淺からず佛像は八尺の大像にて大原三大佛の一にて名作なり寺記によれば太宰帥藤原隆家と其子經輔との本願にて大佛師康成の作なりといふ世に名高き法然上人の大原問答も此にて行はれしなり現在の堂は安永年間の再建にて九間に八間惣規木造の宏壯完堅なる建物にて前階の擬寶珠に其記事を刻したり堂内は猶大原問答の時の裝飾をなせり朝廷の御懺法講は清涼殿にて行るゝ例なれど文明八年後花園天皇七回御忌の時皇居は應仁の大亂にて儀式の行れ難かりしかば特に此堂にて行はれし事あり此院は來迎院と同じく勝林院内三ヶ院の總本堂にて近年一ヶ院となりしかど別に住職を置かず三院にて輪番に之を預かれり境内二千六百二十五坪官有地第

四種寺産は田四反七畝餘山三段四畝を有せり本院は舊來後鳥羽順徳二陵境内に在りしを以て奉仕せしが今は宮内省に管せらる境内に佛堂五宇あり今は變遷して僅に其舊名を傳ふるのみなれど皆特別の由緒あれば其概略を記す

- 境内佛堂
- 法華堂
- 本尊 普賢菩薩

勝林院本堂の東南後鳥羽天皇御陵に入る所にあり二間半四方の堂なり此堂は後鳥羽天皇の御骨を此山に納めしにより修明門院の御沙汰として梶井門主尊快法親王に仰せて木無瀬殿の建物を此に移されしなり事増鏡に詳かなり舊の堂は早く廢れて今有りと云ふは本堂再建の時の假建なり又文明三年二月十一日後花園天皇分骨を此に納めし事あり

- 西林堂
- 本尊 阿彌陀如來
- 法華堂の北にあり西に向ふ三間四方の栴屋の小堂なり此堂は梶井第十六世前天台座主承圓僧正の舊坊なり承久年間座主を辭して此に隱栖し自身往生の儀式の行へり大原の迎講此より生まれりとぞ舊の堂は燒亡して現在の建物は安永年間の假建なり
- 觀音堂
- 本尊 聖觀音菩薩

- 法華堂の右にあり方値に三尺の小堂なり慈覺大師の將來佛なりといふ
- 寶泉院 同 同
- 本尊 阿彌陀如來
- 脇士 觀音勢至

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり創立由緒詳かならず勝林院内三ヶ院の一なり他の二院と共に勝林院を總本堂とす客殿庫裏居間茶室等備はり園内に五葉の老松あり蟠鬱數丈且眺望最も好し寺産田畑宅地合三町四段餘山林五十七町三畝餘を有せり

實光院 同 地藏菩薩

本尊 天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり其創立由緒寶泉院に同じ明治十四年焼亡して再建せり寺産は田畑宅地合二町四段五畝餘山林四十七町九畝餘を有せり

普賢院 同

本尊 阿彌陀如來

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり其創立由緒寶泉院に同じ近來無住にて大に荒蕪せり寺産田畑宅地合七段八畝餘山林十二町三段四畝餘を有せり

寂光院 同

本尊 地藏菩薩立像

本尊は八尺餘の大像にて著色なり寺傳には聖德太子の時の作なりといふ三四寸の地藏の小像其腹内及後光其他に充ちたり皆金彩を施したるが如し舊と六萬體ありしと傳ふれど何時しが散亡して今幾許なるを知らず

天台宗延暦寺末なり寺傳には聖德太子其母君の爲に創立ありし舊刹なりといふ建禮門院入院以前の事は傳らず寺は字草生の谷奥に在り小鹽山又の名は翠黛の山を負ひ東南に面せり境内四百七十二坪官有地第四種本堂は慶長年中泥君の本願にて片桐且元が奉行して建立せしものにて其由を額に記したり方丈庫裏は大に傾頽せり建禮門院の御陵は方丈の上_に在り舊と境内なりしが近年分割せられて諸陵寮に屬せり文治元年九月建禮門院吉田より此に隠れ給ひ同二年四月二十日後白川法皇の御幸ありしより大に世に顯は

れ小原御幸の巻となり平家琵琶に演せられ謠曲に歌はれ端なく海内の名區となれり今も大原御幸の巻に見えし舊名を傳へて翠黛の山緑蘿の垣_の櫻岸の山吹などあり阿伽の水は昔の歎きを湛へ不斷の香は其世の俤を忍はるゝ所なり事は名勝の部に記す又什寶には門院の遺物數品あり建禮門院御像一體建禮門院の高倉天皇宸翰の故紙にて手づから作り給ひしといふ張子の阿波内侍像三尊來迎佛畫幅善尊大師畫幅等あり又建禮門院の御遺髮にて緇せしといふ南無阿彌陀佛六字名號の幅あり其下に〇〇七年_甲月日沙彌證道比丘尼妙心と緇ひ上には要文數十字を緇へり製作巧妙筆蹟も適美なり按に七年にて甲申に當るは弘安七年にして宛も門院の御落傍より百年に當れば其御遺髮の猶存せしを取出て此二人が冥福の爲に刺緇せしものにやあらん刺緇名號は間に有れど年號人名の入りしはまだ見えず大に考證すべき者なり又應安四年_辛三月十五日云々與書ある平家物語十二冊あり大原御幸縁起畫卷は慶長壬子清和寄附權中納言_押の與書あり詞書は飛鳥井雅望書は後藤長乘なり

念佛寺 同 小字产生

本尊 阿彌陀如來

天台宗三千院末寺傳には大塔宮御建立にて本尊は宮の御持佛とあり其他傳なし境内七十四坪民有地第一種

攝取院 同 小字上畑

本尊 阿彌陀如來

淨土宗眞教寺末寺傳には正暦二年攝取院實翁鏡心創立し天正二年因州鳥取眞教寺近譽中興し以て今に至れりとあり境内百六十九坪官有地第四種此寺は俗に蛇同心と稱して信徒頗多く三百五十餘人あり

阿彌陀寺 同古知谷

本尊 彈誓上人

淨土宗知恩院末にして彈誓上人の創立せし所也彈誓は尾張の人深く淨土宗を信じ其門に入り法徳あり此

山を相し一寺を建立せんと發心し益々其業に力め滋賀郡南庄村の信徒の力を得て慶長十四年此山中に新寺を建立せり本尊の木像は自刻なりといふ境内三百八十一坪民有地第一種本堂方丈庫裏其他の建物あり且寺産山林二十餘町を有したり

- 境内佛堂
- 開山堂 本尊 彈誓上人
- 藥師堂 本尊 藥師如來
- 觀音堂 本尊 十一面觀音
- 桂徳院

本尊 阿彌陀如來
禪臨濟宗相國寺末延徳年中石田和尚創立す境内二百坪民有地第一種

- 境内佛堂
- 行者堂 本尊 役行者
- 知藏庵 同

本尊 釋迦如來
禪臨濟宗相國寺末天正年中陽山和尚創立す

- 吸江院 大字大見 小字寺谷
- 本尊 藥師如來
- 禪曹洞宗慈眼寺末舊と叡山三千坊の一にて早く廢絶せしを貞享年間慈眼寺久世大願自費を以て堂舎を建立し寺田を寄附し之を再興す此より禪宗となれり境内二百九坪官有地第一種本堂兼庫裏一字寺産田四畝餘山林四十二町七段四畝餘を有せり
- 長應寺 大字百井 小字葦原

本尊 阿彌陀如來

正 眞宗大谷派本願寺末天正元年創立境内百三十五坪民有地第一種本堂兼庫裏一字のり

本尊 釋迦牟尼佛
禪曹洞宗源光庵末舊と天台宗の一坊にて廢跡となりしを致賀の大鐘善四郎なるもの源光庵元山の法子大機和尚に歸依し爲に之を再興し禪宗となし大機を請じて開山とせり境内六十坪民有地第一種本堂兼庫裏一字寺産田畑二段九畝餘山林十六町一段六畝餘を有せり

後鳥羽天皇御陵

大原法華堂陵といふ小野山の下三千院の北勝林院法華堂の背後の林中に在り兆城百九十七坪十三重の石塔を建つ高二間許延應二年二月二十二日隱岐國にて崩御あらせ給ふ北面の土にて久しく供奉せる藤原能義法師が御骨を袋に盛り首に懸けて京に登りしかば此法華堂に納め十三重の石塔を建てたる往年修營の時中心より貴重の佛像を發見せしが更に納められたり此御陵も荒殘せしを近年修理せられたり

順徳天皇御陵

同所兆域の中に北方に相併びたり御標石あり後鳥羽天皇崩御より四年の後仁治三年九月十二日佐渡國にて崩御あり康光法師が御骨を齎らして京に登りしが明年五月十三日此に納めらる天皇は承久の敗に北條の爲めに御父上と同じく絶海の孤島に遷され終天の御恨を含み後鳥羽の御骨を此に納めしよし傳へ聞かせられて入月の朧の清水いかにしてついにすむべき影をとむらんと詠ませ給へり其後幾年ならずして崩し給ひしかば特に先皇の御陵の側に葬り奉りしなるべし

附 記 後花園天皇御分骨所